

No.	法人・団体名
1	医学系大学产学連携ネットワーク協議会
意見	
1. 大学の产学連携力向上のための施策として、専門人材の育成・定着と人材共有の仕組みづくりを一層進めるべきである	
【→戦略2（知財イノベーション競争戦略）】	
<p>理由：従来的な施策に基づく产学連携体制は大学に浸透せず、その実効性にも問題を抱えている。日本の科学技術戦略推進のためにも、产学連携の環境醸成に向けたより堅実な施策をいち早く打ち出す必要がある。その中でも医学系産学連携活動は、実施例取得を含めた特許戦略の重要性や臨床研究の必要性もあって、技術開発・技術移転の様相が多分野と全く異なる上、必要な専門人材も特殊かつ多様であることから、従来の产学連携戦略と一線を画す、実効性ある施策の推進が必須である。これらの事情から、下記の3つの提案をしたい。</p> <p>①大学が必要とする産学連携人材を大学自らが育成し、これを大学本体に定着させるための環境を整備する。</p> <p>研究と医療系技術移転の分野における横断的な知識と経験を持った人材を大学自らが育成・スキルアップさせるとともに、育てた人材を魅力あるキャリア設定によって大学に定着させるためのインフラ構築をすすめる。特に医薬系産学連携においては臨床研究等の極めて重い特殊な壁が存在することから、リサーチ・アドミニストレーター（RA）も含めた専門人材の育成には特別な配慮も必要である。</p> <p>②大学間での人材・資源・情報を共有化するための強力なネットワーク構築を支援する。</p> <p>各大学ごとに自前で医学系産学連携のエキスパートやTRのサポート機能等を完備することは困難かつ非効率的であることから、大学同士で人材等を共有化する視点が極めて重要であり、その受け皿となるインフラストラクチャーの構築が喫緊の課題である。</p> <p>③産学連携による先端医療技術の開発促進に向け、厚生労働行政のより積極的な関与を求める。</p> <p>大学の先端医療シーズの育成には、医療シーズの出口のキーとなる厚生労働行政の積極的な関与が必須である。開発者と規制当局との真摯な協同作業なしに、過去の枠組みを超越した新しい医療の実用化はあり得ない。特に先端医療シーズの臨床研究や医師主導治験に対する支援、先端医療の保険によるフォローオン体制の構築などを一層推進する必要がある。</p>	
2. 臨床開発に資するため、安全性や効果の指標となるマーカーの産・官・学による共同開発を推進すべきである	
【→戦略1（国際標準化のステージアップ戦略）および2（知財イノベーション競争戦略）】	
<p>理由：再生医療等の先進医療技術の臨床開発を促進するためには、安全性や効果のエンドポイントの適切な指標の存在が必須である。最新の科学を取り入れ、汎用的で信頼性の高い共通マーカーを産・官・学共同で開発し、その成果を知財化・普及させる戦略がポイントとなる。そのような指標の開発は先端医療早期普及のための駆動力となり、また医薬開発における主導的な地位の確保に繋がる。</p>	
3. グローバル化時代の到来を真摯に受け止め、PCT国際特許出願の英語化を推進すべきである	
【→戦略1（国際標準化のステージアップ戦略）および2（知財イノベーション競争戦略）】	
<p>理由：グローバル化を唱える以上、国際出願書類の英語化は必須である。ライフサイエンスの国際的学術論文は全て英語が常識となっている。第一に、いちいち翻訳をしないと理解できない多国言語による国際公開では公開の意味が半減する。これを補うための検索システムの環境整備ももちろん重要だが、それだけで不足なことは明らかである。また、グローバルな技術主導の視点から見て、日本のイノベティブな発明が公開されても日本語による公開では世界の目にとまらず、標準化や技術浸透の妨げになる。世界共通でPCT出願を英語にする働きかけが最も望ましいが、少なくとも全PCT出願につき、最低限必要な部分（クレーム、または充実化・規格化した要約文）の英訳を付することについて早急に検討すべきである。</p>	

No.	法人・団体名
2	一般財団法人 バイオインダストリー協会
意見	
意見要旨	

戦略2知財イノベーション競争戦略に関して、1.技術流出防止のための環境を整備するに特許寄託菌株の分譲制度による悪用防止措置を入れる。2.大学の产学連携を向上させるに特許出願公開前の企業への紹介の強化を設ける。3.产学連携における知財マネジメントを強化するに各種業界の特殊事情を勘案した知財のフレキシブルな運用を入れる。4.研究成果を事業につなげる仕組みを構築するに企業による大学へのニーズ提示の場を設定する。

## 意見

### 1. 特許寄託菌株の分譲制度による悪用防止措置の導入

『知的財産推進計画2011』戦略2：知財イノベーション競争戦略の③我が国が生み出す[知]の活用を促進する。(イ)知財マネジメントを駆使して企業の「知」を最大限に活用するとの戦略の中にb.技術流出防止のための環境を整備するとの戦略が挙げられている。

バイオ産業においては産業用微生物、動物細胞等の菌株が工業生産上非常に重要であり、各社々の目的に応じて優れた菌株を作出し、工業生産に用いている。国際的に日本の企業が大きなシェアを持つ高純度アミノ酸の生産を始め、バイオ医薬品の生産等日本が国際的競争力をを持つ分野においては、日本企業の作出した菌株の優秀さが日本企業の国際競争力の大きな要因となっている。

伝統的に日本の醸造業等においては生産菌株はトレードシークレットとして秘密扱いされることも多かった。一方で①グローバルな特許戦略が必要なバイオ医薬品等の生産ツールであること、②自社（日本企業）の外国工場での使用可能性があること、③競業他社との技術競争で有利になること等の理由から有用菌株に関連した特許出願も多くなされている。その場合に菌株の遺伝子等による特定が不十分な場合は、寄託制度を活用して特許出願を行うことが多い。

しかしながら、特許出願に伴う菌株寄託は分譲制度を用いて他人が菌株を入手し不正使用するリスクを伴う。特に国際寄託の場合は諸外国との法制度の相違から技術の盗用をもくろむ外国企業が分譲制度を悪用する危険性がある。バイオ業界では過去に、日本企業の寄託菌株を外国企業が分譲制度により入手し、ファミリー外国特許の保護形式が異なることを利用して日本企業に許可なくの商業的に利用していた例、日本企業の寄託菌株が、ファミリー米国特許の成立を理由として、特別行政区にのみ特許出願がなされていない新興国の特別行政区に存在する大学（調査の結果、請求者は大学の職員ではなく大学にその菌株に関連した研究実績もないことが判明）に分譲された例等を経験している。

新興国等のバイオ企業や、コピー薬開発企業が肥大化していく中で、国際寄託による分譲制度は、日本のバイオ技術を守る観点からより厳格化する必要がある。具体的には、分譲請求があつた時点（分譲前）で寄託者に迅速に通知する制度の導入、日本の国際寄託機関の分譲契約内容の厳格化と国際対応化、国内での分譲株不正利用への刑事罰の適用、分譲請求者所属機関による分譲者の所属証明の要求、国内特許を理由とする菌株輸出時の水際取り締まり制度の導入等の諸制度導入の可否について検討すべきである。

### 2. アカデミアによる特許出願の特許出願公開前の企業への紹介の強化

『知的財産推進計画2011』戦略2：知財イノベーション競争戦略の③我が国が生み出す[知]の活用を促進する。(ハ)大学の「知」を活用したグローバルな成功事例を創出する。a.大学の产学連携を向上させるとのうちに、大学の外国出願支援の強化が挙げられている。

国による大学の外国出願支援は国の知的財産戦略として好ましく必要な施策であると思うが、外国出願は国内出願と異なり莫大な費用がかかるため国による援助にも限度があると考える。

バイオ企業に対するアンケートでは、大学等アカデミアの特許出願で外国出願する必要があると考えるものは早めに企業に紹介し、企業が共同出願等の価値があると考えるものは、企業の援助で外国出願することが現実的である旨の意見が多かった。大学等アカデミアの出願を出願公開後に企業に紹介しても、外国への出願または移行に関して協議する時間的余裕が無いため、満足な外国出願を行えないことが多い。このような状況を改善するためには、アカデミア発の特許出願を、出願後すぐに企業に紹介し、

企業が必要とする発明であれば、企業の援助で外国出願する必要がある。

### 3. 各種業界の特殊事情を勘案し、产学連携の成果である知財のフレキシブルな運用を行う。

『知的財産推進計画2011』戦略2：知財イノベーション競争戦略の③我が国が生み出す[知]の活用を促進する。(ハ)大学の「知」を活用したグローバルな成功事例を創出するにはb.产学連携における知

財マネジメントを強化するとの施策が挙げられている。

しかしながら、同施策の内容をみると人的な側面からの強化策が挙げられているだけで、具体的にどのようなスキームで産学連携の成果である知的財産を運用・マネジメントするかに関しては具体的な取り組みが挙げられていない。

バイオ企業へのアンケートの結果においては、産学連携およびその成果である知的財産のマネジメントに関しては、①よりフレキシブルな条件を企業と大学が話し合い共同研究に着手したい、②電気、機械等他分野と異なり発明の実施に時間と開発費がかかるバイオ発明の特殊性を考慮して欲しい、③農水分野等業界の利益が低い分野では業界相場を配慮して欲しい等の産学連携のきめの細かいフレキシブルな運用を望む声が多かった。また、大学産学連携担当部においては大学での特許維持の管理には限界があり企業への持分譲渡を前向き考える意見も多い。産学連携のシステム構築を、知的財産の実施料収入の獲得にのみ重きをおくと、反作用として共同研究数等の減少による外部資金獲得の減少を招く恐れがある。また、医薬品等発明の実施化可能性の低い分野では、実施料の獲得自体が困難であるため、知財マネジメントの強化が必ずしも大学収入の増加につながらない可能性がある。

このような状況の下、技術分野別に産業界の声を聞いて、各種業界の特殊事情を勘案し、ケースバイケースで産学連携のシステムやその成果である知的財産の管理・運用をフレキシブルに行える制度を構築することにより産学相互の利益が得られると考える。現行のともすれば硬直化した産学連携の方法を産学両者で協議し改善する必要があると考える。

#### 4. 企業による大学へのニーズ提示の場を設定する。

『知的財産推進計画 2011』戦略2：知財イノベーション競争戦略の③我が国が生み出す[知]の活用を促進する。(ハ)大学の「知」を活用したグローバルな成功事例を創出する。c. 研究成果を事業につなげる仕組みを構築するとの戦略には、大学が産業界のニーズを把握することの必要性が指摘されている。

一方、バイオ企業によるアンケートを取ると、従来の大学研究者を特定した個別型の共同研究の手法では不十分で、企業が多くの大学研究者に産学連携のニーズを提示する機会を設け、その説明会の中から共同研究のパートナーを選び研究開発を発展させたいとの要望が多い。最近は各社で共同研究テーマを公募することもあるが、企業にも研究秘密があるため公募タイプのテーマ提示には限度がある。

このような状況下、企業と関連領域の複数の大学研究者が企業のニーズに関して相互にプレゼンテーションを行い協議する場を設ける必要があると考える。

No.	法人・団体名
3	一般社団法人 情報サービス産業協会
意見	
○戦略2(「知的財産推進計画 2011」の「2. 知財イノベーション競争戦略」「②我が国「知財システム」の競争力を強化する」)について	
グローバル・ネットワークにおける環境変化を見据え、「特許システムを含むグローバル知財システムの構築をリードすべき」という基本方針に異論はない。しかしながら、法改正や国際協定への加盟などの制度変化は産業界に影響(メリット及びデメリットの双方)をもたらし得るため、以下の二点について留意されることを強く要望する。	
<p>(1) 第一点は、競争と調和、オープンとクローズといった知財戦略における重要な視点をグローバルな知財戦略においても生かすことである。昨今の制度改定議論においては、諸外国に対応して知財制度の国際調和を図るという趣旨が間々見受けられるところであるが、産業構造や企業文化、事業上の強み・弱みなどが異なる各国事情を考慮せずに知財制度を諸外国に一致させようとは、我が国における知財保護のニーズに合致しないばかりか、我が国のグローバルにおける競争力をも阻害しかねない。むしろ、我が国の法令や制度運用など先進的な知財システムを諸外国へ発信・提案していくことも含め、関係各国との制度調和及び競争環境の基盤整備において我が国がリードしていくことを念頭に置きながら、関係省庁が緊密に連携し、各国との議論を積極的に行っていただきたい。</p> <p>(2) 二点目は、制度改定に向けた検討作業の進め方についてである。知財保護の枠組みが大きく変わり得る場面では、新たな知財制度を活用する者は制度の内容や具体的な影響を想像しにくい立場にある。このことを踏まえ、制度改定の議論においては、拙速に進めるのではなく、関係者の理解を促した</p>	

上で、丁寧に実態やニーズを調査する手順を必ず踏んでいただきたい。その際、議論をミスリードしないために、「知財保護」にはメリット及びデメリットの両面があることを理解させる工夫や配慮が肝要である。また、新制度の施行に際しても説明会の開催等、関係者の理解度を高める方策を着実に実施することをお願いしたい。

○戦略3(「知的財産推進計画2011」の「3. 最先端デジタル・ネットワーク戦略」「②デジタル化・ネットワーク化の基盤を戦略的に整備する」)について

著作権法における権利制限の一般規定(いわゆるフェアユース規定)の導入については、以下のことを要望する。

- (1) 情報サービス産業においては、イノベーションの活性化及び新ビジネスの創出の促進に大いに寄与し得ることが予想される。したがって、速やかに法改正がなされ、関係者に周知する機会が設けられることを希望する。
- (2) ただし、法改正の基礎となる文化審議会著作権分科会の議論では、権利制限の対象として想定されている行為(「著作物の付随的な利用」「適法利用の過程における著作物の利用」「著作物の表現を享受しない利用」)は極めて限定的であるため、知的財産の適切な保護を図りつつも、情報サービス産業を含め我が国の産業において、新たなビジネスへの挑戦を可能にするような実効性のある一般規定の整備を改めてお願いしたい。
- (3) また、上記と併せて、著作権制度の利便性向上の観点から、権利制限の対象とされるべき事例集の作成・公表や周知の機会の設定など、権利者と利用者にとって予測可能性を高めるための措置も検討いただきたい。

No.	法人・団体名
4	一般社団法人 知的財産教育協会

意見

《要旨》

中小企業が知的財産を有効に活用するためには、各中小企業において、外部リソースを活用し、外部専門家とのインターフェイス役を果たしうる技能を有する人財の育成・確保が必要と考えます。

そのような人材の育成・確保を促進するための施策として、上記技能を客観的基準で測定する資格検定制度や、中小企業に対する人材育成・確保の取組みへのインセンティブ制度を創設することを提案いたします。

【戦略2 知財イノベーション競争戦略】について

○中小企業における知財人財育成のための検定制度の活用

1. 現状

我が国において、中小企業は企業数において圧倒的な割合を占めますが、優れた技術を有しているながら、最低限の知財マネジメントが行われていないために技術が社外、特に国外に流出したり、自社の強みを事業に有効活用できていないなど、中小企業の優れた技術が必ずしも我が国の産業の国際競争力に結びついていないのが現状です。

このような状況に対応し、国では中小企業に対する知的財産に関する優遇制度や相談窓口の設置など中小企業を支援する施策を行っていますが、中小企業には知的財産担当者がいないことがほとんどであり、中小企業にその制度運用が浸透していなかったり、相談するタイミングを逸して手遅れになったりするケースが多く見られます。

また、2006年に策定された「知財人材育成総合戦略」(30頁)では「全ての中小企業で知的財産を理解できる人材を、少なくとも一人は育成する「一社一人運動」を実施する。」旨が明記されているもののその政策の具体策は現時点で見当たりません。

2. 中小企業に必要とされる知財人財

上記現状に鑑みると、中小企業による知的財産の有効活用促進のために必要とされているのは、必ずしも、自社の事業戦略をふまえた知財戦略を策定・実行しうる高度な知財マネジメント能力を有する専任担当者のような人財ではなく、より現実的な視点に立てば、むしろ、普段は知的財産業務以外を行なっており(例えは総務担当、法務担当、設計担当等)、必要に応じて知的財産関連業務を行う兼

任の者、すなわち関連省庁が行なっている中小企業向け支援策や弁理士・弁護士の専門家などの外部リソースを有効に活用しうるような知財マネジメントについての基本的な認識を備えた人財であると言えます。

すなわち、中小企業の知財活用に資する特有の制度等についての知識を持ち、外部専門家とのインターフェイス役を果たしうる技能を有する人財を育成・確保することが急務であると考えます。

### 3. 具体的な提言事項

中小企業において上記のような知財人財の育成を図るために、(1)「知財人財育成プラン」の現状の案に賛同すると同時に、(2)以下の案を提言させていただきます。

#### (1) 「知財人財育成プラン」の現状の案への賛同

中小企業の知財活用に資する特有の制度等についての知識や、外部専門家とのインターフェイス役を果たしうる技能を客観的な基準によって検定し、一定レベル以上に達した者に資格を認定する制度を創設する案が出ております。当会としてはその案に賛同いたしますし、検定制度を設けることにより、中小企業に必要とされる知財人財の具体的な指標や客観的な到達度が明確になり、人財育成の促進が図れる可能性が高いと考えます。

また、前述した「知的財産人材育成総合戦略」の「一社一人運動」の政策目標にも資する案と考えます。

#### (2) 知財人財育成促進のためのインセンティブ制度の導入の提言

知財人財の育成・確保に積極的に取り組む中小企業に対するインセンティブ制度を併せて導入することが必要不可欠であると考えます。

中小企業が上記のような知財人財育成に実際に取り組むか否かは、各中小企業の経営者が知財人財育成の重要性を認識し、知財人財育成によってたらされる知財活用のメリットを実感できるか否かによるからです。

なお、各中小企業の知財人財育成・確保への取組み状況を客観的に確認する上では、上記(1)の検定制度の活用状況（各中小企業における受検者数や合格者数等）が、その判断材料として有効となると考えます

このように、検定制度と中小企業の知財人財育成への取組みに対するインセンティブ制度とは、表裏一体を成すものであり、両制度がともに機能し合うことによって初めて、中小企業における知的財産の戦略的活用が促進され、その結果として、我が国の知財イノベーション競争戦略に資することが期待されます。

「知的財産推進計画 2012」の策定にあたり、上記2つの点について、ご検討賜りますようお願い申し上げます。

No.	法人・団体名
5	一般社団法人 電子情報技術産業協会
意見	
<p>■戦略2 特許権の安定性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>上記戦略を実行するために、「特許に関する付与後異議申立制度の創設」を提案する。 (理由)</li> <li>日本では数年前に、特許異議申立制度が廃止された結果、先行文献のサーチ不足により許可された特許権が潜在的に存在している可能性がある。安定性の高い特許権を発生させることは、特許権者の権利の活用に重要である。無効審判より簡易に、公衆審査である異議申立制度を再創設することを提案する。</li> <li>当該制度は、従前より欧州では存在し、米国では昨年の法改正により創設されたが、我が国に、このような制度がないことは、我が国の特許権の信頼性・安定性に疑念が持たれかねない恐れがある。</li> </ul>	
<p>■戦略2 タイムリーな権利化の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>タイムリーな権利化を実現させるため、早期審査、通常審査、遅延審査のいずれかを選択できるようすべき。 (理由)</li> </ul>	

- ・審査請求から FA (First Action) まで平均 2 年前後と、FA 期間が大幅に短縮され、また早期審査制度も機能し、早期権利化の観点からは改善してきている。
- ・しかしながら、製品化までに長期間かかる基礎研究等の場合、いたずらな早期権利化は製品化に至る前に特許権が確定することを招き、特許権が製品をカバーできない可能性がある。

### ■戦略 2 産学連携関係契約における不実施補償条項の撤廃

- ・産学連携時に問題となる不実施補償条項について、撤廃も含め、検討・協議することを要望する。
- (理由)
- ・産学連携の障害の一つにいわゆる不実施補償の問題があり、大学が企業に対してかかる不実施補償を求めるに際しては、大学と企業との共有特許権について、企業が自己実施した場合に、企業が大学に実施料を支払うことを義務付けることが極めて多い。
  - ・特許権の自己実施により得られる利益を算定するのは極めて困難であり、運用上も企業に多大な労力を強いられ、結果として、産学連携がうまく進まないことも懸念される。
  - ・例えば、電機業界においては、ある製品が数百・数千件もの特許を使っていることも珍しくない。これらの特許には、自社のものもあれば、他社からライセンスされたものもある。また、企業によっては数百・数千の製品群を擁することもあり、さらに各製品は多数の自社開発の部品、他社から購入した部品から構成されている。
  - ・このような複雑な特許群、製品群、部品群から、特定の一件の特許がどの部品・製品に使われているかの判断は容易ではない。仮にそのような判断ができたとしても、その特定の特許の寄与度を求めるることは非常に困難である。かかる状況で、実施料の金額を算定することは、不可能と言わざるを得ない。とりわけ電機・IT 分野では産学連携が著しく妨げられていると考える。

また、不実施補償の規定は、諸外国の大学の共同研究契約書にはない規定であり、特に外国企業・機関との産学連携の障害になっている。

### ■戦略 2 日本版バイドール法関連の契約書・報告の統一化および内容見直し

- ・政府資金による委託研究開発の契約書・報告書の統一化や内容の見直しを行い、日本版バイドール法の実効性を高める検討を要望する。
- (理由)
- ・所謂日本版バイドール法が制定され、我が国産業の生産性向上を図る環境が整ったかに見える。
  - ・しかしながら、日本版バイドール法の運用面では依然として課題がある。政府資金による委託研究開発に適用される報告事項が、省庁毎、管理部署毎、年度毎に異なるケースが散見され、また内容もきわめて長期（例えば、特許権満了まで）に義務を課すもの、実施態様について詳細な報告を求めるものなど、対応する企業の管理負担が重い。
  - ・一方、例えば米国では、国防・軍事関連など特別な配慮が必要とされるプロジェクトを除き、基本的に知財に関しては契約書や報告事項は統一化されており、特許出願・特許権等に関し企業が自ら管理して報告しなければならない事項は発明から 2 年以内に完了する。

### ■戦略 2 工程表（89）職務発明制度の運用

この問題に関しては、2013 年度中まで待つことなく、即座に、改正協議・検討に着手すべきと考える。

(理由)

- ・改正後の職務発明制度でも、グローバルな知を惹きつける研究開発拠点等を整備する場合に、事後に発明者との関係が複雑化する日本独自の職務発明制度が諸外国からの研究開発拠点を誘致する上で障害となるとの考えている企業が多い。
- ・事業を行う上で職務発明問題が存在することは事業の予見性を著しく低減させる。
- ・個々の企業においては、自社の判断で各種のインセンティブ制度を設けているとの実態もあり、発明者を適切に処遇することは企業の存続に関わることであり、企業自身の問題として捉えられるべきものである。

### ■戦略 3 工程表(126)実施状況 (36) アクセスコントロール回避規制の強化

ゲーム機・ゲームソフト用の保護技術を対象に加え、所謂マジコンの規制を行うことにより、著作

権保護に名を借りたプラットフォーム保護という弊害が生じることが、産業界及び利用者のみならず著作権法の権威である複数の有識者からも指摘されているところ、コンテンツ保護を実現しつつ、弊害が生じないような規制の実現を図るべく政府内部での十分な調整をお願いしたい。

具体的には、正当な機器、部品、チップ等の販売・サービス提供へのサイドエフェクトが生じることのないようにするべく、2011の具体的取組として記載された「製品開発や研究開発の萎縮を招かないよう適切な除外規定を整備」されるよう要望する。

### ■戦略3 (37) プロバイダによる侵害コンテンツ対策措置の促進

権利侵害コンテンツ対策の実効性を担保するための制度検討においては、まずは現行制度の延長線上で、権利者団体とプロバイダの自主的な取り組みを拡大していくべきであると考える。

権利侵害コンテンツ対策との名目で、プロバイダに対して技術的な侵害防止措置を義務付けること、及びインターネット接続機器メーカーに対して当該機器への技術的侵害防止措置導入を義務付けることは、対策の現実性及び実効性が疑わしいこと、コスト分担が著しく不公平であること、却って新たな法的問題を引き起こすおそれがあることの各点より、反対する。

### ■戦略3 工程表 (132) 実施状況 (42) 著作権制度上の課題の総合的な検討（私的録音録画補償金制度等）

「デジタル化・ネットワーク化に対応した著作権制度上の課題（保護期間、補償金制度の在り方を含む）について総合的な検討を行い、検討の結果、措置を講じることが可能なものから順次実施しつつ、2012年までに結論を得る」とし、また「実施状況(2011年3月31日時点)」では、今後の課題として「関係者の合意を得た上で、早急に結論を得る必要がある」とされている。

一方、2011年12月、知財高裁は、アナログTV放送チューナ非搭載録画機器は特定機器に該当しないため、私的録画補償金徴収に係るメーカーの協力義務違反もない旨、判示している。

計画2007以来、私的録音録画補償金制度については「廃止や骨組みの見直し、他の措置の導入も含め抜本的な検討」が必要とされている。仮に、司法と並行して検討するのであれば、とりわけ、著作権保護技術と補償の要否の関係については、保護と利用のバランスを確保すべく、権利保護に傾斜した現行法を改善するべきである。

また、「今後の課題」として「クラウド型サービスの環境整備を図るため、法的リスクの解消も含め、課題を整理し、結論を得る必要がある」とされている点に関して、クラウド型サービスにおいては必ず「送信可能化」及び「自動公衆送信装置」が関わるところ、2011年1月のまねきテレビ最高裁判所判決が示した「送信可能化」及び「自動公衆送信装置」の概念の捉え方によつては、送信可能化及び自動公衆送信装置に関わる事業者の行為につき、どのような場合であれば適法となるのかが明確であるとはいえない。

ここでいう「事業者」とは、著作物の送受信、著作物の送受信に使用される装置の接続、記録又は入力等、著作物の送受信に必要となる行為を行う者という広い概念である。かような広範囲の事業者に萎縮的効果をもたらす事業環境の下では、日本国民は技術進展による利益を享受できないという不都合な結果を招く。

したがって、「クラウド型サービス」の「法的リスクの解消」には、「送信可能化」及び「自動公衆送信装置」の概念の明確化は急務である。

さらに、デジタル化・ネットワーク化の進展する中で上記のクラウドとも絡んで、著作権法30条1項柱書が規定する「その使用者が複製することができる」に関して、複製が実質的には私的領域内での使用のためになされたと評価できる場合には、ユーザーの複製行為に事業者が関与することを認めることが妥当性の検討及び同条同号1号の公衆用自動複製機器とクラウド上のサーバーとの関係についての法的リスクの解消は急務である。

これらを含めた検討をお願いしたい。

### ■戦略3 工程表(133)実施状況 (43) 著作権制度上の課題の総合的な検討（権利制限一般規定）

「権利制限の一般規定について、これまでの検討結果を踏まえ、2010年度中に法制度整備のための具体的な案をまとめ、導入のために必要な措置を早急に講ずる。」との計画に沿つて、文化審議会著作権分科会法制問題小委員会において、一定の類型について、権利制限一般規定の導入が提言されたこ

とを歓迎し、今後の立法に向けた政府の尽力に期待する。

但し、同提言による権利制限の一般規定では不十分であることが、すでに多数の委員からも指摘されている（平成23年2月25日、平成23年5月13日、平成23年11月2日等の委員発言）。2011年5月13日開催のコンテンツ専門調査会で配布された「知的財産推進計画2011」に盛り込むべき事項として、権利制限の一般規定の対象を広く設定すべきとの意見が紹介され」たことを受けて、工程表(133)においても「今後必要な措置について、・・・更に検討」するとされている。

ビジネスの現状としては、ネットワークプラットフォームがフェアユースのある国で急激に進展していることに伴い、事業者/ユーザーがフェアユースのある国に移行し、国内産業がますます疲弊することが懸念される。それゆえ、現在予定されている改正以後もさらに権利制限の一般規定を充実させるべく、権利者の利益を不当に害さない範囲でフェアユースの対象範囲の拡大を検討頂きたい。

同提言の3類型に該当しない、企業内での様々な利用行為のうち、権利者の利益を不当に害さないものと考えられる行為類型（複製物を適法に取得・所持している場合における極めて少部数の複製など）についても早急に解決頂きたい

### ■戦略3 工程表(134)実施状況 (44)著作権制度上の課題の総合的な検討（間接侵害）

「著作権法上のいわゆる「間接侵害」に関し、2010年度中に差止請求の範囲の明確化を含め、その要件化に関する一定の結論を得て、必要な措置を早急に講ずる。」とし、その「工程表」「短期」の項目において「文化審議会著作権分科会における検討を進め、2010年度中に一定の結論を得る。同分科会における検討結果を踏まえ、制度改革案のとりまとめなど必要な措置を講ずる。」とされていることを受けて、文化審議会著作権分科会法制問題小委員会に設置されたワーキングチームにて精力的に具体的検討が進められ、「考え方の整理」が示されたことについては高く評価している。

他方、2011年1月の2件の最高裁判所判決や従前のいわゆる「カラオケ法理」の展開もあいまって、侵害行為者概念の外延が拡大し、法的不安定性が一層増しているとも言え、著作物の利用に多少でも関わる事業の遂行において、事業設計の自由及び予見可能性が著しく阻害されている。

したがって、利用と保護のバランス確保の観点から、「カラオケ法理」の適用を排除して新たな立法（著作権法の枠に捉われずに、産業政策目的の特別法による立法も視野に）により、早急に制度改革案をとりまとめて頂きたい。

### ■戦略3 技術の意図せざる国外流出の防止

技術の意図せざる国外流出を未然に防止するため、外国為替及び外国貿易法に基づく安全保障貿易管理に係る対応について政府が各企業や大学・研究機関に対して普及啓発・支援活動を展開することに賛同する。

このうち、いわゆるクラウドコンピューティングの利用拡大に伴い、特に輸出貿易管理令別表第1輸出許可品目「8コンピュータ」「9通信関連」といった品目の設計、製造又は使用に係る技術データをインターネット上の外国に所在するデータセンターに保管することについては、先ず安全保障貿易管理の観点からの政府見解を明らかにし、次いで民間分野での適切な対応を促すことが、技術流出防止及びICTインフラ活用の両面より必要と考える。

### ■戦略2 知財活用を促進する制度整備

#### 実施状況 (25)

「特許の活用促進に資する制度整備を進めるため、通常実施権の登録対抗制度の見直しの検討を行い、結論を得る。」とあることを受けて、2011年5月31日、登録をしなくとも差止請求等に対抗できる制度が整備された。他方、同様の課題は著作権においてもあることから、改めて計画として掲げて取り組みをお願いしたい。

すなわち、ライセンス契約の対象となっている著作権が、ライセンサから第三者に譲渡された場合などにおいて、ライセンシーは権利の譲受人に対する対抗要件を有しないと、ライセンスの存在を主張できない。例えば、代替性のないソフトウェアやコンテンツについての複製等の許諾を受けて事業展開をしている場合に、ライセンサの著作権譲渡に伴い、事業継続が不可能となることが考えられる。

この課題は、2008年度の法制度問題小委員会の審議の経過として、継続検討する旨が報告されており、特許権についての対抗制度導入を契機として、改めて検討を再開頂きたい。

### ■戦略4

#### 項目番号 161 ACTA（模倣品・海賊版拡散防止条約（仮称））の参加促進

ACTAに関しては、国際シンポジウムや署名式が行われる等、条約施行に向けたプロセスは着実に進んでおり、今後、アジアをはじめとする諸外国がACTAへ参加することにより、知的財産権保護にかかる国際的な枠組みが強化されることを期待している。更に、ACTAの条文を参考にして、将来、二国間協定や多国間協定の協議がなされる可能性が想定されるが、協議の際は、ACTAと同様に、産業界を含め広く意見聴取をお願いしたい。

### ■再掲 (38) 各国政府への要請活動の継続・強化

中国においては、官対官の覚書の締結により、幅広い対話の窓口が整備されつつある状況を、当協会としても高く評価する。

例えば、当協会の会員企業が苦慮している中国における商号問題は、IIPPFの建議として、取り上げていただくのみならず、官対官の場でも協議いただいている。

中国においては、例えば現在、権利者負担となっている税関保管料や侵害品の処分費用を、税関負担としていただけないなど、一朝一夕に解決しない問題が多く、模倣品ビジネスが成り立ちにくい環境を目指し、要請活動の継続・強化のご支援を賜りたい。

### ■その他 違法・有害コンテンツへの対応

ネットワーク上を流通するコンテンツの規律については、現行のプロバイダ責任制限法、青少年インターネット環境整備法等により引き続き対応することが適当である。

青少年インターネット環境整備法附則第3条で2012年3月迄に施行状況の検討結果に基づき必要な措置を講ずることとされているが、現在開催中の総務省の研究会等において業界の取組状況を十分に評価し、事業者が具体的に採るべき措置の指針の見直し等、政府による実効性確保の取り組みを継続すべきである。

有害情報への対策については、同法の基本理念である民間の自主的取組、利用者のリテラシー向上、青少年が有害情報を閲覧する機会の最小化を踏まえ業界の自主的な取組や幅広い関係者間の連携を一層推進するよう政府が引き続き支援に努めることを期待する。

### ■その他 「新たに盛り込むべき政策提案」→「新興国における外国語出願制度の導入働きかけ」

・「使用言語の違いによる負担軽減」のために日米欧で導入されている「外国語出願制度」について、新興国・途上国での導入への働きかけを施策に盛り込むことを要望する。

#### (理由)

・「知的財産推進計画 2011」には「知的財産推進計画 2010」からの継続施策として、例えば「使用言語の違いに起因する負担の軽減（中期）」（項目NO.96）があげられているが、同じく、「使用言語の違いによる負担軽減」のために「外国語出願制度」を新興国・途上国での導入することを要望する。

例えば、中国などへの特許出願では、当然、中国語での出願が求められる。そのためには、日本人が理解できる日本語あるいは英語からの現地語への翻訳がなされ、その現地語での出願がなされる。しかし、翻訳に誤りがあると、出願当初の明細書（現地語）の記載の範囲を超えた翻訳訂正ができないために、権利行使に当たって致命的な傷となってしまい、権利行使ができないことがある。

日本人が理解できる日本語あるいは英語による外国語出願が認められれば、出願当初の明細書に誤記が混じる可能性は少なく、審査のために提出した翻訳に誤りがあったとしても、出願当初の外国語明細書の範囲内での翻訳訂正が可能となり、翻訳間違が致命的な傷とはならない。

### ■その他 「新たに盛り込むべき政策提案」→「差止請求権の在り方の検討」

・産業構造審議会特許制度小委員会報告書（2010/11）では、『NPEや国内外の技術標準をめぐる権利行使の実態、諸外国における議論、国際交渉や我が国における判例などの動向を踏まえつつ、差止請求権の在り方について多面的な検討を行うことが適当であるとの指摘がなされた。この点を踏まえ、多面的な検討を加速化しつつ行った上で、引き続き、我が国にとってどのような差止請求権の在り方が望ましいか、検討することが適当である。』との記載がされている。

- ・特許制度の理念と異なる動きをするN P Eの活動が世界規模で活発化している状況を考慮すると、本件については、単なる継続検討とのではなく、ワーキンググループの設置など、継続検討の実施を担保するための仕組みを用意すべきであり、引き続き多面的な検討を求める。
- ・なお、検討においては、差止請求権への権利濫用法理の適用、及び標準規格といった協調領域においては、差止請求権がないものの損害賠償請求権や対価請求権のある「ソフトIP」的な権利体系（現行制度の廃止ではなく、現行権利体系と併存させたダブルトラック型の権利体系）も含め多面的な観点の検討を要望する。

No.	法人・団体名
6	一般社団法人 日本映像ソフト協会
意見	
《要旨》	
<p>「最先端デジタル・ネットワーク戦略」に関し、</p> <p>(1)著作権教育の拡充、</p> <p>(2)著作権の個別権利制限規定の見直し、</p> <p>(3)新たな技術等の出現に伴う法整備におけるコンテンツの権利保護への適正な配慮、</p> <p>(4)C J マーク事業への支援継続、</p> <p>(5)プロバイダによる侵害対策措置の実施を促す仕組みの導入</p> <p>(6)A C T Aの批准と加盟国拡大</p> <p>を要望するとともに、</p> <p>「クールジャパン戦略」に関し、</p> <p>(1)コンテンツ制作に対する税制面等での支援</p> <p>を要望いたします。</p>	
《全文》	
<p>[ 1 ] 「最先端デジタル・ネットワーク戦略」</p> <p>1. 目標指標の第4項目の「児童生徒が授業の場において、1人1台の各種情報端末を活用してデジタルコンテンツを自在に利用できるようになる。」について</p> <p>「知的財産推進計画2011」22頁で「小中高生の知的財産に対する理解と関心を高める取組」が掲げられているように、子供の頃から知的財産に関する理解や関心を持つようになります。インターネット上の著作権侵害の例をみるとデジタルコンテンツの利用が適法な範囲を逸脱して、悪気なく著作権を侵害している場合も少なくありません。</p> <p>そこで、デジタルコンテンツを活用する授業の場で、併せて知的財産権教育を行うことは、小中高生の知的財産に対する理解と関心を高める上で有効なのではないかと思います。ぜひそのような取り組みを実施していただくよう希望いたします。</p> <p>また、デジタル・ネットワークの利用が促進されていくにあたり、ユーザーの皆様の利便性ということがますます追求されていくと思いますが、一方で、利便性の向上によって適法な範囲を越えたコンテンツの利用が容易になることにも留意する必要があると思われます。利便性の向上によって悪意無く著作権侵害をしてしまうことの無いようユーザーの皆様に知的財産権に対するご理解を深めていただく取り組みの重要性が考慮されて然るべきだと思います。上記に限らず、さまざまな場面でのユーザーの皆様に知的財産権へのご理解を深めていただく取り組みを行っていただくことも重要な課題の一つとしてぜひ考えていただきたいと思います。</p> <p>2. 「①コンテンツの電子配信を促進するとともに、我が国の知的資産をデジタル・アーカイブして活用する。」について</p> <p>(1) 個別権利制限規定の見直しについて</p> <p>「知的財産推進計画2011」23頁から24頁では、「①コンテンツの電子配信を促進するとともに、我が国の知的資産をデジタル・アーカイブして活用する。」としていますが、そのためには現行著作権法の個別権利制限規定のうち、英米独仏等の諸外国より大きな個別権利制限規定の正当性について再吟味の必要があると考えます。</p> <p>非営利・無料ならば、常に著作物の通常の利用を妨げず、著作権者の正当な利益を害さないとい</p>	

えるか疑問ですが、著作権法38条1項はそれだけで上映権を制限しています。例えばドイツ著作権法52条3項は「(3)著作物を公衆に上演し、公衆提供し、又は放送すること、及び映画の著作物を公衆に上映することは、常に権限を有する者の同意を得た場合にかぎり許される。」(本山雅弘訳「外国著作権法令集(37)—ドイツ編—」(2007年著作権情報センター)としていますので、わが国の上映権制限は広範すぎると思われます。この状態を維持したまま知的財産のデジタル・アーカイブ化が進められることには、著作権者の正当な利益を害し著作物の通常の利用を妨げる結果を招くのではないかとの懸念があります。

したがいまして、著作権法38条1項から「上映」の文言を削除する、又は著作権者の正当な利益を害する場合や著作物の通常の利用を妨げる場合には適用しない旨の規定を設ける等の見直しを要望いたします。

また、著作権法30条1項柱書は、私的使用目的であることと使用する者が複製することの2要件のみで複製権を制限しています。同条には、1項1号から3号に該当する場合の権利制限規定の適用除外や同条2項の複製権制限の代償措置が定められていますが、これらの規定を考慮しても、諸外国よりも大きな権利制限となっています。

とりわけ、DVDビデオの総合的な複製防止技術であるCSSを回避して複製する行為を著作権法30条が許容していると解されている現状は速やかに是正されるべきだと考えます。一昨年来、関係各省庁でご検討が進められました著作権法改正の速やかな実現を要望いたします。

### 3. 「②デジタル化・ネットワーク化の基盤を戦略的に整備する。」(24頁以下)について

「知的財産推進計画2011」25頁では、施策例として、クラウド型サービスの環境整備やプラットフォームの競争環境整備が掲げられています。

コンテンツのクラウド型サービスが著作権侵害に問われることがあるとすれば、著作権侵害をクラウド型サービスを利用して行うからであり、クラウド型サービス特有の著作権法制度上の問題はないと思われます。

また、新たなグローバルなプラットフォームについても、利便性ばかりを追求してコンテンツの権利保護に欠けるものであってはならないと考えます。

デジタル化・ネットワーク化の基盤整備にあたっては、利便性のみにとらわれることなく、コンテンツの権利保護への適正な配慮をお願いいたします。

### 4. 「③グローバルな著作権侵害への対応を強化する」について

#### (1) CJマーク事業について

「知的財産推進計画2011」25頁26頁では、「③グローバルな著作権侵害への対応を強化する」との項目がありますが、その実現のために、CJマーク事業への支援継続を要望いたします。

映像コンテンツに関しては、海賊版や動画投稿サイトなどの違法配信の横行がアジアでの流通促進の障害となっており、日本の著作権者等は、コンテンツ海外流通促進機構内のCJマーク委員会が中心となりアジア地域における日本コンテンツの著作権侵害に対して、具体的な権利行使を実施(CJマーク事業)し、成果を挙げています。

しかしながら、日本コンテンツの海賊版を一掃するには未だ途半ばであり、CJマーク事業の継続の必要がありますので、日本政府からの支援継続を要望いたします。

#### (2) プロバイダによる侵害対策措置の促進について

著作権者は、日々、プロバイダに対し無許諾でアップロードされたコンテンツの削除を要請していますが、削除してもすぐにアップロードされる「いたちごっこ」が続いている。このような状況の解決のため、プロバイダによる侵害対策措置の実施を促す仕組みの導入等、抜本的解決の仕組みの導入を早急に検討していただくことを要望いたします。

#### (3) ACTAについて

昨年調印されたACTAが批准され発効することによって、著作権侵害のない適正な国際市場が形成されることと期待しています。著作権侵害のない国際市場を拡大するため、さらなる加盟国の拡大を図るようお願いいたします。

### [2] クールジャパン戦略について

#### 1. クールジャパン創造の推進のための税制面等での支援について

「クールジャパン」の核となる優れたコンテンツの創出のためにも、コンテンツ制作に対する税制面等での支援を至急検討していただくよう要望いたします。

コンテンツ制作については、欧米や韓国では様々な支援策がとられており、最近の韓国のコンテンツの優勢をみても、このような支援策がコンテンツ強化に有効なのではないかと思われます。わが国でもこのような支援策の検討が有用だと考えます。

No.	法人・団体名
7	一般社団法人 日本音楽著作権協会

### 意見

#### 意見1（「その他」関連）

知的財産の創造、保護及び活用のバランスのとれた施策を講じるべきです。

知的財産基本法に掲げられた推進計画とは、飽くまでも「知的財産の創造、保護及び活用に関する」ものです。

しかしながら、「知的財産の創造、保護」に関する施策である、著作権保護期間の延長、戦時加算義務の解消、私的録音録画補償金制度の抜本的見直し等の諸課題については、近年、実質的な検討が全くなされない一方、権利制限の一般規定に代表される知的財産の「活用」に関する施策ばかりが積極的に検討されてきたことは、上述の知的財産基本法の趣旨に照らしてもバランスを欠いていると言わざるを得ません。

今後は、TPP協定交渉における参加国間FTAに知的財産に関する事項が含まれる例が見られることからも、我が国の知的財産に関する保護水準や国際戦略が本質的に、しかも他国から問われる事態も想定されます。

我が国は今こそ世界に冠たる知的財産立国を目指し、知的財産の創造、保護及び活用のバランスに十分配慮した施策を自ら立案し、他国の指摘を待つまでもなく積極的に講じるべきです。

#### 意見2（「戦略3 最先端デジタル・ネットワーク戦略」関連）

著作権保護期間を著作者の死後70年までに延長すべきです。

著作権保護期間の問題については、「知的財産推進計画2011」において、「知的財産推進計画2010」からの継続施策として著作権制度上の課題に位置付けられ、文化審議会著作権分科会過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会において検討を行って2012年までに結論を得ることとされていましたが、同委員会が2009年1月に報告書をまとめて以降、現在まで実質的な議論や検討が始まっています。

このような中、国境を超えて流通するコンテンツの量はますます増え続けており、国内外の著作者が安心してコンテンツを提供したり、違法利用防止策を講じたりするためには、様々なルールについて、欧米諸国を始めとする文化・産業の両面で交流の密な諸外国との調和は不可欠であり、中でも保護期間の国際調和は最も重要なものの一つです。このことは近年、保護期間の差異が著作物の流通障壁になり得るとして、主要国間で締結された二国間FTAにおいては、保護期間を70年までに延長することで合意がなされる例が見られることからも明らかです。

こうしたことから、早急に議論の場を設け、保護期間を70年までとする結論が確実に本年中に得られるよう、積極的に取り組むべきです。

#### 意見3（「戦略3 最先端デジタル・ネットワーク戦略」関連）

戦時加算義務を解消すべきです。

2011年12月、衆議院外務委員会における国際情勢に関する議論の中で、議員からの質問に対し、文化庁審議官が、戦時加算義務の解消について「文化庁としても、検討すべき重要な課題と承知して」おり、「保護期間の延長問題とあわせて、この問題について検討を行ってまいりたい」と答弁しています。

政府がこのように認識しているにもかかわらず、2009年まで掲げられていた課題が、2010年及び2011年の知的財産推進計画には、取り組むべき施策として盛り込まれてすらおりません。

「知的財産推進計画2012」の策定においては、解消に向けた具体的なスケジュールを明確にした上で、この問題を重要な課題として改めて盛り込むべきです。

**意見4（「戦略3 最先端デジタル・ネットワーク戦略」関連）**

私の録音録画補償金制度の抜本的な見直しを早期に実施すべきです。

補償金制度の見直しについては、「知的財産推進計画2011」において、著作権の保護期間の延長の問題と同様、「知的財産推進計画2010」からの継続施策として著作権制度上の課題に位置付け、2012年までに結論を得ることとされていました。

しかしながら、2009年に文化審議会著作権分科会私的録音録画小委員会が報告書をまとめて以降、この問題についても何ら進展がなく、一方では、録画補償金の支払をめぐってSARVHが東芝を提訴する事態にまで至っています。

議論が停滞する間も、スマートフォン、携帯音楽プレイヤーなど、多くの私的複製に用いられている機器が対象に指定されておらず、権利者の不利益が補償されることのない私的複製は増加する一方です。

このような事態を一刻も早く解消するため、私的複製の実態に即した新たな制度を早期に定め、実施すべきです。

**意見5（「戦略3 最先端デジタル・ネットワーク戦略」関連）**

コンテンツ流通促進のために、以下の施策を計画に盛り込むべきです。

**(1) クラウド・コンピューティングに関する民間の取組に対する支援**

現行著作権法がクラウド・コンピューティングを活用したサービスの進展を阻害しているとの指摘が一部でなされ、「知的財産推進計画2011」においても、「著作権制度上の課題について整理し、必要な措置を講ずる」とされています。

しかしながら、2012年1月、文化審議会著作権分科会法制問題小委員会に提出された「クラウド・コンピューティングと著作権に関する調査研究報告書」は、そもそも「クラウド・コンピューティング」というあいまいな概念を前提に著作権法との関係を観念的に捉えるべきではなく、具体的なサービスごとに個別に検討すべきであり、既存の具体的なサービスについて個別に検討した結果、クラウド・コンピューティング固有の著作権法上の課題は存在していないことから、直ちに著作権法の改正が必要であるとは認められないと結論付けています。

また、クラウド・コンピューティングをはじめとする技術・サービスの進展によって著作物の流通がさらに円滑化・活発化することは著作権者も大いに望むところであり、その実現に向けて、既存の枠組みの中で利用許諾契約等の締結を前提とした対応も着々と進められているところです。

以上のことから、今必要なのは、著作権法改正の議論ではなく、クラウド・コンピューティングの一層の活用によるコンテンツの流通推進のための民間の取組を支援する施策です。したがって、「知的財産推進計画2012」にも、こうした支援策を盛り込むべきです。

**(2) 権利等の集中化**

近時、インターネットを通じた国内外でのコンテンツ流通の促進がますます求められており、そのためには、簡便な権利処理を可能とする仕組み作りが前提として欠かせません。

こうした仕組みは、音楽コンテンツ等では既に一定程度構築され機能しているものの、映像コンテンツをはじめとする一部のコンテンツについては、権利情報等の関係データの整備や、利用者に過度の負担をかけずに権利処理を可能とする仕組みの整備にまだまだ不十分な点があり、官民一体となつたさらなる取組が必要です。

そして、簡便な権利処理を可能とする仕組みを構築し、コンテンツの流通を促進するためには、情報、窓口等の「集中化」が効果的な方策の一つであることから、権利の所在に関する情報の集中化及びコンテンツの分野に応じた権利処理窓口（ワンストップショップ）の集中化の実現に向けた取組につき積極的に支援すべきです。

**意見6（「戦略3 最先端デジタル・ネットワーク戦略」関連）**

インターネット上の違法利用対策の強化・違法利用の発生防止につながる以下の対策を講じるべきです。

**(1) 制度上の対応**

インターネット上の違法利用は増加の一途をたどっており、現行制度の下、一方的に権利者に負担のかかる個別の対応には限界があります。

同様の問題意識の下、諸外国においては、いわゆる「スリーストライク制度」をはじめとする違法

利用対策の強化につながる新たな制度の検討や導入が近年活発化しています。

我が国が知的財産立国を目指す以上、その前提ともいえる実効的な違法利用対策の確立は不可欠であり、諸外国の例を参考にしつつ、我が国の実情に合った効果的な制度を早急に検討し、導入すべきです。

## (2) 学校教育の充実

増加するインターネット上の違法利用の中には、近年、侵害者が未成年である事例が多く発生しています。

このことは、著作物を容易に入手し利用することができる物理的環境が整う一方、著作物の利用に関するルール、すなわち著作権に対する理解が不十分な状態にあることが大きな要因であると考えます。

学校教育については順次新しい学習指導要領が実施されているところであり、高等学校に関しては、多くの科目において教育内容として知的財産を取り扱うこととされています。しかしながら、小学校に関しては、教育内容に知的財産が盛り込まれていないこと、中学校に関しては、知的財産を教育内容とするのは技術の分野のみで、そのほかは音楽・美術の分野で指導の際の留意事項にとどまっていることなどからすると、小学校・中学校における知的財産に関する教育は十分とは言えません。

知的財産に関する基本的な知識ができるだけ年少期に当然のこととして定着するよう、国として、特に小・中学校教育における知的財産分野の充実を図る施策に一層積極的に取り組むべきです。

## 意見7（「戦略3 最先端デジタル・ネットワーク戦略」関連）

著作権法上のいわゆる間接侵害に関し、文化審議会著作権分科会における検討結果を踏まえ制度改正案の取りまとめ等を行うに当たっては、単に物理的に観察しただけでは著作物の利用主体を決定することができない事例が少なからず存することに十分配慮する必要があります。

文化審議会著作権分科会法制問題小委員会司法救済ワーキングチームがその検討結果をまとめた「『間接侵害』等に関する考え方の整理」（平成24年1月12日付け）では、「著作物等を自ら直接に利用する者」を「直接行為者」、それ以外の関与者を「間接行為者」と定義した上で、間接行為者が差止請求の対象となるには直接行為者による侵害の成立を要するという考え方（従属説）を探っています。

この方向性自体に反対するものではありませんが、「直接行為者」の範囲を適切に画するためには、「著作権法21条以下に規定された『複製』、『上演』、『展示』、『頒布』等の行為の主体を判断するに当たっては……単に物理的、自然的に観察するだけで足りるものではなく、社会的、経済的側面をも含め総合的に観察すべきものであって、このことは、著作物の利用が社会的、経済的側面を持つ行為であることからすれば、法的判断として当然のことである」との指摘（最判平成23・1・20判時2103号124頁（ロクラクⅡ事件）金築裁判官の補足意見）や「自動公衆送信というものは『自動』に送信される以上、そもそも自然的・物理的な意味での主体を観念できない」との指摘（前田健「侵害主体論と著作物の私的利用の集積」注(34)〔「パテント」VOL. 64-No. 15所収〕）に十分配慮する必要があります。

そこで、「直接行為者」に当たるかどうかは、単なる物理的な観察といわゆる手足理論によって決せられるのではなく、判断要素として社会的、経済的側面をも考慮することによって決せられるものであることを規定の文言上明らかにしておくことが望まれます。そうでないと、法改正の結果、これまで裁判例によって形成してきた著作権の保護水準を後退させ、先進諸国の保護水準との国際的ハーモナイゼーションを阻害するという逆説的な事態を招来することになりかねません。

No.	法人・団体名
8	一般社団法人 日本レコード協会
意見	
<p><b>○ 戦略3：最先端デジタル・ネットワーク戦略</b></p> <p>《要約》</p> <p>1. インターネット上の著作権侵害の抑止</p> <p>(1) 違法な音楽等をダウンロードする行為への罰則の導入</p> <p>(2) 動画投稿サイトにおける違法配信からのダウンロードを支援するサービスに対する効果的な施策の検討</p>	

- (3) 利用者を侵害コンテンツへ誘導するサービスへの対策強化
  - (4) 権利者とプロバイダの協力による侵害情報の送信防止措置実施に向けた制度上の検討
2. 著作権侵害に関する普及啓発活動の強化
- (1) 若年層への著作権教育の充実
3. 著作権制度上の課題の総合的な検討
- (1) レコード保護期間の延長
  - (2) 「法定損害賠償制度」の創設
  - (3) 私的録音録画実態に合わせた「私的録音録画補償金制度」の見直し等
  - (4) 商業用レコードの業務上の利用からレコード製作者へ適正な対価が還元される制度の創設

### 《全文》

#### 1. インターネット上の著作権侵害の抑止

##### (1) 違法な音楽等をダウンロードする行為への罰則の導入

2010年1月1日より改正著作権法が施行され、違法配信からの音楽・映像のダウンロードは同法30条1項が定める私的複製の範囲から除外された。しかし、違法ファイルの流通量に減少は見られず、依然として正規の流通を上回る大量の著作権侵害ファイルが流通している。このような状況を改善し、著作権侵害ファイルの総量を減少させるためには、現状民事責任のみを認め、刑事罰を科していない著作権法30条1項3号の行為を罰則の対象とすることが最も効果のある抑止策と考えられる。個々の私的複製による被害法益は大きくないとしても、その総体としての被害法益は膨大であり、蔓延する著作権侵害を抑止する観点からも罰則を新設すべきである。

##### (2) 動画投稿サイトにおける違法配信からのダウンロードを支援するサービスに対する効果的な施策の検討

違法配信による著作権侵害は、依然として深刻な状態にある。特に無料の動画投稿サイトに関しては、中学生・高校生を中心とした若年層が、同サイトで違法に配信されている音楽・音楽ビデオ等のファイルを、ダウンロード支援サイトやアプリケーションを使って大量にダウンロードしている実態が当協会の調査で明らかになっている。また、当協会が2009年12月から始めた動画投稿サイトに対する違法ファイルの削除要請は、2011年12月までに累計で約26万件にも達している。

違法にアップロードされた音楽や映像をダウンロードする行為は著作権法違反であるが、こうしたダウンロードを容易にする支援サイトやアプリケーションなどのサービスが公然と提供され続ける限り、違法ダウンロードの撲滅に向けた道のりは極めて険しいと言わざるを得ない。また、このような支援サイトやアプリケーションなどにより、ストリーム方式でのみ提供されるコンテンツまでもがダウンロードされてしまい、ストリーム方式での違法なコンテンツの提供に支障も生じている。

そのような状況を改善するため、2011年8月19日、レコード会社30社および音楽出版社1社は、YouTubeからの動画ダウンロード支援サイト「TUBEFIRE」を運営する「株式会社ミュージックゲート」（東京都世田谷区、代表者 穂口雄右）に対して、ダウンロード支援サービスの停止と損害賠償を求める訴訟を東京地方裁判所に提起した。

しかしながら、このような個別の民事対応だけでは限界があることは明白であることから、動画投稿サイトにおける違法配信からのダウンロードに関する実態を把握した上で、かようなダウンロードの支援を目的とするサイトやアプリケーションなどを効果的に規制するための施策を早急に検討・実施すべきである。

##### (3) 利用者を侵害コンテンツへ誘導するサービスへの対策強化

携帯電話向けサイトまたはインターネットサイトにおいて、動画投稿サイトやオンラインストレージサービス等で提供される侵害コンテンツを一覧にして、それら侵害コンテンツへのリンクと共に利用者に情報を提供する「リーチサイト」や「ランキングサイト」が多数存在している。こうしたサイトは、侵害コンテンツを蔵置する場を提供するサービスではないが、インターネット上の膨大な情報の中から利用者が容易に侵害コンテンツを探し出しダウンロードすることを支援するサービスであり、著作権・著作隣接権侵害行為を誘引・助長するものである。

また、飛躍的に普及が拡大しているスマートフォン向けには、インターネット上の侵害コンテンツの検索機能を有するアプリケーションが開発・提供されており、リンクにより容易に侵害コンテンツをダウンロードできるツールとして多くの利用者に用いられている。アプリケーション

の販売マーケットにおいて、利用者が問題のあるアプリケーションを識別することは難しく、何ら罪悪感なく利用されているのが実態である。

このような侵害コンテンツへ利用者を誘導する場やプログラム等の提供行為自体を差止請求の対象とするなど、侵害コンテンツの利用を助長するサービスに対する効果的な対策を講ずるべきである。

#### (4) 権利者とプロバイダの協力による侵害情報の送信防止措置実施に向けた制度上の検討

膨大な数にのぼるインターネット上の著作権等侵害情報は、権利者が発見し削除要請等の対応を実施しても、蔵置場所を変えて日々絶え間なく発生している。そのため、もはや権利者による事後的な対応だけでは侵害量の顕著な減少は期待できない状況となっている。かような事態を改善し、侵害量の減少を図るためにには、権利者とプロバイダが密接に協力し、侵害情報の送信を防止するための合理的措置をプロバイダが実施することが必要である。合理的措置とは、諸外国の先例を踏まえると下記のような例が考えられる。

- ・度重なる注意・警告にも関わらず権利侵害行為を停止しない利用者のインターネット接続をプロバイダが停止する等の措置（いわゆる3ストライク制）
- ・ファイルの蔵置場所を提供するプロバイダによる自主的な監視
- ・侵害情報の送信防止に効果を発揮する技術的手段の導入
- ・違法の蓋然性が極めて高いウェブサイトへのアクセス遮断措置

上記合理的措置は、平成23年に開催された総務省「プロバイダ責任制限法検証ワーキンググループ（WG）」において、当協会がプロバイダの免責要件とすることの検討を要望したものであるが、同WGにおける検討では「現時点で法改正する必要性は特段見受けられない」（平成23年4月公表の同WG提言より）と整理された。しかし、例えば3ストライク制に関してはフランス・韓国など既に実施している国々があり、違法利用の減少効果等を調査することも可能であることから、政府は、施策の効果を適切に見極めながら、関係者の合理的措置導入にかかる取り組みを支援するとともに、実効性のある対策の実施に必要な制度上の措置を継続して検討すべきである。

## 2. 著作権侵害に関する普及啓発活動の強化

### (1) 若年層への著作権教育の充実

当協会の2011年の調査によれば、違法アップロードおよび違法ダウンロードの認知率・利用率ともに増加の傾向にあり、特に10代若年層においてそれが顕著であるという結果も出ている。

知的財産権侵害が窃盗と同じ「犯罪」であること、知的財産権侵害を行うことによりクリエイタに適正な対価が還元されなくなり新たな著作物等の創造ができなくなることなど、若年層に対し著作権についての基本的な教育を行うことにより、著作権意識と規範遵守意識の向上を促し、正規コンテンツの利用へと誘導するために効果的な啓発活動を実施することが極めて重要である。

関係省庁は、若年層への著作権教育の充実に一層取り組むべきである。

## 3. 著作権制度上の課題の総合的な検討

### (1) レコード保護期間の延長

昨年（2011年）9月、EUにおいて、「実演家・レコード製作者の権利保護期間（著作隣接権）」を現行の発行後50年から70年に延長する法律が公布された。また、韓国においても、昨年11月の国会でレコード保護期間を発行後70年に延長する法案が可決された。

一方、我が国では、未だレコード保護期間は発行後50年にとどまっている。

国際的には、権利者に50年を超える法的保護を与えることが既に潮流となっている状況に照らして、コンテンツ立国を標榜する我が国においても、著作隣接権の保護期間を延長するべきである。

### (2) 「法定損害賠償制度」の創設

インターネットを利用した著作権等の侵害においては、損害額の算定に必要な侵害回数、侵害の期間等を立証することが困難な場合が多く、権利者の救済が必ずしも適切には図られていない。

被害者の権利行使のための負担を軽減するために、被害者が権利侵害の事実を立証した場合には、具体的な損害額を立証しなくとも、一定の法定額を損害賠償額として請求することができる制度（法定損害賠償制度）を創設すべきである。

## (3) 私的録音録画実態に合わせた「私的録音録画補償金制度」の見直し等

アナログチューナー非搭載 DVD 録画機器にかかる私的録画補償金管理協会 (SARVH) と録画機器メーカー間の係争について、2010 年末の東京地方裁判所判決に続き、2011 年末に知的財産高等裁判所の判決が下された。この争いは現行著作権法および施行令の解釈の問題であり、関係行政庁は速やかな紛争解決に取り組むべきである。

また、私的録音録画補償金制度が、著作権法上の制度として規定されていながら空洞化しつつある。そのため、権利者は、私的録音録画について権利を制限されているにもかかわらず適切な代償措置を受けていない。コンテンツ製作に適切な対価が還元されるよう、政府は、私的録音録画補償金制度を録音録画実態に合わせた制度に変更するか、私的録音録画補償金制度に代わる権利者への新たな代償措置を導入すべきである。

## (4) 商業用レコードの業務上の利用からレコード製作者へ適正な対価が還元される制度の創設

公衆に聴かせるための商業用レコードの業務上の利用については、既に世界 125 力国 (OECD 加盟 30 力国中 28 力国) において、レコード製作者・実演家に報酬請求権ないし許諾権が付与され適正な対価が還元されている。我が国においても、権利保護の国際的調和を図るべきである。

## ○ 戰略4：クールジャパン戦略

## 《要約》

## 1. 国内外のイベントを活用した総合的発信

## (1) CO-Festa ~ TIMM の継続・発展

## (2) 具体的な要望事項

## 《全文》

## 1. 国内外のイベントを活用した総合的発信

日本の音楽産業が発展するためには、1 億 2 千万人の国内市場にとどまらず、可能性のある海外市場を開拓していくことが必須となる。そのためには、日本の優良な音楽コンテンツの海外ライセンシングを増大させることと、ライセンシングしたコンテンツを実ビジネスに結びつけるため、海外のユーザーが日本の音楽コンテンツに触れる機会を増大させ成功例を積み重ねることが必要となる。

一方、海外における音楽ビジネス拡大のネックとなっている海賊版対策および諸外国の参入障壁の撤廃も並行していく必要がある。

これらはいずれも、音楽業界が更に努力することが前提となるが、自助努力だけでは達成できない課題（諸外国の政策に起因する課題、国の支援を受けている海外の音楽業界との競合上必要とされる課題等）も多く、下記（1）、（2）の取り組みに対して政府および関係省庁は必要な支援をすべきである。

## (1) CO-Festa ~ TIMM の継続・発展

Co-Festa 公式イベントとしてこれまで 5 回行ってきた東京国際ミュージックマーケット (TIMM) は、回を重ねるごとに実績を上げてきており、今や音楽コンテンツのライセンスアウト推進の柱となってきている。海外における認知度も上がり、毎年 TIMM に参加することを楽しみにしているバイヤーも多くなってきた。現在、次年度の TIMM で更に実ビジネスの成果を挙げるべく検討に入っている、是非この流れを継続・発展させるため、引き続き TIMM への支援を求める。

	第 1 回 (2007 年)	第 2 回 (2008 年)	第 3 回 (2009 年)	第 4 回 (2010 年)	第 5 回 (2011 年)
招 聘 国・地 域 数	8 (アジア 8)	12 (欧米 5、ア ジア 7)	12 (欧米 7、ア ジア 5)	13 (欧米 6、ア ジア 7)	14 (欧米 6、ア ジア 8)
招 待 者 数	39 (アジア 39)	49 (欧米 19、ア ジア 30)	49 (欧米 26、ア ジア 23)	74 (欧米 39、ア ジア 35)	80 (欧米 46、ア ジア 34)
ブース 出展 社 数	16	21	27	38 (内外 6)	52 (内外 7)
成 約 件 数	26	69	10,744	20,065	集計中

内訳	CD 26 配信 0 ライブ 0 その他 0	CD 51 配信 3 ライブ 15 その他 0	CD 195 配信 10,500 ライブ 49 その他 0	CD 149 配信 10,743 ライブ 173 その 他 16,000	
----	---------------------------------	----------------------------------	--	---	--

(参考：第1回～第5回 TIMM 報告)

## (2) 具体的な要望事項

## ①オールジャパンコンテンツ情報センターの設置

下記の通り、主要各国は、在外公館等を活用し、自国のコンテンツの紹介及び売込みを積極的に実施している。日本においても、世界の主要国に音楽・映画・TV・書籍・アニメ等の紹介できる「オールジャパンコンテンツ情報センター」を設置し、同センターには日本のコンテンツに精通した専任の担当官を配置して欲しい。

&lt;参考&gt;

国名	在日公館の機能と活動	本部組織
カナダ	①大使館内に文化担当官（音楽）を設置 ②大使館内にイベントホールを設置し、毎年カナダのアーティストを複数来日させ、商談用コンサートを実施	
フランス	①仏政府公式機関で、仏語学校、仏文化センターである日仏学院内にbureau export を設置 ②bureau export は同センター内の施設（ホール、レストラン）を利用し、毎年音楽見本市を開催	bureau export は官民による運営で、本国に本部を設置。出先機関は日本の他、米、英、独、西、伯に設置
イギリス	①クリエイティブ・消費財、サービスの担当官を設置 ②担当官は日本の各音楽レベル担当者に英国音楽のプロモーションを実施。	①本国に外務省、経産省共管の貿易・対英投資部を設置 ②英国レコード協会と貿易・対英投資部が各国で音楽見本市を共催し英国大使館が協力。
フィンランド	①フィンランドセンター（研究・高等教育・文化面における日本との相互協力を推進する機関）文化・コミュニケーション担当を設置 ②Music Export Finland (MUSEX) と連携し、各国で商談会を実施	MUSEXは民間団体で、同国音楽の輸出、マーケティングを行う。
韓国	①KOCCA（韓国文化コンテンツ振興院）日本事務所開設 ②定期的に音楽、ドラマ等韓国コンテンツのイベント開催	①KOCCA は文化観光部の外郭団体（海外事務所は日本の他 米、英、中に設置） ②韓国コンテンツの違法対策を行う韓国著作権委員会（中、タイ）を設置

## ②中国における検閲制度の見直し

CD・DVDを中国で発売する際、新聞出版総署で内容審査が行われている。しかし、a. 対象が外国作品のみであること、b. 審査期間が長いこと（1ヶ月以内と言われているが、実際は3ヶ月程度要している）という問題点がある。

## ③複数の日本文化・コンテンツをパッケージにした取組の推進

（例）a. 海外向け専用TVドラマの制作・販売

30年前、アジア地域で日本音楽が流行したのは、日本のTVドラマの影響が大きかった。現在の韓国の海外戦略を見ると、映画⇒TVドラマ⇒K-POP⇒電化製品・自動車・フードへと、韓国文化全体のイメージアップへ繋がり人気が拡大している。国内ドラマの二次利用ではなく、海外向けの日本文化・コンテンツを網羅したTVドラマを制作し全世界で販売して欲しい。

b. ファッション・オンラインゲーム・映像（実写とアニメ）等と音楽を一体とした発信、等。

No.	法人・団体名
9	一般社団法人 ユニオン・デ・ファブリカン

## 意見

## 《要旨》

- I ) 海外に所在するサーバーにホスティングする商標権侵害物品販売サイトから日本国内に多量に流入する商標権侵害物品対策として、個人使用目的での所持・輸入を法令等によって規制することにより消費者が商標権侵害物品を購入することを抑止すべきと考える。
- II ) インターネットでの検索エンジン結果表示から商標権侵害物品販売サイトを除くべきと考える。
- III ) 水際対策について、差止申請手続の簡易化の流れに逆行すると考えられる「侵害品と認める理由」と題される書類の提出や当該手続申立代理人についての新たな要件、識別ポイントに対しての過度と思われる要求について考慮すべきだと考えると共に、複数企業の情報を合わせた場合に有効となる識別情報を活用する方法について考察すべきと考える。
- 又、認定手続での写真電送可能範囲の拡大等を行い、より一層の簡易化・迅速化を図るべきと考えると共に、商標権侵害物品の輸入行為抑止を目的により効率的な関係情報の権利者への伝達を考慮したスキームを構築すべきと考える。
- 更に、税関の現場に於いては、認定手続開始の理由である「疑義」が「侵害物品であるとの断定」と捉えられている様子であるのでこれを改めるべきと考える。
- 税関と警察との連携を強化し、反復継続的に商標権侵害物品を輸入するものの摘発を強化すべきである。
- IV ) 特定商取引法のインターネットでの運用強化をすべきだと考える。
- V ) 商標権侵害物品の主たる輸出元である中国に対してACTAへの加盟の働きかけをより強化すべきである。
- VI ) 民事訴訟における損害賠償の実効性を確保するため、商標権侵害物品の販売行為については、ある程度包括的な特定で足りるとする、または立証責任を事実上転換する等の運用を裁判所にご考慮いただきたいと考えるが、司法権の独立の建前上、裁判所に対して働きかける方法を見いだし難いのも承知している。よって、侵害行為を推定する規定を新設する等による解決をご考慮いただきたい。
- VII ) 商標法違反事件の裁判の公判の日取り及び裁判結果を権利者に通知するようにして頂きたい。
- VIII ) 商標権侵害行為に対する損害賠償のため刑事案件記録の閲覧謄写での情報開示を適正に行うようにご考慮頂きたい。

## 《全文》

## I ) 独立商標権侵害物品販売サイトについて

大手 ISP の運営するサイトに属していない独立商標権侵害物品販売サイトが多数存在している。これらのサイトは、中国、米国、日本、東南アジア等々のサーバーにホスティングしており、購入した商標権侵害物品のほとんどが中国から日本へ国際郵便小包で少數ずつ小分けにされ送付されてくる。

財務省が公表している「平成22年の税関における知的財産侵害物品の差止状況」によれば、輸入差止件数の90.4%が中国からの輸出されたものであり、輸入形態として95.9%が郵便物であったことである。

上記数値から、税関が独立商標権侵害物品販売サイトの存在によって強いられる割くべき労力が多大である事が予測できるし、税関の監視網をかいくぐって国内に流入している模倣品の量も甚大であることも予想できる。

上記の事柄を鑑み商標権侵害物品の個人使用目的所持・輸入の法令による規制についてご検討をお願いしたい。

独立商標権侵害物品販売サイトが商標権侵害物品を国際郵便小包で少數ずつ小分けにして送付して

くるのは、日本が商標権侵害物品の個人使用目的の所持や輸入・購入を規制していないことを利用したものである。

諸外国においても、商標権侵害物品の個人使用が一定の範囲で許容されていることは理解しているが、その場合でも無制限に個人輸入が認められている訳ではなく、例えば、米国においては、個人輸入について厳しい条件が付されている。すなわち、合衆国法典(United States Code) タイトル 19 セクション 1526 及びこれを受けた連邦規則集(Code of Federal Regulations) タイトル 19 セクション 148.55 によれば、米国において登録されている商標を侵害する物品の輸入は原則として禁止されており、以下の条件を満たす場合に限って商標権侵害物品の個人輸入が認められる。

- ・米国に到着する個人が携行している物品であること
- ・当該物品は同人が使用するためのものであり販売を意図していないこと
- ・1種類につき1点までであること
- ・同人の到着前30日以内に同人が本例外の適用を受けていないこと

つまり、米国においては、郵便（旅行者の別送品やエアクリーリ等民間によるものも含む）やカーゴによる輸入貨物については、一切個人輸入は適用されないのである。翻って、日本においては、前述の通り商標権侵害物品にかかる認定手続の大半が外国郵便物についてであり、個人輸入の意見書が提出される先も外郵出張所がほとんどであり、年々増加する個人輸入の主張に対応せざるを得ない外郵出張所職員の負担は多大である。よって、携行品以外の商標権侵害物品の輸入は一切認めないという米国法制は極めて注目に値するところであり、彼我の商標法制の違いはあるにしても、このような個人輸入の規制について是非検討をお願いしたいと考える。

また、真正品ではないものの個人使用と認められ輸入が許可された際に、税関は、譲渡しない旨を記載した誓約書を輸入者に提出させているのが通例であるが、当該誓約書に反し譲渡した場合、刑事罰の適用があり得ることを輸入者に周知させていただきたいと考える。ちなみに、上記米国法においては、個人輸入として輸入が認められた物品を輸入から1年以内に販売した場合は、当該物品またはその価額を没収する旨の規定がおかれている（連邦規則集 タイトル 19 セクション 148.55）。名寄せ等の問題から実際に没収が可能かは別として、このような規定は輸入者に対する有効な威嚇効果を有するものと思量する。

## II) 検索エンジン表示結果からの商標権侵害物品販売サイトの排除

検索サイトなどで「ブランド コピー 販売」と入力しサーチすると、膨大な数の商標権侵害物品販売サイトが結果として表示される。

例としては余り好ましくはないかも知れないが、「児童ポルノ」等の文言をサーチしてもそれらが販売・閲覧できるサイトがこのように表示されるものはない。

憲法等に保障される自由と権利との兼ね合いもあろうと考えるが、侵害品を販売しているところを探すのになんの苦労もないというのは問題があると思量する。

ご考慮頂きたい。

## III) 水際対策

### A) 差止申請手続について

差止申請手続について事務作業の軽減化を進めて頂いてきたことに感謝しているが、これに逆行するとも思える書類の提出や新たな要件が加えられたことに戸惑いを隠せない。

「侵害品と認める理由」と題される書類の提出が求められるようになった。上記書類は、「権利者自らが、その有する商標に類似すると思量する標章の事例を記載したもの」で、輸入されようとしている物品に付されている標章が登録された商標に類似するか否かについての判断は、認定手続においては税関がされることで、必要があれば特許庁等に問い合わせが可能であることも考慮すると、当該書類の存在の必要性からして疑問視せざるを得ない（申請手続の段階では、侵害物品は存在しない。侵害物品を想定して、それに付されるであろう標章が類似するか否かについての論議は、仮定が迂遠である。そもそも、権利者は自らが製造・販売等した物品であるかどうかは判断できても、その物品に付されている標章が登録されている商標に類似するか否かについて判断するのは、認定手続においては行政機関たる税関であり、最終的には司法機関たる裁判所である）。

又、新たに商標を登録し既に提出し受理された差止申請にこれを追加することが従来は認められていたが、現行では、「侵害品と認める理由」と題される書類を含むすべての書類を提出して新規に申立

をすることが必要となつたため手続が煩雑となっている。上記のような状況は、差止申請の内容を迅速且つ柔軟に現状に合致させるための権利者の取り組みを阻害するものと考えられる。

更に、差止申請手続の申立代理人の要件についても疑問を禁じ得ない。

海外に商標権者がいて日本国内代理店が当該申立代理人になるためには、その資本金全額が海外商標権利者から出資されていなくてはならないとされたとのことであるが、海外商標権者の子会社で且つ日本国内代理店であったとしても、必ずしもその資本金の全額が海外権利者からであるということはない。従って、グループ会社として会計が連結している等々の条件に緩和するべきだと思量する。現行の要件に従えば、差止申請手続についての柔軟性・迅速性に実務的な問題が発生すると考えられる。

尚、申請の際に求められる識別ポイントについてであるが、あまりにも要求が過度であるとの印象が否めない。特に、ファッショニ業界に於いてはその扱う製品の性質から変遷が激しく、例外等がないのかあれば受け付けないという対応をとられると、申請ができないという状況に陥り、申請の活性化を阻むものと考えている。

特定商品で素材製造メーカー、最終製品製造メーカーが有する情報を集めると商標権侵害物品の判別に有効な場合がある。例えば、素材製造メーカーが固有の識別情報を素材製品に付して、最終製品製造メーカーが固有の識別情報を付している場合、前記二つの識別情報が真正品の規定に一致せず判別が可能という場合もある。従って、複数企業が提出する情報を差止申請の付加情報として受け入れることを検討頂きたい。

上記の件について、ご考慮いただきたい。

#### B) 認定手続開始の際の輸入者情報開示について

税関より認定手続開始時に権利者側に輸入者に係わる情報を通知して頂いている。これについて感謝しているが、輸入者が記載している内容が虚偽である場合が多いというのが実情である。しかし、輸入者は、税関当局からの連絡は受けたいと考えていると推測するので、電話番号は正確である場合が多いと推測できる。従って、商標権侵害物品の輸入行為抑止を目的により効率的な関係情報の権利者への伝達という観点から、認定手続開始の際には、輸入者の電話番号も通知すべきだと考える。

上記の件について、ご考慮いただきたい。

#### C) 簡易の認定手続の拡大について

簡易の認定手続に付すことができるのは、権利者が予め予測して輸入差止申立に記載した品目だけになる。例えば、輸入差止申立に記載した品目に「ジャンパー」はあるが「ウインド・ブレーカー」がない場合で、衣料品には取扱説明が必ず付していると真正品に關わる情報が提供されている場合でも、簡易の認定手続には付されず、遠方で且つ1個であっても商品の点検に税関に赴かなくてはならない。

特許庁の商標登録の同じ区分に属する場合で、真正品か否かの判断をするポイントが共通である場合は、輸入差止申立に記載した品目以外であるときでも簡易の認定手続に付すことができるとしていただければと考える。

上記の件について、ご考慮いただきたい。

#### D) 電子メールによる検査の拡大について

電子メールに写真電送を利用した貨物検査については、簡易の認定手続においてのみ許されている。通常の認定手続においても写真電送による検査が可能な場合が多くあるのであるが、一々税関に赴かなくてはならなくなる。

輸入差止申立を行えばよいとの意見もあるようと思うが、輸入差止申立を行っている権利者であっても全ての品目に対して申立てを行うのは難しいという現実がある。

せめて、輸入差止申立を行っている権利者については、可能な範囲で通常の認定手続においても写真電送を認めるとしていただけだと有り難い。

特に、輸入差止申立の対象物品と対象外の物品が同梱で輸入された場合で、全物品については画像による鑑定が可能であるにもかかわらず、対象外の物品のみのために点検に赴かねばならないケースなどに於いて非効率を痛感する。従って、このような場合は画像による鑑定を例外的に認める等、弹力的な運用を図っていただければと考える。

## E) 通達による差止について

いわゆるパロディー製品にみられることだが、ある海外の特定企業が正規に製造した製品でその他の法律では違法でないものが、日本の法律に照らすと商標権を侵害するという場合がある。このような製品の輸入申告があると、輸入者及び権利者側から意見が提出され税関が商標権侵害との認定を行うというのは当然のことであるが、そのような行程（商標権侵害との認定が一旦なされた）の後は、当該製品の輸入差し止めを通達等で全税関に指示を頂けると有り難い。

現状では、同じ企業が製造した同じ製品であるのに、当該品についての輸入差止申立をしない限り、簡易の認定手続には付されず、各税関に赴き意見書を提出するという作業を繰り返し強いられる結果となっている。

パロディー製品は、多数のブランドに関わる場合が多いし、製品としての寿命は短く輸入差止申立が受理をされたときにはなくなっているのが実際である。

以上のことと鑑み、同様の製品についての通達による差し止めをご検討いただきたい。

## F) 認定手続開始に際しての「疑義」の解釈について

言うまでもないことであるが、認定手続は、知的財産侵害物品の疑いがある貨物（疑義貨物）が発見された場合に開始される。

「知的財産侵害物品との疑い」が正当に存在すれば、認定手続を開始したことには問題はないはずであるが、現場ではこの解釈が通用していないと思われることが発生する。

例えば、税関が職権での認定手続を開始するか否かの判断をされる時に事前に画像を電子送信して商標権侵害物品であるとの判断ができるか否かを権利者に問い合わせられた場合で、権利者が「断定はできないが商標権侵害物品である疑義がある」と回答し、認定手続が開始され、実際の点検・検査の結果侵害品と断定できない場合に、「疑義があるとの回答で認定手続を開始したのに、今更商標権侵害物品と断定できないでは困る」等の発言をされる場合がある。この場合、権利者が疑義ありと回答したことが「知的財産侵害物品との疑い」が正当に存在したとの事由になるはずであり、不当に認定手続を開始したことにはならないはずである。

現場に於いては、「疑義」即ち「侵害物品」ではなくてはならないとの意識があるように思われるが、それでは認定手続そのものの存在意義に疑問が発生する。

「疑義」の解釈を明確にすることについて考慮頂きたい。

余談ではあるが、上記の事例に於いて、事前に送付されてきた画像から商標権侵害物品と断定される場合（実際、そのような場合が多い）でも、認定手続が開始されると点検・検査に税関に赴かなくてはならないとされているが、税関及び権利者双方の負担を軽減するために弾力的運用が可能と思われる所以検討を頂きたいと考えている。

## G) 税関で反復継続して商標権侵害物品を差し止められた輸入者に対する摘発強化

警察と税関との連携を強化し、反復継続して商標権侵害物品を差し止められた輸入者の摘発を強化すべきである。

現在、弊法人若しくは権利者が警察と税関の情報の伝達役を担っている場合が多いが、取締機関どうしが直接情報を交換し、上記のような輸入者の摘発を強化していくシステムを構築していただきたい。

## IV) 特定商取引法の運用強化

特定商取引法の「インターネット・オークションにおける「販売業者」に係るガイドライン」では、同法が規定する必要的広告表示事項の表示（同法第11条）及び誇大広告等の禁止（第12条）等の義務が課せられる販売業者にあたるとして「（いわゆるブランド品）に該当する商品を一時点において20点以上出品している場合」の出品者が例示されている。

I S Pは、同法の運用を強化したいとの意向を有しているものと理解をしているが、同法を主管する消費者庁との連携体制が不足しているとの声も多く聞く。I S Pが特定商取引法に抵触すると思量する発信情報を停止する際に、主管する消費者庁にI S Pの解釈で誤りがないかを個別ケース毎に確認する手段がないと考えていることと、同庁よりI S Pに対しての特定商取引法に抵触する発信情報

の停止処置の依頼等が十分にないものと考えていると理解している。

インターネットからの侵害品排除は、プロバイダ責任制限法及び古物営業法、特定商取引法等の運用強化によってなされるものと理解している。消費者庁によるインターネット上で同法に抵触する行為の監視の強化、ISPに対する発信情報の停止処置依頼の引き上げ、ISPとの連携強化について、是非、ご検討いただきたい。

#### V) 中国に対してのACTAへの加盟働きかけの強化

中国のACTA加盟への働きかけを政府におかれでは積極的に進めて頂いていると理解しているが、現在の商標権侵害物品の主たる流出元が中国であることを考慮頂き、より積極的に上記働きかけを進めていくようにお願いしたい。

#### VI) 民事訴訟における損害賠償の実効性確保について

商標権侵害による損害賠償請求訴訟においては、不法行為の通則に基づき、権利者の側で商標権侵害行為を特定して主張立証しなければならない。しかしながら、合法的な事業活動に従事する企業ならいざ知らず、商標権侵害物品の販売を生業としている業者においては、個々の販売行為を特定できる資料を日々保有していないことが多い、文書提出命令等法の定める証拠開示手続によっても、侵害行為の特定は困難を極めることが多い。そもそも、権利者としては、商標権侵害物品を販売して欲しいと依頼した訳でもなく、その詳細を知りうる立場にないにもかかわらず、商標権侵害物品の販売により多額の利益を得た者が裁判においては売買を否認したため、個々の販売時期・販売商品・価格・侵害された商標等を特定しなければ商標権侵害が認められないというのでは、損害賠償請求を断念せよと言われているに等しい。よって、商標権侵害行為一般についてとまでは言わないまでも、商標権侵害物品の販売行為については、ある程度包括的な特定で足りるとする、または立証責任を事実上転換する等の運用を裁判所にご考慮いただきたいと考えるが、司法権の独立の建前上、裁判所に対して働きかける方法を見いだし難いのも承知している。よって、侵害行為を推定する規定を新設する等による解決をご考慮いただきたい。

さらに、商標法39条で準用する特許法105条の3は、損害が生じたことが認められる場合において、損害額を立証するために必要な事実を立証することが当該事実の性質上極めて困難であるときは、裁判所は、口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果に基づき、相当な損害額を認定することができる、と定めている。しかしながら、この規定が実際に活用されているかは疑問であり、商標権侵害物品の販売による商標権侵害事案においては、販売者の得た利益を明らかにするのが極めて困難であることに鑑み、同規定の積極的適用を裁判所に要望するものである。

#### VII) 刑事裁判についての権利者に対する通知について

商標法違反事件の裁判の公判の日取り及び裁判結果を権利者に通知するようにして頂きたい。

商標法は親告罪ではないので告訴状提出は不要であるとのことを要望し、その通りにして頂いたのは感謝するのであるが、それに伴い商標法違反事件の裁判の公判の日取り及び裁判結果通知がされなくなった。実務的に、商標権侵害物品の排除活動の把握という観点から問題が発生するため、上記要望についてご検討を頂きたい。

#### VIII) 刑事事件記録の閲覧謄写について

刑事確定訴訟記録法に基づいて確定した刑事事件の記録を閲覧謄写する際、公判に提出された記録は開示されるが、公判未提出の記録は法務省の通達で一定の場合には認められているにもかかわらず、実際は、検察が開示に対して慎重な態度をとられ、通達に沿った開示が行われていない場合が多いと理解している。民事訴訟の遂行に当たり公判未提出記録の中に重要な証拠が含まれていることがあるので、この点ご検討頂きたい。

又、確定刑事事件記録の閲覧謄写を検察に申請すると、プライバシーの観点からか被告人ら関係者の住所等連絡先がマスキングされている。損害賠償の準備をするために閲覧謄写を申請しているのに、肝心の連絡先がマスキングされているのではそれを行う意味がなくなってしまう。

知る権利とプライバシー保護のバランスの問題だと理解しているが、この点について被害者である権利者に対しての配慮を頂くようにご検討を頂きたい。

No.	法人・団体名
10	(株) 東海サウンド
意見	
<p>弊社は、テレビ番組を中心にサウンドデザインをしている会社です。</p> <p>ネットや海外配信で、映像や放送の展開を図る際にコンテンツ独自の音楽を制作することが理想です。</p> <p>しかし放送番組は短時間に多くのコンテンツを制作の必要に迫られています。</p> <p>そこで、バラエティー番組などは既成の音源を使用しています。</p> <p>ここで、コンテンツの2次利用に必要な許諾さらには使用料金の問題が浮上します。</p> <p>スピーディーな権利処理が必要だと感じています。</p> <p>他に、オリジナルコンテンツ（特に音楽）を編集しデザインを再構築する事で、元のコンテンツをさらに広める事があると考えています。</p> <p>これには権利者保護。適正な分配金などクリエーターがコンテンツ作りに魅力を感じる基盤整備が必要です。</p> <p>アニメ・マンガなど2次元の発信からイベントなどの3次元での広がり、ブランドビジネスとしての発展の為にも現場の意見集約を希望します。</p>	

No.	法人・団体名
11	株式会社 日本国際映画著作権協会
意見	
<p>《全文》 戦略3 最先端デジタル・ネットワーク戦略 に関する意見</p> <p>私ども株式会社日本国際映画著作権協会（以下当社といいます）は、著名な映画会社6社（パラマウント ピクチャーズ コーポレーション、ソニー・ピクチャーズ・コーポレーション、20世紀 フォックス フィルム コーポレーション、ユニバーサル シティ スタディオズ エルエルシー、ウォルト・ディズニー・スタジオ・モーション・ピクチャーズ、ワーナー ブラザース エンターテイメント インク）からなるモーション・ピクチャー・アソシエーション（MPA）の日本における子会社でございます。</p> <p>このたびは「知的財産推進計画2012」に関して貴重な意見提出の機会を賜り、誠にありがとうございます。「知的財産推進計画2011」における「戦略3. 最先端デジタル・ネットワーク戦略」に関する当社の意見をここに提出させていただきます。</p> <p>「戦略3. 最先端デジタル・ネットワーク戦略」には「③グローバルな著作権侵害への対応を強化する」の項があり、「施策例」には「インターネット上の著作権侵害の防止」が掲げられています。知的財産を推進する上で著作権の保護は大変重要であります。日本政府がこれを認識され、具体的な施策例を挙げておられることに感謝いたします。</p> <p>しかし、わが国における著作権保護はまだ十分とはいえず、著作権侵害行為が継続して発生しているのが現実です。当社が2011年に調査したところでは、著作権侵害行為のうち映画に関するものだけでも、日本経済全体に対して年間およそ564億円の損害を発生させています。</p> <p>当社はこの機会に、わが国の著作権保護を強化するための具体的手段をご提案申し上げます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. インターネット上の著作権侵害 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 違法ダウンロードへの刑事罰導入           <p>著作権法第30条第1項第3号により、「著作権を侵害する自動公衆送信（国外で行われる自動公衆送信であつて、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきものを含む。）を受信して行うデジタル方式の録音又は録画を、その事実を知りながら行う場合」は「違法」とされています。しかし、同号の違反には罰則がありません。この結果、違法なダウンロードは後を絶たず、映画界および日本経済全体に対して巨額の損害が継続して発生しています。違法ダウンロードの禁止を実効性あるものにするためには、同号違反に刑事罰を導入し、取締りの対象とすることが必要です。</p> </li> <li>(2) サイト・ブロッキング           <p>インターネットには国境がありません。今日では著作権を侵害するファイルの多くは日本国外に設置されたサーバにアップロードされています。外国にあるサーバそのものに対して日本から適切な法</p> </li> </ol> </li> </ol>	

的措置を取ることは困難です。

サイト・ブロッキングは外国にあるサーバによる著作権侵害に対抗する効果的な手段です。サイト・ブロッキングは通信の秘密や表現の自由に抵触するという意見もあるようですが、当社はそのように考えません。

DNS（ドメイン・ネーム・サーバ）方式によるによるサイト・ブロッキングは検閲には該当せず、表現の自由や通信の秘密とも抵触しないものです。なぜなら、

- ・個別のユーザのトラヒックを検査するものではない
- ・個別のユーザごとにアクセスを遮断するものではない
- ・単に特定のサイトへのアクセスを遮断するだけである（その際サイトの名称は数字に置き換えられます）

ためであります。

著作権侵害は日本法において違法ですから国内所在のサイトに対しては法的措置が取れます、同様な手段が一部の外国所在のサイトであって日本法に違反するものに対しても必要なのは明らかです（個別のインターネットユーザに対する措置ではありません）。

### （3）グラジュエイテッド・レスポンス – ISP の責任

グラジュエイテッド・レスポンス（以下「GR」といいます）もまた多くの国で採用されている効果的な方法の一つです。GRは消費者を啓発し、著作権侵害行為をやめていただくようにする行為ですが、同時に、インターネット上の継続的な著作権侵害が改善されない場合は侵害者に対し、インターネット・サービス・プロバイダ（以下「ISP」といいます）に、さらに上位の措置を取っていただく方法です。最初の通知は啓発的なものですが、次回以降の通知は何らかの侵害防止措置を含んだもの（または侵害防止措置を取ることを予告するもの）となります。「スリーストライク制」と呼ばれることがあります、特に3回である必要はありませんし、最終的にISPの契約解除までいく必要はなく、さまざまな段階の侵害防止措置が考えられるものです。

ISPはインターネット上の情報の通路を提供するビジネスなので、その情報の内容にも相応の責任を負うべきであると考えます。インターネット上に多くの著作権侵害コンテンツが存在していることを知っている以上、それを停止する効果的な措置を取るべきであります。

## 2. 著作権保護期間

録音・録画機器の急速な発展に伴い、従来に比べて著作物を簡単にかつ原型のまま保存する事が可能になりました。現在の著作権保護期間はかかる技術の進歩を反映していないものと思われます。保護期間は根本的に見直されるべきものと思料いたしますが、少なくとも著作者の死後70年、または著作物、実演またはレコードの公表から95年のいずれをも下回らない期間とすべきです。

## 3. 著作権法違反事件の非親告罪化

現行の著作権法では、著作権法違反の事案を起訴するにあたり、著作権者の告訴が必要とされています。しかし著作権者は日本国内にいるとは限りません。著作権者が国外にいて、日本における親告罪の制度について詳しくない場合、著作権侵害者の取締り・捜査には多大な遅れが生じることとなります。これにより告訴状を準備する間にも著作権侵害は継続しており、その間大きな損害が発生し続けることになります。当社は、著作権侵害事案は親告罪から除き、著作権者が取締りを希望しない意思を明確にしている場合以外は、警察が自ら刑事手続を進めることができるようにすべきと考えます。

## 4. 法定損害賠償制度の導入

著作権侵害に対する救済としては、差止請求と事後の損害賠償請求が可能です。しかし、損害賠償請求については、被害者である著作権者が損害額を算定するのは困難かつ時間のかかる作業となります。当社は著作権侵害については法定損害賠償制度が導入されるべきであると考えます。著作権者にとってはよりよい事後の救済手段となりますし、将来の著作権侵害を抑止する手段ともなります。

法定損害賠償の金額は、将来の著作権侵害を抑止するに足る金額であると同時に、著作権を侵害された著作権者が損害を回復するに十分な金額であるべきです。

著作権侵害に対して法定損害賠償を導入している国は米国をはじめとして多数あります。

## 5. 私的録画補償金

近時、知的財産高等裁判所は、デジタル方式の録画機器は私的録画補償金の対象とならないという判断を示しました（知財高判平23・12・22）。当社はこの判断およびその理論構成には賛同できません。

デジタル方式の録画機器はアナログ方式よりもはるかに高品位の複製物を作成できるのは明らかです。知財高裁の判決は、法令の文言上の解釈にとらわれ、実態に即していないものというべきです。デジタル方式の録画機器には「ダビング10」の技術が導入されており、無制限の複製はできないというのはその通りです。しかし、私的使用の目的のために10回複製を行う必要性はありません。複製がバックアップやタイムシフト視聴の私的使用目的であるならば1回複製すれば十分です。

従って当社は、私的録画補償金は適切かつ合理的な制度であると考えます。著作権法および関連する政省令を改正し、デジタル方式の録画機器も私的録画補償金の対象であり、その製造業者等は、機器等の利用者から補償金を預かり、代わって指定管理団体に支払う法的義務があることを、再度明らかにすべきであります。

### 《要旨》

「グローバルな著作権侵害への対応を強化する」ことは、わが国が知的財産立国を進める上で依然重要です。本意見書は、より進んだ施策例として、インターネット上の著作権侵害への対応の強化策、著作権保護期間の延長、非親告罪化、法的損害賠償制度の導入、および私的録画補償金制度の再確立を提案するものです。

No.	法人・団体名
12	社団法人衛星放送協会

### 意見

#### 戦略3 インターネット上の著作権侵害コンテンツに対する措置の強化

「知的財産推進計画2011」において「インターネットを通じたグローバルな著作権侵害への対応強化」が挙げられているが、放送事業者の生放送をそのまま違法に世界にむけて再送信するサイトはますます増加し、サイトの監視や削除要請なども放送事業者の自助努力をはるかに超える規模となっている。我が国の著作権法に違反しているだけでなく、国境を越えて権利ビジネスの構造や秩序を揺るがす事態を看過することは産業全体の大きな損失につながるので、引き続きインターネット上の著作権侵害、特に放送番組の同時違法アップロードに対する対策を急ぎ強化していただきたい。

#### 戦略3 知的財産に関する啓蒙、教育活動の強化

「知的財産推進計画2011」において「小中校生の知的財産に対する理解と関心を高める取組」が挙げられているが、適法コンテンツの振興のためには、知財マネジメントに関する人財育成に加えて違法アップロードや私的利用の範囲を超えた複製行為を防止する意味での啓蒙、教育活動も更に強化していただきたい。

No.	法人・団体名
13	社団法人 コンピュータソフトウェア著作権協会

### 意見

#### 【3. 最先端デジタル・ネットワーク戦略】

##### 1. 著作権法30条の見直し

平成22年の著作権法改正により、「著作権を侵害する自動公衆送信を受信して行うデジタル方式の録音録画をその事実を知りながら行う」場合、私的使用目的の複製であっても30条の制限から除外されております。

しかし、インターネットのWebサイトへの無許諾アップロードやファイル共有ソフトによる“共有”（違法アップロードと当該著作物のダウンロードとの連関・連鎖）による被害は、ビジネスソフトなどプログラムの著作物全般についても看過できない規模で存在しているところです。

そこで、一刻も早く、違法に公衆送信されたプログラムの著作物を、それと知りながら、私的使用目的で複製することを、著作権法30条の範囲から除外することを希望いたします。

なお、様々なコンテンツがおおよそデジタル化されている昨今において、著作物の違法なアップロード

ードによる被害は、音楽・映像や弊協会が要望するプログラムの著作物に限った話ではないことに鑑み、他の著作物においても被害の実態やビジネスに対する影響等を勘案した上で、著作権法30条で適法に複製できる範囲からの除外を検討することも併せて希望いたします。

### 【3. 最先端デジタル・ネットワーク戦略】

#### 2. 著作権法47条の3におけるプログラム著作物の複製物の所有者による複製の制限

著作権法47条の3においては、著作物の複製物の所有者による複製等が認められております。そもそも本条が設けられた趣旨は、当時、流通等の目的でプログラムの著作物が固定・記録された媒体がフロッピーディスクや磁気テープであったため、媒体の損傷等に起因するプログラムの破損が容易に発生しうることに鑑みて、複製物の所有者に「バックアップ」を認めたこと、及び、プログラムの著作物の複製物の所持者が行う複製を、プログラムをコンピュータで使用する一手順として一定程度の複製等を認めないことには、使用者が保有するコンピュータに合わせた利用や処理速度の向上を図ることができなかつたことによります。

しかしながら、現在において、プログラムの著作物の多くは「パッケージソフト」としてCD-ROM等の比較的堅牢な媒体で流通しており、媒体および固定・記録されたプログラムの破損は、通常の取り扱いでは発生しづらくなっています。また、コンピュータのハードウェアの仕様の標準化、基本ソフト(OS)を基底として応用ソフト(アプリケーションソフト)を使用する行為が一般化するなど、使用者が保有するコンピュータに合わせてプログラムを改修したり、使用者自らがソースプログラムをオブジェクトプログラムに変換することも希になっております。

また、何よりも、同条では、少なくとも規定文言の文理解釈上は、「プログラムの著作物の複製物の所有者」であれば、押し並べて著作権者の許諾なくプログラムの著作物を複製できると解することが可能ですが、そうすると、例えばビジネスソフトの海賊版プログラムの購入者等、本来であれば当該プログラムの著作物の使用許諾契約を結ぶ権限がないものであっても、そのインストール(複製)が可能になると解される余地が存します。

加えて言うならば、著作権法30条(私的使用目的の複製)の規定によって、海賊版プログラムの購入者が自己のコンピュータに当該プログラムをインストールすることが適法に可能であることから、現在、ビジネスソフトの利用に関して標準的になっている、著作権者と利用者間での「使用許諾契約」の締結そのものが、形骸化してしまうことも懸念されます。

項目1.で指摘した著作権法30条の改正論議の過程においては、違法に複製された著作物を違法と知りつつ再複製する行為(例えば、海賊版をマスターとして複製する行為)も制限規定の適用除外とすることも検討されていましたが、結果として自動公衆送信に係る複製を対象とするに留まっております。海賊版等の違法に複製された著作物を違法と知りつつ再複製する行為は、ビジネスソフトの海賊版プログラム入手した者の場合等では、インストールという形で通常行うものであり、本行為類型が改正の対象から見送られたことは、この趣旨からも遺憾であります。

そこで、本条においては、複製可能な複製者を、単に「プログラム著作物の複製物の所有者」とするのではなく、少なくとも『複製物を使用する権原を取得した者』に限定することを希望します。また、本条の改正がなされたとしてもプログラムの著作物を違法と知りつつダウンロードして複製する行為は依然として適法となるため、繰り返しにはなりますが、著作権法30条の改正も併せて強く要請するものです。

### 【3. 最先端デジタル・ネットワーク戦略】

#### 3. 違法コンテンツへのリンク並びにそれらを集積した「リンク集」等の著作権侵害の蔓延を助長する行為への対策

動画共有サイトやオンラインストレージサービスなどWebサイトでの著作権侵害行為に対し、被害を食い止めるためにはアップロードされたファイルの削除または送信防止措置が必要です。また、アップロードによる被害の本質は、当該コンテンツをダウンロードした者がその内容を享受することによって引き起こされる、販売機会の逸失等です。

このような観点から、違法にアップロードされている著作物ファイルへのアクセスを提供するリンクは、無許諾でアップロードされた著作物ファイルをインターネット利用者に「紹介」し、ダウンロードすることを「手助け」する機能を果たしており、その意味においては、公衆による著作権侵害行為を惹起する立場にあるとしても過言ではありません。また、インターネット上には大量のリンク先

を紹介するいわゆる「リンク集」が存在し、更に著作権侵害を蔓延させることとなっています。

しかしながら、現在の法制度では、著作権法に間接侵害の規定がなく、また、仮に帮助が成り立つとしても、帮助を理由として差止請求を行うことの是非については議論の分かれるところです。

現在、著作権分科会法制問題小委員会司法救済ワーキングチームにおいて、間接侵害に関する議論が進捗しており、さらに、当該議論と関係する最高裁の判断が複数なされていることを勘案すれば、著作権法における間接侵害の議論は加速していくことが予測されます。

そこで、違法コンテンツへのリンクの設置並びにそれらの集積であるリンク集の運営等、著作権侵害の蔓延を助長する行為については、間接侵害に含まれるよう要件、定義等を検討いただきたいと考えます。

### 【3. 最先端デジタル・ネットワーク戦略】

#### 4. プロバイダ責任制限法の見直しについて

##### ●プロバイダ責任制限法のあり方

現行プロバイダ責任制限法については、昨年度に総務省においてプロバイダ責任制限法検証ワーキンググループが主宰され、平成23年7月、検証に関する提言が公表されました。現行法が、情報の流通によって何らかの権利侵害を受けた被害者に一定の救済手法を付与していること及び当該情報の流通を媒介するプロバイダ等の行為から損害賠償責任を免ずることを規定しているに過ぎず、プロバイダ等に何らかの義務や責任を生じさせることを規定しているわけではないことは理解しておりますが、本提言がその考え方を維持する観点からまとめられているため、法改正には慎重な結論に終始し、その結果として個別の議論において結論に疑問を生じる点が少なくありません。

また、プロバイダ責任制限法における根源的な問題は、名誉毀損、プライバシー等人権に近い権利侵害と、著作権、商標権等の知的財産権の侵害を並列に取り扱っていることです。本法の施行から相当な期間が経過し、実務の運用実績の蓄積も図られてきた中で、本法のみで権利侵害のすべてに対応することは限界であり、例えば著作権等侵害であるならば著作権法においてその検討を行うなど、権利ごとにプロバイダの義務、免責等を検討し、新たな法整備をするといった柔軟な対応を検討することも併せて希望する次第です。

##### ●P2Pファイル共有ソフトにおける発信者情報開示要件の緩和等

P2Pファイル共有ソフトのネットワーク内に無許諾アップロードされたコンテンツについて、削除等を目的とした法的対応を行うためには、当該コンテンツファイルのアップロード行為者を特定することが必要となります。当該行為者のIPアドレス等、権利者が通常の方法で得られる情報だけでは発信者が特定できず、プロバイダ責任制限法に基づく発信者情報開示請求を行うこととなります。現行プロバイダ責任制限法では、P2Pファイル共有ソフトにおいては、インターネットサービスプロバイダは情報の媒介者ではあるものの送信防止措置を講じ得る立場にないため、著作権者等はインターネットサービスプロバイダに対して送信防止措置を要請することができず、より要件の厳しい発信者情報開示を請求しなければなりません。その上で、発信者に対し、直接送信防止措置を要請することとなります。

仮に上記要請に基づいて発信者情報が開示されたとしても、通常の開示請求より更に時間がかかること等により、その間にP2Pファイル共有ネットワーク内で当該コンテンツが「拡散」し、仮に当該発信者が当該ファイルの送信防止措置を講じたとしても、P2Pファイル共有ソフトの他のユーザーによる同ファイルの複製物のアップロードがネットワーク内で継続してしまうことが容易に想定されます。このように、P2Pファイル共有ソフトでの著作権侵害行為に対しては、現状のプロバイダ責任制限法が想定する以上に、迅速な対応が可能となるような運用を実現することが必要です。

そこで、P2Pファイル共有ソフトでの著作権侵害については、発信者情報開示のための手続き等の要件を緩和する等、迅速な対応を可能とする実効性のある法の見直しを希望します。

### 【3. 最先端デジタル・ネットワーク戦略】

#### 5. 権利制限の一般規定の運用実態の確認

権利制限の一般規定に関しては、平成22年度文化審議会報告にて導入することが適當との結論に至り、著作権法の一部改正が進められております。当初言われていたような米国型フェアユース相当の権利制限規定とはならず、必要とされる最小限の範囲を制限するものとなるようですが、一般規定という性格上、解釈の範囲は施行された後の事案の蓄積によってその広狭は定まつくるものと思料

できます。

そのため、施行直後は著作権者等が懸念しているような居直り侵害者の増加や立法時に想定できなかった著作権者等に不当に不利益を与える利用についてまで権利制限の範囲に含まれると主張する者が現れると予想されますので、関係各省においては立法化された権利制限の一般規定の運用実態の把握に努めていただき、不都合が生じている場合は適時、法の見直しを希望いたします。

また、著作物の利用者側においては今後も一般規定の適用範囲の拡大を求めることが予想されますが、何もかもを一般規定で権利制限されることを著作権者等は大いに懸念しておりますので、ある事柄について「一般規定で解決すべし」との結論ありきの議論を提言されませんよう、くれぐれもご留意ください。

### 【3. 最先端デジタル・ネットワーク戦略】

#### 6. 著作権侵害を防止するために施された技術を保護する制度の強化

##### ●シリアルナンバー、アクセスキー等を不正に配布する行為を抑止する規定の付与

多くのビジネスソフトウェアメーカーは、プログラムやデータベースの著作物をその複製物等によって発表する際、シリアルナンバーやアクセスキー等、媒体やライセンス固有の番号も同時にユーザーに配布しています。一般にこのシリアルナンバーやアクセスキー等は、(ア) プログラムやデータベースの著作物を媒体からコンピュータにインストールする際の手続きとしてユーザーに入力させ、真正な番号でない場合にはインストールを中断する、(イ) 「体験版」等として発表した、使用期間や使用可能な機能等が制限されたプログラムなどの著作物についてその制限を解除する、等の目的で使用されています。つまりこれらシリアルナンバーやアクセスキー等は、当該プログラムやデータベースの著作物に含まれる複製や使用期間制限等の機能を持つモジュール等を「錠前」とし、それを開ける「鍵」として、権利者に許諾のない著作物の利用等を抑止する目的で配布されているのです。

上記の(ア)の場合は、プログラムやデータベースの複製を制限し、その効果としては、現行の著作権法が規定する「技術的保護手段」と同等の機能と評価され、(イ)の場合には、複製されたプログラムなどの使用を制限し、現行の不正競争防止法が規定する「技術的制限手段」と同等の機能として評価されるものですが、このシリアルナンバーとアクセスキー等をインターネットオークション等で不正に配布する行為が横行しています。これらシリアルナンバーとアクセスキー等については、現行法がその回避機器やプログラムの発表等を規制する「技術的保護手段」や「技術的制限手段」の定義に該当し難いと一般には考えられているため、これらが不正に流通しても、権利者にそれを食い止め術がなく、結果、無許諾複製の有効な抑止策となり得ていない状況が生じています。

これらシリアルナンバーとアクセスキー等による無許諾複製／使用の制限は、過度な技術的保護手段等がユーザーに不利益をもたらしてきたという業界の経験から、ユーザーにできるだけ負担をかけないという利便性の確保を最大限に考慮した、必要最低限の方法として、権利者がプログラムやデータベースの著作物の複製物等に採用しているものです。つまり、プログラムやデータベースの無許諾複製による被害を食い止める実質的な「最後の砦」とも言えることができます。

そこで、著作権法、不正競争防止法のいずれにおいても、不正なシリアルナンバーとアクセスキー等の流通等を適切に抑止することのできる規定の付与等について、早急に検討いただきたい存じます。

##### ●技術的手段を回避する行為の規制

技術的手段を回避する機器・プログラムの流通に関する規制の強化については、不正競争防止法においては平成23年12月より改正法が施行され、また著作権法においても該当の改正の作業が進められているとのことです。ただし、残念ながら、いずれの法制においても、当該技術的手段を回避する行為そのものについては、規制対象とされませんでした。

しかし、デジタルネットワーク環境下においては、急速な技術革新に伴い、侵害行為も今後ますます多様化、巧妙化、複雑化していくことを勘案すると、支分権該当行為に直接該当しない著作物等の視聴等を制御する技術は今以上に重要となります。特に、クラウドコンピューティングの進展によって、著作物等の視聴等のみによって対価を回収するビジネスはますます促進されると想定できます。これは、コンテンツのほとんどがデジタル化する現在においては、全ての著作物について言えることです。

そのため、技術的手段が施された著作物等をその技術的手段を解除して視聴等することについて何らかの権利性を持たせるか否かや規制行為とするか否かも含め、技術的手段の保護の在り方や同手段の回避に関する行為の規制の在り方について、適時見直しを図っていただきたいと考えます。

### 【3. 最先端デジタル・ネットワーク戦略】

#### 7. スマートフォンにおける著作権侵害対策

昨今、いわゆるスマートフォンの普及が爆発的に広がっています。スマートフォンはこれまでの携帯電話よりも高機能で、これまでの携帯電話では実現し得なかったアプリケーション等の動作を可能とし、また、特定のマーケットプレイスが準備されていることから、その配信も容易になっています。

新たなアプリケーションの開発やコンテンツ市場の拡大という側面に関しては喜ばしいところですが、一方で報道等でも話題になっている通り、著作権を侵害するアプリケーションやコンテンツも散見されています。

これら著作権を侵害するアプリケーション等に対しては、配信を行っているマーケットプレイスに申し入れを行い、当該アプリケーション等の配信を停止してもらうこととなります。現時点では、規模の大きなマーケットプレイスは数が少ないため対応できる状況ではあるものの、それらマーケットプレイスは国外企業が運営している上、著作権を侵害するアプリケーション等が存在しないかどうかを監視し、配信停止請求等の措置を講じることは著作権者等にとっては負担となっています。さらに、ユーザーにおいては自分が購入したアプリケーションが正規なものであるかどうかがわからないまま対価を支払い、それが著作権を侵害するものであったために突然に使用ができない、サポートがなくなる等の不都合を生じさせることも想定できます。

新たな市場としての期待は大きいところですので、著作権等の保護と消費者保護の両側面から、早期に秩序を形成するための対策、特に国外企業が主に運営していることから国際間における課題の共有とその対策を講じていただきたいと考えます。

### 【3. 最先端デジタル・ネットワーク戦略】

#### 8. 海外における著作権侵害対策

##### ●法制度、実務情報の共有

インターネット上での著作権侵害対策として、諸外国での著作権法の改正や、権利者・ISP等の事業者間の覚書締結等、様々な対策が講じられています。しかしながら、各権利者（団体）等が個別に詳細な情報を入手するのは負担が大きく、かつ非効率的であるといえます。

そこで、政府が中心となり、海外での情報を収集・翻訳し、国内の権利者（団体）等に提供するスキームの構築が必要であろうと考えます。

##### ●侵害情報の共有

国境を越えた著作権侵害対策のためには、日本のみならず、同様の問題をかかえている他国と情報を共有し、対策を協議する場が不可欠です。そこで、政府が中心となり、各国の権利者、ISPやインターネットオークション等の事業者、政府機関等が一堂に会して協議する場を設けるような取り組みが必要であると思われます。

### 【3. 最先端デジタル・ネットワーク戦略】

#### 9. 侵害行為の実態に見合った損害賠償制度の導入

海賊版の頒布や違法アップロード等の著作権侵害行為については、一般的にその被害規模を把握することが難しく、特にインターネットを介した事案についてはその傾向が顕著です。

例えば、インターネットを通じた著作権侵害の場合には、当該著作物がダウンロードされた回数を権利者が把握することは困難であること、P2Pファイル共有ソフトを悪用した侵害の場合では、侵害行為者そのものの特定等が困難であるほか、仮に行為者が特定できたとしても当該ファイルの送受信回数等の状況把握は事実上不可能であり、これらから、厳密な意味での損害額の立証はできません。

現行の著作権法では、114条の5により「相当な損害額」を裁判所が認定できることとなっていますが、特に昨今のインターネットを介した侵害行為における被害の急速な拡大及び損害の立証の困難さ等に鑑みますと、迅速性や実効性の確保の観点のほか予防的な見地等も加味しつつ、侵害行為の実態に見合った賠償制度について、総合的に検討を行う必要があると考えます。

### 【3. 最先端デジタル・ネットワーク戦略】

#### 10. 国民への教育啓発の促進

違法アップロードや海賊版の氾濫を防ぐためには、消費者が著作物等の価値やその保護制度を十分

に理解することが重要です。特に、若年層への啓発は最重要であると考えておりますので引き続き、若年層への啓発を重点におきつつ、消費者の意識の向上を図る施策をお願いいたします。  
以上

#### 知的財産戦略の推進について（要旨）

##### 1. 著作権法 30 条の見直し

違法に公衆送信されたプログラムの著作物を、それと知りながら、著作権者の許諾無く私的使用目的で複製することを、著作権法 30 条の範囲から除外する法改正を要望。

##### 2. 著作権法 47 条の 3 におけるプログラム著作物の複製物の所有者による複製の制限

著作権法 47 条の 3 によって複製が適法となる者を、『複製物を使用する権原を取得した者』に限定する法改正を要望。

##### 3. 違法コンテンツへのリンク並びにそれらを集積した「リンク集」等の著作権侵害の蔓延を助長する行為への対策

違法コンテンツへのリンクの設置並びにそれらの集積であるリンク集の運営等、著作権侵害の蔓延を助長する行為については、間接侵害に含まれる要件、定義等を希望。

##### 4. プロバイダ責任制限法の見直しについて

###### ●プロバイダ責任制限法のあり方

プロバイダ責任制限法において各種権利侵害を一律に定めることには限界があることから、各法制（著作権であれば著作権法）における解決も視野に入れた検討を希望。

###### ●P2P ファイル共有ソフトにおける発信者情報開示要件の緩和等

P2P ファイル共有ソフトでの著作権侵害については、発信者情報開示のための手続き等の要件を緩和する等、迅速な対応を可能とする実効性のある法の見直しを希望。

##### 5. 権利制限の一般規定の運用実態の確認

立法化された権利制限の一般規定の運用実態の把握並びに、権利者に不当な不利益が生じている等、不都合が生じている場合は適時の法の見直しを希望。

##### 6. 著作権侵害を防止するために施された技術を保護する制度の強化

###### ●シリアルナンバー、アクセスキー等を不正に配布する行為を抑止する規定の付与

不正なシリアルナンバーやアクセスキー等の流通等を適切に抑止することのできる規定について早急な検討を希望。

###### ●技術的手段を回避する行為の規制

技術的手段が施された著作物等をその技術的手段を解除して視聴等することに何らかの権利性を持たせるか否かも含め、技術的手段の保護の在り方について、適時見直しを希望。

##### 7. スマートフォンにおける著作権侵害対策

スマートフォンにおけるコンテンツ配信は、新たな市場としての期待は大きいため、著作権等の保護と消費者保護の両側面から、早期に秩序を形成するための対策、特に国外企業が主に運営していることから国際間における課題の共有とその対策を希望。

##### 8. 海外における著作権侵害対策

###### ●法制度、実務情報の共有

政府が中心となり、海外での著作権侵害に関する情報の収集・翻訳、並びに当該情報を国内の権利者（団体）等に提供するスキームの構築を希望。

###### ●侵害情報の共有

政府が中心となり、各国の権利者、ISP やインターネットオークション等の事業者、政府機関等が一堂に会して協議する場を設けるような取り組みを希望。

## 9. 侵害行為の実態に見合った損害賠償制度の導入

インターネットを介した侵害行為における被害の急速な拡大や損害の立証の困難さ等に鑑み、侵害行為の実態に見合った賠償制度について、総合的な観点からの検討を希望。

## 10. 国民への教育啓発の促進

若年層への啓発を重点におきつつ、消費者の知的財産権に関する意識の向上を図る施策を希望。

No.	法人・団体名
14	(社) 日本芸能実演家団体協議会
意見	
1. 私的録音録画補償金制度の拡充及び再構築を	
<p>政府は、コンテンツのデジタル化・ネットワーク化により著作物等の私的な録音・録画が著しく増大している一方、これに対する著作権等の制限に関する補償措置である私的録音録画補償金制度が十分に機能していないアンバランスを解消するため、コンテンツ利用者の利便性を損なうことなく権利者への適切な対価の還元を実現する私的録音録画補償金制度の拡充・再構築案をすみやかに策定し、2012年中にその実施のための具体的施策を講じる。</p> <p>『知的財産推進計画2010』では、「デジタル化・ネットワーク化に対応した著作権制度上の課題（保護期間、補償金制度の在り方を含む）について総合的な検討を行い、検討の結果、措置を講じることが可能なものから順次実施しつつ、2012年までに結論を得る」としている。</p> <p>これを踏まえて策定された『知的財産推進計画2011』の戦略実施の工程表には、「補償金制度については、コンテンツ利用の利便性向上とクリエーターの権利保護のバランスについて、関係者の合意形成に向けた検討を進めるため、経済産業省と文部科学省による検討会を設置する。当該検討会の結果を踏まえ、補償金制度の見直しに関する関係者の合意形成を目指す。」とされている。</p> <p>しかしながら、経済産業省及び文部科学省は、いずれも関係者の合意形成に向けて主導的な役割を果たすことができず、この問題についての解決の方向性すら見出せないでいる。</p> <p>そもそもこの問題については、文化審議会著作権分科会が平成17年1月に取りまとめた『著作権法に関する今後の検討課題』における、①ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定、②現在対象となっていない、パソコン内蔵・外付けのハードディスクドライブ、データ用CD-R/RW等のいわゆる汎用機器・記録媒体の取扱い、③現行の対象機器・記録媒体の政令による個別指定という方式の見直しの3点につき検討するという方針、及び平成18年1月の『文化審議会著作権分科会報告書』に基づき、私的録音録画小委員会において30回もの関係者間協議が行われた。しかし、これらの協議においては関係者間の利害の対立が強調されるばかりで、結局、課題解決の方向性さえ見出しができなかった。他方、協議が行われた6年間にも、著作物等のデジタル化に伴う私的録音録画の増大はますます進み、権利者が受ける不利益は看過できない深刻な状態に至っている。</p> <p>クリエーターに対する正当な利益の還元なくしてコンテンツ業界の活性化はありえないのであり、コンテンツ業界の活性化がなくては“クールジャパン”的グローバル展開など絵に描いた餅である。もはや課題の解決を「関係者合意」に係らしめようとする従来の手法によっては、これらの問題を抜本的に解決することは困難といわざるを得ない。</p> <p>かかる状況を開拓するためには、クリエーターに適切な対価を還元させる ことにより知的創造サイクルを活性化し、日本の誇るコンテンツを世界に発信するという知的財産戦略の基本に立ち返り、知的財産戦略本部の主導により、国家戦略として、コンテンツ利用者の利便性と権利者への対価の還元のバランスのとれた私的録音録画補償金制度の拡充・再構築を積極的に図る必要がある。</p>	
2. アーティストの育成保護基盤を強化する	
<p>映像コンテンツ、音楽コンテンツあるいはライブ・コンテンツを創造するアーティスト人財の育成、保護の基盤として、その地位に関する法的整備、社会的認識の構築が必要である。</p> <p>グローバル・ネットワークを活用してビジネス化できるプロデュース人財が不可欠であり、それ以上に、映像コンテンツ、音楽コンテンツあるいはライブ・コンテンツを創造するアーティスト人財の育成、保護が重要である。</p> <p>映像・音楽コンテンツ、デジタルコンテンツ等「コンテンツ」が論議されるが、アーティスト、クリエーターという人財こそ究極のコンテンツであり、その育成、保護が図られなければならない。</p>	

とりわけ、「芸術家保護」という視点から、芸術文化政策が検討されなければならない。

「文化芸術振興基本法」第2条（基本理念）第2項は「文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。」と規定し、“地位の向上”を基本理念として特記している。

また、国際文書としては「芸術家の地位に関する勧告」（1980年第21回ユネスコ総会採択）がある。こうした背景を受けて、アーティスト、芸術家の育成、保護の基盤として、その地位に関する法的整備、社会的認識の構築が必要であると考える。

No.	法人・団体名
15	社団法人 日本書籍出版協会 社団法人 日本雑誌協会
	意見

### 【要　旨】

戦略Ⅱ 3:4 戦略実施の工程表、項目番号99には出版者の権利のあり方について「左記結論に基づき、必要な措置を実施」とあるが、これを「文化審議会著作権分科会における検討を進め、その検討結果を踏まえ、法令改正に向けた準備を行う」に修正すべきである。

戦略Ⅱ 3:インターネット上の著作権侵害を抑止するためには、二国間政府協議等を通じて相手国に対策強化を促す他、政府としての毅然とした態度を対外に示す必要がある。また、著作権侵害の規模が拡大され、その侵害の態様が多様化されているインターネット時代において、日本の社会通念等に鑑み著作者が対応することが困難であることから、出版者に著作隣接権者としての権利を与え権利侵害に対抗できるようにすべきである。

### 【全　文】

「①コンテンツの電子配信を促進するとともに、我が国の知的資産をデジタル・アーカイブ化して活用する。」について

工程表に「3. 最先端デジタル・ネットワーク戦略」のうちの項目番号99に項目名「電子書籍の市場整備の加速化」、「施策内容」として「電子出版に関し、出版者の権利の在り方の検討も含め、著作者と出版者間の契約の促進を支援する。(短期)」と明記されている。その「短期」には、2011年度は「出版者の権利の在り方について「電子書籍の流通と利用の円滑化に関する検討会議」において検討を行い、一定の結論。」とあり、2012年度は「左記結論に基づき必要な措置を実施。」とされているが、2012年度については「文化審議会著作権分科会における検討を進め、その検討結果を踏まえ、法令改正に向けた準備を行う」に修正すべきである。

2011年に行われた「電子書籍の流通と利用の円滑化に関する検討会議」において、出版者や一部の著作者からは出版者に権利を付与することに対して積極的な意見が示されており、他の構成員からもこれを否定する意見は示されていない。また、出版者へ権利を付与することで、電子書籍の流通と利用の促進に一定の積極的な効果をもたらすことも確認された。その結果、出版者へ権利を付与することや他の制度改正が電子書籍市場に与える全般的な影響については出版者等の関係者が中心となって検証を行い、法制面における具体的な課題の整理等については文化庁が主体的に取り組みを実施することとなっている。

歴史的には、著作権は出版業者の安定的な活動を保障するために生まれたとも言われているが、技術の発達と著作物の利用形態の多様化に伴いその権利が拡大され、著作物の伝達に重要な役割を果たしている者に対して著作隣接権が新しく与えられるようになった。これらの動きには、産業保護の観点から各国が共通して取り組んだ事例もあり、時には国際条約の枠を超えて、自国の権利者を保護するために日本が独自に権利を創設した事例もある。前者の例が1970年の現行法制定に伴う著作隣接権であり、後者の代表的な事例が1997年に創設されたインターネット送信に係る自動公衆送信、送信可能化権である。この法改正は、著作権法の理念である利用と権利保護のバランス感覚の中で、文化の発展のために行われた日本独自の処置で、法改正当時は世界でも画期的なものであると言われたものである。

政府がクールジャパン戦略の推進と出版産業の活性化を真に願うなら、1999年の著作権法改正と同じように、必ずしも諸外国の法制度では例が多いとは言えないとしても、出版者の権利（著作隣接権）

創設に真剣に取り込むべきである。2011年に行われた「電子書籍の流通と利用の円滑化に関する検討会議」において出版者への権利付与に関する否定的な意見が無かったことは、我が国の出版産業を取り巻く昨今の危機を考慮した結果であると両協会は確信している。

そもそも、出版者の権利問題については、2003年の「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」において「出版社が著作物を公衆伝達している役割に鑑み、出版物の複製に係る出版社の報酬請求権の是非について関係者間で協議が進められているが、関係者間協議の結論を得て、2004年度以降必要に応じ著作権法の改正案を国会に提出する。」と記載され、また「知的財産推進計画2004」には「出版物の複製に係る出版社の報酬請求権の是非に関する関係者間協議の結論を得て、2004年度以降必要に応じ、著作権法の改正案を国会に提出する。」ともあり、出版産業を活性化する政府の意気込みが窺えた。しかしながら、2005年以降の知的財産推進計画には出版者の権利問題に関する政府の考え方方が見えてこない。昨今の状況から出版者の権利問題は一刻も早く解決しなければならない深刻なものであり、2012年実施予定の知的財産推進計画の中では当該出版者の権利問題について、より積極的な取り扱いがなされるべきである。

### 「③グローバルな著作権侵害への対応を強化する。」について

同様に、工程表に「3. 最先端デジタル・ネットワーク戦略」のうちの項目番号112に項目名「インターネット上の著作権侵害の抑止」について書かれている。「施策内容」として「著作権侵害が特に多発する海外のサイトに関し、民間企業の自主的な措置も含め、総合的な対策を検討し、結論を得る。

（短期）と明記されている。インターネット上の著作権侵害は、海外はもちろん、国内においても日常的に行われており、その度合いは日々増大する傾向にあってコンテンツ産業の存続さえも危うくなるほどである。インターネット上の著作権侵害を抑止するためには、以下の2点が有効であると考えられる。

第一に、国際問においては二国間政府協議などを通じて相手国に対策強化を促すのみならず、日本のコンテンツを保護する政府としての毅然とした態度を示すことである。その典型的な例が、アメリカの司法省とFBIが2012年1月19日に行ったMegauploadサイトの閉鎖と関係者の逮捕・起訴である。この事件はアメリカ政府が処罰できない海外サイトに対しても、コンテンツを保護する意思さえあれば他国政府と協調して違法サイトを取り締まることが可能であることを証明した先例である。日本政府もアジア諸国を中心に蔓延している日本の違法コンテンツを撲滅する意思があるなら、情に訴えるだけではなく、各政府と協調して毅然とした態度を示すことが望ましい。

第二に、先述の「電子書籍の流通と利用の円滑化に関する検討会議」においても十分に議論され共感を得た、出版者への権利付与である。著作権侵害の規模が拡大し、その侵害の態様が多様化しているインターネット時代において、著作者個々人がそれらに対応することが困難であることは明確である。このような難局を開拓するには、出版者に著作隣接権者としての権利を与え、権利侵害に対抗できるようにする他ないと考える。また、ネットビジネス社会で文化立国のリーダーとして世界を唱道するためにも、この新たな隣接権を条約に盛り込み各国に批准を求めていくといった知財戦略の確立が、豊かな文化の創出と産業の発展を実現する唯一の道と確信する。我が国が、文化立国そのための知財戦略で後塵を拝すことになれば、政治、経済、文化全ての面で、「斜陽日本」を招きかねないのである。

No.	法人・団体名
16	社団法人 日本図書館協会
意見	
○その他	
2011年11月11日、首相記者会見において「TPP交渉参加に向けて関係国との協議に入る」との発表がされているが、TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）には著作権を含む知的財産の項目が存在し、著作権の保護期間延長や非親告罪化を懸念する声がある。国際協調は重要であるが、各国で関係法令や裁判制度等が異なることを考えれば、各の事情は尊重されるべきであり、知的財産推進計画に「著作権における我が国の立場の明確化」などの項目を設け、協議に当たっては明確に我が国の立場を主張すべきである。	
○その他	
当協会は、インターネット上の情報を代表とする、商業目的としておらず、なおかつ、有用なもの	

については、図書館のみならず企業等においても複製の需要があるはずであり、このような現行の著作権法を厳格に適用すれば違法となる行為について、一定の条件のもと、権利制限を行うことの必要性を指摘してきたところである。平成23年1月に公表された文化審議会著作権分科会報告書には、著作権法に「権利制限の一般規定」を導入する必要性についての記述があるが、上に挙げたような著作物の利用が対象と考えられているようには思われない。「権利制限の一般規定」は、その性格上、判例の蓄積等により対象が定まっていくという性格を持つものの、商業目的としない著作物については訴訟とならず判例が蓄積されないという性格を持つ。このため、知的財産推進計画に「非商用著作物の活用」などの項目を設け、非商用著作物の利用に関する諸問題を検討すべきである。

No.	法人・団体名
17	(社)日本民間放送連盟
意見	
<p>○ 要 旨</p> <p>日本コンテンツの海外発信を推進していくためには、国としての明確なビジョンの形成と財政的裏付け、民間の取り組みに対する支援強化、人材育成、コンテンツの適正な保護と流通促進等の要素が欠かせない。また、著作権等の侵害行為の抑止やクリエーター・権利者への利益の還元のため、適切な制度整備も行っていくべきである。</p>	
<p>1. 「知的財産推進計画2011」について見直すべき点</p> <p>(1) 最先端デジタル・ネットワーク戦略</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2020年の目標指標である「著作権侵害コンテンツの流通量の8割減少」「日本のコンテンツのグローバル配信ビジネスの売上1,000億円超」の達成に向け、国内においては、違法投稿者への罰則強化や投稿者の情報開示の簡便化など、法改正等を含めた抜本的な対策が必要である。また、海外サイト対策については、国家間での取締りの強化や民間のエンフォースメント活動の推進など、実効性の高い戦略を構築・実施することを切望する。</li> <li>一方、「グローバルな著作権侵害への対応強化」については、「正規版の流通促進」という観点での検討も重要なことから、流通に関する阻害要因を取り除くような施策を講じ、正規流通の促進による違法アップロードの抑止を後押しする取り組みも併せて行っていくべきである。</li> </ul> <p>(2) クールジャパン戦略</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「クールジャパン」を推し進めるためには、国としてのさらなる明確なビジョンと政府を挙げた取り組みが必要である。例えば、アジアの中で最もコンテンツの海外展開に成功している韓国では、李明博政権のマニュフェストにコンテンツ振興が盛り込まれ、国家の重要施策として位置付けるとともに、コンテンツ振興に関する支援を一元化するなどの施策を講じている。日本が「クールジャパン」政策を掲げるのであれば、まず、こうした施策に対する国家としての位置付けを明確にするとともに、中長期的なビジョンとそれを実現するための財政的な措置をすべきである。</li> <li>放送コンテンツの海外展開については、他国との文化的・経済的側面における障壁など、民間の努力だけでは解決できない課題を抱えている。今後、日本がコンテンツ流通先進国と肩を並べ、放送コンテンツを世界に発信していくためには、国が講じるべき施策をさらに積極的に推進する必要がある。</li> <li>日本コンテンツを海外に発信していくためには、官民が一体となった強力な取り組みを継続的に行っていく必要がある。民間ベースでの取り組みを国が支援している「コ・フェスタ」や「国際ドラマフェスティバル in Tokyo」などについては、これらの取り組みが一層推進されるよう、中長期的視野に立った計画とバックアップ体制の確立を期待する。</li> <li>日本のコンテンツ産業において最も危機的なのは、「人材育成」の欠如である。優秀なクリエーターの育成は、コンテンツの海外発信に必須であることは論をまたない。諸外国においては、コンテンツ制作のためのインフラ整備など、クリエーターの経済的負担を軽減するような支援体制を構築している。日本においても同様の施策を講じ、グローバルに通用する人材基盤の強化に資すべきである。</li> </ul> <p>2. 新たに盛り込むべき政策事項等</p>	

## (1) 私的録画補償金制度の見直し

- デジタル録画技術が発達・普及するなかで、映像クリエーター・権利者に利益を還元する手段として著作権法に私的録画補償金制度が定められ、その運用開始から12年を経ている。しかしながら、録画機メーカー等は地上デジタル放送への完全移行を理由に補償金の上乗せ徴収を拒んでおり、また消費者・国民にも制度についての十分な理解を得られていない面がある。このため、政府は公正かつ建設的な協議の場を設け、補償金がクリエーター・権利者へ適切に支払われるような現行制度の見直しあるいはこれに代わる制度の創設を早急に実現すべきである。

## (2) アクセスコントロール回避規制の強化

- 「知的財産推進計画2010」に掲げられていた「アクセスコントロール回避規制の強化」に関して、不正競争防止法（および関税法）は昨年中に法律が改正され、すでに施行されているが、同様に法改正することとなっている著作権法は、未だに法改正が行われていない。デジタル・ネット社会において、著作権および著作隣接権の侵害による被害は加速度的に広がるため、1分1秒でも早く対策を講じる必要がある。従って、予定されている著作権法改正を可及的速やかに実施すべきである。

No.	法人・団体名
18	社団法人 ビジネス機械・情報システム産業協会

## 意見

## 【1. 全文】

## ○戦略3：著作権制度上の課題の総合的な検討（間接侵害）

平成24年1月12日付けで、文化審議会著作権分科会法制問題小委員会に設置された司法救済ワーキングチームによる検討結果として、差止請求の対象として位置づけられるべき間接行為者の類型が提示された。

著作権法上のいわゆる「間接侵害」に関しては、これまでいわゆる「カラオケ法理」に基づいて行為主体の認定がなされることが多く、差止請求の対象となる範囲が不明確で、予見可能性を欠き、法的安定性を損なうものと言わざるを得なかつたことを考えると、差止請求の基準が提示されたことは予見可能性の向上に資するものとして一定の評価を与えることができるものと考える。

もっとも、個別の事例の蓄積が必要な面もあるが、提示された間接行為者の類型の(ii)における「実質的危険性」や「侵害発生防止のための合理的措置」の内容、範囲など、さらに具体的に検討がなされるべき点もあると思われる。また、いわゆる「間接侵害」の成立は、直接行為者による侵害の成立を前提とするものであり、著作権法の制限規定により適法となる行為についても対象外であることを明確にされることを希望する。

今後の法制問題小委員会での立法措置へ向けた検討においても、事業者の既存事業や新規事業への取組みを不当に排除したり萎縮させたりしないよう十分な配慮を求める。

No.	法人・団体名
19	知的財産人材育成推進協議会

## 意見

## 意見(要旨)

「知的財産推進計画2012」における知財人財育成に関する記載内容には、「知財人財育成プラン」の内容が反映されると考えられるところ、

「知財人財育成プラン」の内容を反映する際の要望として、「知財人財育成プラン」の柱と考えられる「知財マネジメント人財」及び「グローバル知財人財」の育成・確保に関して、並びに、知的財産人材育成推進協議会に関しての提言を行う。

## 意見(全文)

## 1. はじめに

今年度は「知的財産推進計画2011」の記載を踏まえ、「知財人財育成プラン検討ワーキンググループ」（以下、「ワーキンググループ」という。）が「知的財産による競争力強化・国際標準化専門調査会」の下に設置され、知財人財育成プランの検討が行われた。ワーキンググループが作成した「知財人財育成プラン」が「知的財産による競争力強化・国際標準化専門調査会」へ提出され、「知的財

産推進計画2012」における知財人財育成に関する記載内容に反映されることを踏まえ、以下に「知的財産推進計画2012」に向けた提言を述べる。

## 2. 「知財人財育成プラン」と2006年の「知的財産人材育成総合戦略」の関係について

(1)【戦略2】: 知財人財育成については、既に2006年に「知的財産人材育成総合戦略」が策定されており、同戦略の実施期間は2005年度～2014年度の10カ年であることから、2012年度は同戦略の実施期間である。したがって2012年度は同戦略と「知財人財育成プラン」とが併存することとなるが、「知財人財育成プラン」を「知的財産推進計画2012」に反映させるあたり、「知財人財育成プラン」と「知的財産人材育成総合戦略」との関係を明確にするべきである。仮に、「知財人財育成プラン」が知財人材育成を巡る状況の変化に応じて「知的財産人材育成総合戦略」を相互補完するものとして作成されたものであれば、同戦略のいかなる部分について補完すべきであるかを明らかにし、「知財人財育成プラン」がそれをどのように補完するのかを示すべきである。

(2)【戦略2】: 「知財人財育成プラン」では、知財マネジメント人財の育成・確保のために「知財マネジメント戦略研究所（仮称）」、「ビジネス戦略知財アカデミー（仮称）」を整備することを主要施策として掲げている。「知財人財育成プラン」が知財マネジメント人財の育成・確保の観点で「知的財産人材育成総合戦略」を補完するにあたり、「知財マネジメント戦略研究所（仮称）」、「ビジネス戦略知財アカデミー（仮称）」の整備が、「知的財産人材育成総合戦略」においてそれぞれの役割の整理された各セクターに対して、どのように働きかけていくのかを示すべきである。

## 3. 「知財マネジメント戦略研究所（仮称）」、「ビジネス戦略知財アカデミー（仮称）」について

(1)【戦略2】: 「知財マネジメント戦略研究所（仮称）」が国際競争力強化へ資するものとなるためには、「知財マネジメント戦略研究所（仮称）」の研究・分析成果が世界をリードする必要がある。「知財人財育成プラン」には5年を目途に「知財マネジメント戦略研究所（仮称）」を世界最高水準のものとする旨が掲げられているところ、いかにして世界をリードする研究・分析成果をあげる研究拠点とするのか、前掲2.（2）に記載した各セクターの役割・関与も含めて、体制整備の具体的工程を示すべきである。

(2)【戦略2】: 世界をリードする研究・分析成果をあげるためには、企業や大学等から優秀な人財を研究拠点に集める必要がある。優秀な人財が「知財マネジメント戦略研究所（仮称）」にて研究・分析に参加するインセンティブが働くように、「知財マネジメント戦略研究所（仮称）」の体制を整備すべきである。

(3)【戦略2】: 「ビジネス戦略知財アカデミー（仮称）」は、「知財マネジメント戦略研究所（仮称）」における研究・分析成果を研修活動において具体的に活用することによって、はじめて知財マネジメント人財の育成・確保のための場として機能するものであるから、「知財マネジメント戦略研究所（仮称）」との連携が必須である。また、「ビジネス戦略知財アカデミー（仮称）」にとどまらず、知的財産の研修機関においても同様であり、これらの研修機関と「知財マネジメント戦略研究所（仮称）」との連携は必須のものであると考えられる。

そして具体的な連携の形態としては、「知財マネジメント戦略研究所（仮称）」で得られた成果を研修カリキュラムや研修教材に落とし込み、研修内容に反映することである。

したがって、「知財マネジメント戦略研究所（仮称）」並びに「ビジネス戦略知財アカデミー（仮称）」及び研修機関を有機的に関連付けるための具体的な取組を示すべきである。

(4)【戦略2】: 「知財人財育成プラン」には、「ビジネス戦略知財アカデミー（仮称）」とは「事業戦略的な知財マネジメント人財を養成する場」であることが示されている。そのような“場”をどのような体制で実現するのか、前掲（3）記載の「知財マネジメント戦略研究所（仮称）」との連携をいかにとるのかも含めて、体制整備の工程を示すべきである。

(5)【戦略2】: 「ビジネス戦略知財アカデミー（仮称）」の体制整備に関して、民間の活動のみでは資金や景気等の影響で一定の限界があるので、国の施策として取組を強化すべきである。

## 4. 中小企業における知財人財の育成・確保について

(1)【戦略2】: 中小企業には知財担当者がいないことがほとんどであり、政府による中小企業向けの優遇制度や相談窓口といった支援施策が浸透していないケースや、相談するタイミングを逸して手遅れになるケースが多いことを踏まえると、中小企業において求められる知財人財は、自社の事

業戦略を踏まえた知財戦略を策定・実行しうる高度な知財マネジメント能力を有する知財業務専任の担当者というよりも、むしろ、現実的な視点に立てば、中小企業の知財活用に資する特有の制度についての知識を持ち、弁理士・弁護士といった外部専門家とのインターフェイス役を果たしうる技能を有する、他の業務と兼任の人財であると考えられる。

例えば、このような知識や技能を客観的な基準によって検定し、一定レベル以上に達した者に資格を認定する検定制度は、中小企業に必要とされる知財人財の具体的な指標や客観的な到達度を明確にし、人財育成の促進が図られる可能性を高め、また、「知財人材育成総合戦略」(P. 30)において明記されているものの具体策が見当たらない「一社一人運動」にも資すると考えられるため、上述の検定制度を創設すべきである。

(2) 【戦略2】: 中小企業が知財人財育成に取り組むか否かは、各中小企業の経営者が知財人財育成の重要性を認識し、知財人財育成によってもたらされる知財活用のメリットを実感できるか否かによるため、知財人財の育成・確保に積極的に取り組む中小企業に対するインセンティブ制度を、上述の検定制度と併せて導入すべきである。(各中小企業の知財人財の育成・確保への取組状況については、検定制度の受検者数や合格者数が有効な判断材料になる。)

## 5. グローバル知財人財の育成について

【戦略2】: アジア・新興国における知的財産教育・研究ネットワークの形成はその一つの方法と考えられるところ、このような海外ネットワーク形成を目指すうえで必要となる、わが国の知財教育・教材の英語コンテンツの開発・充足や、大学間あるいは官・学の協力体制の整備は、政府が積極的に支援すべきである。

## 6. 知的財産人材育成推進協議会について

【戦略2】: 「知的財産人材育成総合戦略」を受けて設立された「知的財産人材育成推進協議会」も、情勢変化に対応して体制を整備していく必要があると考える。「知財人財育成プラン」の各論「4. 知財人財育成プラン推進体制の整備」に記載された知的財産人材育成推進協議会の体制整備に関する施策については、「知的財産推進計画2012」に反映させるべきである。

No.	法人・団体名
20	東京商工会議所
意見	
<p>わが国が国際社会において再び確固たる地位を築くためには、世界一の「科学技術創造立国」を目指すという明確なビジョンを打ち出すことが重要であると考える。そのうえで、日本経済の再生と持続的な成長を実現するために、わが国企業の太宗を占める中小企業の活力強化を成長戦略の柱として位置付けるべきである。</p> <p>超円高が長期化する厳しい環境の中で、中小企業においても国際展開の動きが加速するなど、経営資源として知的財産の積極的な活用に迫られている。</p> <p>「知的財産推進計画2012」の策定にあたり、東京商工会議所は、まずは次の諸点が重要であると考える。</p> <p>(1) グローバル・ネットワーク時代において、国際標準化への戦略的な取り組みは必須であり、企業の国際競争力を強化するため、政府は強力なリーダーシップを発揮すべきである。</p> <p>(2) 絶え間ないイノベーションの実現こそが、企業の競争力の源泉となる。イノベーションの促進には、技術のみならず、デザインなどの知的財産を複合的に活用する視点が重要である。</p> <p>(3) わが国企業の有する技術等の流出懸念が高まっており、強力な防止策が必要である。同時に、他国における知的財産に関する諸問題の解決には、民間の力のみでは限界がある。特に中小企業の知的財産保護については、政府機関の積極的な関与が期待される。</p> <p>(4) 海外で高い評価を得ている『クール・ジャパン』と呼ばれるコンテンツなどの知的財産の潜在力を最大限に発揮させるためには、デジタル化、ネットワーク化など官民一体となった戦略的な推進が必要である。</p> <p>以上を含め、中小企業の知的財産活用推進の観点から、追加・見直すべき政策事項について、具体策とともに意見を述べる。</p>	

## 記

## I. 「知的財産推進計画 2012」において特に注力すべき事項

## (1) 模倣品・海賊版および技術流出防止対策の抜本的強化

中小企業においても製造業を中心に国際展開が加速している。こうした中、わが国企業の有する技術等の流出への懸念が高まっているが、企業が他国において知的財産に関する諸問題を解決するには限界がある。政府においては、中小企業をはじめとする企業の技術等の流出防止のため、強力な対策を講ずるべきである。

具体的には、技術等の流出に関する共通的な課題への対応・是正のほか、進出国によっては民間の交渉であっても政府機関がオブザーバー等として参加することで、技術等の流出防止に大きな効果が期待できることから、こうした新たな仕組みを構築することを強く望む。また、模倣品・海賊版対策については、拡散防止条約（A C T A）の加盟促進等を進めると同時に、明白な権利侵害に対しては警告を出す等の対応をすべきである。

## (2) デザイン活用による競争力強化

最先端の技術や機能・性能の高さのみでなく、デザイン性を有することで製品の付加価値やブランド力を高めることが求められている。

中小企業においても、意匠権の一層の活用やデザイナー等の外部人材の有効活用が急務であり、競争力の強化、他社との差別化を図るため、新たに支援策を講じるべきである。

## II. 「知的財産推進計画 2011」より追加・見直すべき事項

## 「戦略 1. 国際標準化のステージアップ戦略」について

わが国が有する優れたものづくりや先端技術、コンテンツなどの強みを最大限に発揮するため、平成23年7月に策定された「国際標準化アクションプラン（改訂版）」に基づき官民一体となって取り組み、市場拡大を目指すべきである。また、中小企業については国際標準化に関する普及啓発の強化が求められていることから、次のような施策が必要と考える。

## 【支援施策の創設・拡充】

- (1) 中小企業の国際展開や輸出促進を図るため、各国の標準規格（例えば、EUにおけるCEマークなど）の取得費用や安全規制に係る費用に対する補助制度を創設すること。
- (2) 中小企業が、製品等の企画開発段階において適切に対応できるよう、標準化に関する最新動向等の情報提供を強化すること。
- (3) 海外の規格情報に関する最新動向等の情報提供を強化すること。
- (4) 国際規格に関する活動については、民間企業の負担が大きいため、国際会議参加に係る補助制度の拡充や補助対象範囲を拡大すること。
- (5) 国際標準化戦略を含む知的財産マネジメントを行える人材を育成するための事業を大幅に拡充すること。

## 【普及啓発】

- (6) 国際標準および認証の事例を活用した普及啓発活動を強化すること。

## 「戦略 2. 知財イノベーション競争戦略」について

グローバル・ネットワーク時代において従来以上のスピードでイノベーションの実現が求められていることから、ビジネスの視点を通じた知的財産戦略の策定・実行に対する支援やインセンティブの創設等によって、早期に中小企業の取り組みを促進すべきである。また、近年、国際的な知的財産システムの競争が激化しており、わが国においても、制度の競争力強化が不可欠であることから、次のような施策が必要と考える。

## 【知的財産戦略の策定・実行の促進】

- (1) 中小企業における知的財産戦略の雛型等を提示すること。その際、「特許権等の取得により社外に公開すべきか否かの基準が明確となること」、「特許権等の申請にともなうリスクについて十分留意されていること」、「知的財産の単なる権利化（保護）にとどまらず、調達や活用までを含めてい

ること」、「技術、デザイン、ブランド、ノウハウ等の知的財産それぞれを単独ではなく複合的に扱うこと」等の視点が重要と考える。

- (2) 中小企業経営者に対して、知的財産戦略策定の重要性について理解促進を図るため、知的財産戦略の策定・実行を促進させるようなインセンティブの創設および事例の紹介を強化すること。
- (3) 「知財総合支援窓口」で知的財産戦略の策定・実行をワンストップで支援できるように体制を強化すること。
- (4) 大手企業のOB等を中小企業の知的財産戦略策定・実行支援に活用するための仕組みを構築すること。なお、実際の活用にあたっては必要に応じて研修を実施すること。
- (5) 弁理士等の外部専門家が、中小企業の知的財産戦略の策定・実行支援に積極的に取り組むようインセンティブを創設すること。

#### 【デザイン力強化】

- (6) デザイン力を強化するため、外部デザイナーの活用に係る補助制度や企業とデザイナーのマッチングおよび芸術系大学との産学連携等の施策を創設すること。

#### 【知的財産システムのグローバル化・競争力強化】

- (7) 出願様式の共通化や特許ワークシェアリング（PPH）を推進すること。また、特許ワークシェアリング（PPH）の推進による効果を検証すること。
- (8) 特許の対象や審査基準の共通化など、低コストかつグローバルな権利取得支援のため、わが国が中心となって国際特許システムを構築すること。
- (9) 新興国での安定した知的財産権の保護・活用を実現するためにも、新興国の特許システム構築を支援すること。なお、審査システムをサービスとして新興国に提供することも視野に入れること。
- (10) 国際調査、国際予備審査等を含めた審査待ち期間の一層の短縮を図ること。

#### 【支援施策の創設・拡充】

- (11) 米国のスマールエンティティ制度（料金50%低減）、マイクロエンティティ制度（料金75%低減）のように中小企業の料金を大幅に減免すること。
- (12) 中小企業の技術等の流出に関するトラブルについては、政府機関が積極的に関与し、解決のための支援策を講じること。
- (13) 「知財総合支援窓口」で取り組みを開始した「弁理士の標準価格の提示」の早期実現、および弁理士費用の補助制度を創設すること。
- (14) 中小企業の優れた知的財産を資産価値として数値化・指標化する仕組みを構築し、融資等に活用できるシステムを提供すること。
- (15) 試作品開発、需要調査、ビジネスプラン作成等の補助制度について、申請内容が知的財産をベースとしたものである場合は、知的財産関連費用相当分を上乗せすること。（知的財産上乗せ制度の創設）
- (16) SBIRにおいて、申請書類の簡略化、および概算払いの対応をすること。また、多段階選抜方式の拡充にあたっては第一段階の事前調査以降、次段階へのステップアップが円滑に行われるようアドバイスを実施すること。
- (17) 任期が終了する「任期付審査官」が企業・教育機関・支援機関等の様々な場面で活躍できるための支援策を講じること。

#### 【制度等の運用改善】

- (18) 特許や商標等の審査着手については、「見通し時期」ではなく、具体的な期日を出願人に明示するとともに、期日の遵守を徹底すること。
- (19) 特許電子図書館と文献・権利・技術情報等とを相互に連携・一元化することにより、中小企業が技術情報をシームレスに活用できるような総合的なデータベースを構築すること。
- (20) 中国・韓国の特許文献が増大しているため、容易な文献検索を早期に実現すること。

#### 【普及啓発】

- (21) 知的財産権の有用性、特許権等の申請によるリスクやノウハウ、アイデア等の営業秘密の管理

の重要性についての普及啓発を強化すること。あわせて営業秘密管理指針（改訂版）、技術流出防止に関するガイドラインや技術契約等の締結における留意点等について、実態に即して継続的に見直しを行うこと。

(22) 「知財総合支援窓口」について、PRを強化するとともに、複数年度にわたる予算措置等により継続的な運営ができるようにすること。

#### 【人材育成支援】

(23) 中小企業の「知財人財」像を具体的に提示すること。例えば、社内の知的財産をはじめとする状況を把握している、外部専門家に適切に相談できる等の観点が重要と考える。

(24) 知的財産管理技能検定等の検定試験を中小企業の「知財人財」育成において活用させるようインセンティブを創設すること。

(25) 中小企業診断士、大手企業のOB等、中小企業の知的財産戦略策定・実行支援に携わる人材向けの研修プログラムの体系化を図ること。

#### 【国際展開支援】

(26) 「海外知財プロデューサー」を増員すること。

(27) 中小企業を対象に、安価な「商談・契約交渉・侵害対応代行サービス」を創設すること。

(28) 中小企業を対象に、外国特許に係る特許料、翻訳料、弁理士料も含めた全ての費用が半額となるような補助制度の拡充を図るとともに、その際の申請書類は簡素化するなど使い易い制度とすること。

(29) 海外における知的財産権訴訟費用に関する政府保証付き保険制度を創設すること。

(30) 中小企業を対象とする相談体制を強化するほか、外国侵害調査費用等に関する補助制度の拡充および周知を図ること。

(31) 中小企業の有する優良な知的財産のネット見本市を開設するとともに、「海外商談コンシェルジュサービス」を創設し、海外との商談・契約等の交渉窓口はこのコンシェルジュが全て代行できるような制度を創設すること。

#### 【産学連携】

(32) 中小企業の知的財産活用には、産学官連携の推進や地域クラスターへの参画が有効であることから、中小企業が参加しやすい環境整備や情報提供を積極的に行うこと。

#### 【その他】

(33) 中小企業については、当面、書面による出願申請を認めること。

#### 「戦略3. 最先端デジタル・ネットワーク戦略」について

電子書籍等を始めとするデジタルコンテンツは、スマートフォン・タブレット端末等の普及により急拡大しており、インフラだけでなく、提供するコンテンツの規格等のソフト面の整備も急務である。また、わが国にとっては、海外からも評価が高く、潜在力を持つコンテンツ等の市場拡大の絶好の機会である。他方、デジタル化、ネットワーク化の進展により、海賊版等の著作権侵害コンテンツの流通が拡大しており、その侵害対策を強化することが重要であることから、次のような施策が必要と考える。

#### 【模倣品・海賊版対策】

(1) 模倣品・海賊版対策拡散防止条約（ACTA）の加盟国を拡大（特にアジア諸国）するとともに、海外諸国の参入障壁の撤廃を推進すること。また、インターネット上の著作権侵害対策の強化を行うこと。特に、中小企業の知的財産保護については、民間の交渉であっても、政府機関が積極的に関与すること。

(2) 劇場内で無断撮影された映像や著作権侵害映像等の違法流通の取締りを強化すること。

(3) 侵害発生国・地域への監視を強化し、明白な権利侵害に対しては警告書を出すなど、政府機関が積極的に関与すること。

(4) 中小企業からの相談体制の強化や、外国侵害調査費用等に対する補助制度の拡充および周知を

図ること。

**【支援施策の創設・拡充】**

- (5) 著作権や意匠権については、相談体制の充実やセミナーの開催など普及啓発活動を強化すること。
- (6) 電子書籍の統一規格について中小企業への普及啓発およびデジタル化に伴う費用の補助制度の拡充をすること。

**【普及啓発】**

- (7) 中小企業のデジタル・ネットワーク活用事例を提供するとともに、セミナー等を通じての普及啓発を強化すること。

**「戦略4. クール・ジャパン戦略」について**

「クール・ジャパン戦略」のさらなる推進には官民一体となった戦略的な取り組みが欠かせない。そのためには海外への情報発信だけでなく、国内への情報発信、普及啓発を一層強化し、認知度を高めることが不可欠である。また、「クール・ジャパン」そのものの競争力強化もあわせて行っていくことが必要である。

**【支援施策の創設・拡充】**

- (1) 国際見本市への共同出展など、官民一体となったコンテンツの国際展開や輸出支援策の拡充とともに、各国のコンテンツに関わる情報提供を強化すること。

**【普及啓発】**

- (2) 「クール・ジャパン戦略」による取り組みについて国内向けの情報発信を強化すること。

**【人材育成支援】**

- (3) 世界市場のニーズに対応できる国際的なプロデューサーの育成を支援すること。
- (4) コンテンツ産業を支える人材についての育成支援策を強化すること。
- (5) 地域でコンテンツを有効活用できる人材についての育成支援策を強化すること。

**【国際展開支援】**

- (6) 海外の規制に関する情報の提供および規制緩和・撤廃に向けた取り組みを強化すること。

**【ブランド力強化】**

- (7) 魅力あるコンテンツの発信や観光との相乗効果が期待できるフィルムコミッションの推進について、積極的に支援を行うこと。
- (8) 工芸品や特産品、技術力の高い製品やコンテンツなどが連携できる支援策を強化すること。
- (9) わが国の製品やサービスのブランド力を向上させ、情報発信や販路開拓等を、官民一体となって内外に強力に推進すること。
- (例：「葛飾ブランド（葛飾町工場物語）」、「すみだブランド（すみだモダン）」、「大田ブランド（ものづくりネットワーク）」、「板橋Fine Works」、「メイド・イン・品川」等の取り組み支援など)
- (10) ブランド強化に係る支援事業には、ブランドマネジメントが不可欠である。所管省庁の枠を超えた組織横断的な対応を可能とし、統一ブランド名の採用や長期計画に沿ったものとすること。

No.	法人・団体名
21	日本行政書士会連合会
意見	
戦略2 知財イノベーション競争戦略	
項目番号39, 41, 73, 74	
中小企業の技術やノウハウ、顧客情報といった営業秘密の保護・管理については、これらの無形資	

産を経営戦略として活用する「知的資産経営」の観点からも一層の啓蒙活動が必要である。日本行政書士会連合会も普及啓蒙活動に引き続き尽力するところである。行政書士は、広く全国に散在し、日ごろより中小企業支援業務を通じて営業秘密保護のための管理マニュアル・契約書面作成や企業内体制構築の支援を行っており、全国中小企業の最も近くにいる専門家として、国の施策において積極的な登用が求められる。

#### 項目番号44, 45

知的財産に関するワンストップ相談窓口の専門家の一員として、全国に散在する4,000名以上の「著作権相談員（行政書士）」を登用・活用していただきたい。

日本行政書士連合会では知的財産・知的資産に関する業務を行政書士の重要分野と捉え、従来より重点的に取り組んでおり、その一環として「著作権相談員」を養成し、さらに産業財産権・種苗新品种・不正競争防止法上の権利保護、知的資産経営支援等のスキルアップ研修を実施して、知的財産・知的資産全般に関する専門家を育成している。

#### 項目番号58, 59, 65, 67

知財マネジメント人財として行政書士の活用を図るために、行政書士を対象に知財マネジメント研修を行い、知財マネジメント人財として積極的に活用・登用すべきである。

#### 項目番号69, (116, 130)

小中高校生への法教育、著作権教育について「著作権相談員（行政書士）」がその専門性を活かして支援、実施することが可能である。児童、生徒だけでなく、教師やPTA、地域コミュニティー、さらには国民全体に対する普及啓蒙活動に「著作権相談員（行政書士）」が登用されることが求められる。

#### 項目番号71, 72, (181)

地域資源を用いたブランド構築、地域食材を核とする食文化のブランド構築については、地域独自の強みを知的資産と捉えた上で「知的資産経営」の手法を導入して、「見える化→魅せる化」を図ることが望まれる。そのための支援策を講じていただきたい。

#### 項目番号97, 98, (113, 160)

工業製品・コンテンツ・農林水産物等の海賊品対策については、より一層の強化が求められる。国は関係府省と協力し、関係機関の国内外での取り組みについて予算措置を講じてさらに支援すべきである。

### 戦略3 最先端デジタル・ネットワーク戦略

#### 項目番号99～102

電子書籍の市場整備の加速化については、契約慣行の確立、権利集中管理機構の創設が早急に求められる。

#### 項目番号103, 104

「電子書籍の流通と利用の円滑化に関する検討会議」での諸議論を踏まえつつも、民間サービスを圧迫しない配慮が必要ではあるが、わが国の知的資産の有効活用の観点から、国立国会図書館に所蔵されている紙媒体の出版物の電子化媒体を、特許電子図書館のようにインターネット上に公開等するべきであり、そのためのインフラ整備を早急に進めるべきである。

#### 項目番号132～134

各種業界個々の利益に拘泥することなく、国民全体の利益の観点から著作権制度の課題の検討の視点が必要。議論を尽くした以上は、著作権法1条の趣旨に沿って具体的な施策として早期に実施しなければならない。

### 戦略4 クールジャパン戦略

## 項目番号160

地理的表示保護制度の導入については、農林水産物や食品の高品質の担保を図るとともに、地域団体商標のような独占排他的な表示ではなく、所定の品質を生産地をクリアしたものに対して認定するような制度の実施が望まれる。

## 項目番号172～174

クリエーター育成、制作労働環境の整備が一層求められる。

No.	法人・団体名
22	日本製薬工業協会

## 意見

## 《要約》

わが国におけるイノベーションをより促進するため国際的に調和した契約ベースの職務発明制度、当該制度の遡及適用を要望する。更には EPA 等の 2 国間・TPP 等の多国間交渉において申請データ保護を促進する等わが国創薬産業の知的財産保護が強化される施策を要望する。また、特許審査ハイウェイや知財運用改善の働きかけをよりいっそう推進するよう要望する。(168 文字)

## 《全文》

## 戦略 1 国際標準化のステージアップ戦略

## 1. 国際標準化戦略について

創薬とは、疾病に対する新たな治療薬をその治療戦略の観点から企画し、かつ有効な成分を見出し、更に当該成分の臨床開発を行う、高度なライフサイエンスが必要な技術です。日本は iPS 細胞に象徴される通りライフサイエンス分野に強みを持ち、創薬が可能な企業が複数存在する世界でも数少ない国の一つであり、実際に世界に冠たる治療薬を創薬してきた実績を有します。この点すでに、特定戦略分野として、先端医療分野 (iPS 細胞、ゲノム、先端医療機器) を取り上げていただいているところです。当協会としてはわが国が得意とする創薬に関する技術を生かすため下記の政策の立案・実行を要望いたします。

## (1) 申請データの国際標準化

創薬の最終段階において、各国の厚生当局に申請新薬に関する各種データ（以下、「申請データ」）を提出いたしますが、申請データ自体取得に多大な費用及び労力が必要なものであり、知的財産として保護されるべきものであります。この点、既に ICH(日米 EU 医薬品規制調和国際会議) が運営されていますが、更に一歩進めて申請データを国際標準化し、日米欧以外に於いても共通して使用できるものとできるよう要望いたします。

## (2) 申請データ保護の国際標準化

既に創薬拠点国である米欧においては申請データ保護が法制化されており、わが国においても薬事法第 14 条の 4 で規定される市販後再審査期間が終了するまでいわゆる後発医薬品について簡略化した申請データを認めないとおり事実上の申請データ保護として機能しています。

わが国の得意とする創薬の強みを生かすため、日米欧以外に於いてもデータ保護期間を法制化するよう要望いたします。殊に EPA、FTA 等の二国間交渉、TPP 等の多国間交渉において、申請データ保護がわが国の知的財産保護に資するとの観点からの交渉を要望いたします。

## 2. 総合的アジア諸国との連携

前掲 1. (1) (2) の申請データの国際標準化及び保護に関しては特にこれからの市場の伸びが期待されるアジア諸国がビジネス上重要であり、重点を置いた施策の実行を要望いたします。

## 戦略 2. 知財イノベーション競争戦略

## 1. グローバル知財システムの構築

## (1) 特許審査ハイウェイ

創薬においては、多大な投資を回収するため、特許によりその機会を担保することが何よりも重要です。日本以外において安定的に特許権を取得するため、特許審査ハイウェイの拡大は是非とも進め

ていただきたく存じます。

### （2）知財制度の整備・運用改善

特に新興国においては医薬品に関する特許付与自体が社会問題化、あるいは強制実施権の発動が検討されたりなどの事例が報道されております。これらは TRIPs により当然保護されるべき性質のものも含まれ得るようと考えられ、わが国での多額の投資の成果である創薬を保護するためそのような運用を改善するための施策を探るよう要望いたします。

### （3）職務発明制度の改善

イノベーション立国を目指には、国内を『世界中から研究者が集まるような科学技術環境』とすべきであり、そのための大前提として『外資系研究所が次々に撤退していくようなことのない環境』を作るべきと考えます。欧米大手製薬会社が日本の研究所閉鎖を行った原因のひとつに職務発明制度に関する訴訟の司法判断等があげられ、また海外企業・機関との共同研究や国内外グループ企業における発明者の処遇検討に際して本制度への対応が支障となる場合があります。知財推進計画 2011 工程表 8.9 では 2013 年度まで「制度改正後の職務発明制度の運用状況について、継続的に情報収集及び評価を行う。」とありますが、2005 年の新法施行以降も訴訟提起はなされ、問題が解消されたとは言えませんし、上記のような研究開発拠点としての日本の魅力やグローバル競争におけるネガティブな要因との指摘もなされております。職務発明制度のイノベーションへの意義を再検証し、法人帰属等も含めた抜本的な見直しを行い、訴訟リスクを軽減することにより、グローバル競争力強化や外資系企業の進出がより容易になると考えます。

#### ア) 方向性

イノベーションを促進し、もって産業が発展するために資する抜本的な職務発明制度改正の方向としては、以下が望ましいものと判断いたします。

1. 職務発明に係る特許を受ける権利は、使用者等と従業者等の個別契約・就業規則等が無くとも、法人帰属とする。
2. 職務発明に係る特許を受ける権利の相当の対価の額および支払方法等は使用者等と従業者等の個別契約・就業規則等に委ねる。
3. 改正に伴う経過措置として、旧法下（昭和 34 年法）の案件についても、個別契約・就業規則等に委ねるなど改正の趣旨及び平等・公平などの観点から適切な措置を施す。

#### イ) 合理性・必要性

グローバルなオープンイノベーションに対応し、国際競争力強化を図るため、職務発明制度の政策効果にふさわしい安定的で合理的な制度設計の見直しが急務であり、職務発明に係る特許を受ける権利については、法人帰属とすることが適切であると考えます。また、従業員への待遇は、企業経営の根幹に係わる事項であることから、発明者への金銭支払の取扱は、各企業において他の従業員との公平などの観点を含む組織全体へのインセンティブとの関係を考慮された各研究組織のマネジメント（契約等）に委ねてこそ、その目的に適います。

また、公平性の観点から、製品開発で発明者以上の貢献をしながら職務発明制度の対象になれない従業員と発明者との不均衡を指摘することができます。現行の制度により、発明対価の独占を志向する動きを誘発するなどにより、研究者間での情報共有の阻害やチームワークの乱れを誘発しております。

さらに、裁判例ごとに判断が大きく異なる結果、制度の安定性、予測可能性の低さにつながり、企業は、職務発明規程の制定や運用にかかる事務処理負担等の政策効果に見合わない過大な負担を強いられております。

#### ウ) 国際調和

欧州ではドイツなどの一部の国を除いて、多数の国で職務発明の法人帰属が既に制度化されています。さらに、ドイツにおいても 2009 年に使用者が特段の手続をとることなく職務発明を承継できる制度への改正が行われています。わが国の職務発明制度は諸外国に比べて特異なものとなっており、グローバル企業における人事施策の公平性の観点からも他国と調和したものにする必要があります。

## エ) 遷及適用の必要性

製薬産業の収益源である医薬品の製品開発には10年以上の年月がかかると共に、医薬品は、市場でのライフサイクルが長く、特許による製品保護が特許期間満了まで続くことが一般的です。このため、医薬品等を保護する特許に認められている特許期間の延長と10年とされている消滅時効の期間を考慮すれば、最長2040年3月まで平成16年改正前の条文が効力を有する状況にあります。すなわち、企業は、長期に渡って職務発明の対価額が確定しないために研究開発を行う時点で将来の対価支払額を考慮した経営判断ができず、大きなリスク要因を抱えることになります。このような問題は、製品のライフサイクルが長い医薬品を取扱う製薬産業のみならず、医薬品に関連深いライフサイエンスに特化した中小企業・バイオベンチャー企業にとっても、経営上の極めて大きな問題です。

そこで、平成16年改正法が適用されない旧法下（昭和34年法）の案件についても、適切な経過措置を法律上明記することによって訴訟リスクを遷及的に断ち切られなければならないと考えます。製薬産業にとって、この改正の遷及適用も極めて切実な要望であることをご理解賜りたく存じます。

## その他 ライフサイエンス産業の継続的な発展と安定化に向けて

上述の、新成長戦略とも連動した知的財産推進計画を遂行するにあたって、知財推進計画2011には含まれていない、ライフサイエンス産業の継続的な発展と安定化に影響を及ぼすことが懸念される知的財産上の課題として以下の5点を要望します。

- ①著作権制度の整備・見直しにあたっては、医療・福祉上の制約が生じないような制度を設計する（たとえば、医療上の安全性を確保する上で必要な情報の提供が著作権によって阻害されないこと）
- ②二国間交渉・多国間交渉等の場を活用して国際的な創薬環境・医薬品ビジネスを活性化するための環境整備を進めることを要望します（たとえば、特許期間延長制度、データ保護制度あるいは再審査期間制度、パテントリンクージ制度の導入や特許対象の見直しなど）。TPPへ参加する場合には、次の通り要望します。日本にも優れた規制制度があることを踏まえ、他国の制度の導入を検討するのみならず日本の制度を協定に組み入れられるよう、交渉すべきです。
- ③生物多様性条約（CBD）における遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する名古屋議定書への加入や国内法の整備、CBDに関係する他の国際機関での議論等にあたり、産業界からの意見も取り入れながら遺伝資源を利用する産業発展や国民生活への悪影響がない形での検討を要望します。
- ④個人に加え、企業のエンジエル税制（ベンチャー企業投資促進税制）の導入を希望します。製薬業界では承認新薬が減少しており、新薬を創製するには、従来の社内で完結したスタイルではなく、アカデミアやベンチャーなどとの共同研究の必要性が一層求められています。しかし、日本の起業活動は米国その他中国やインドの後塵を拝しています。日本でベンチャー企業を活性化し、知的財産が生まれることは、新薬の創出につながります。個人投資家のみならず、企業においてもエンジエル税制の導入を希望いたします
- ⑤知財人材育成プラン（案）概要には、主要施策として「ビジネス戦略知財アカデミー」の設置が記載されています。グローバルな知財戦略について経験が少なく、知識が求められる中小企業を対象に行なうなど、枠組みを具体化することで、同じく主要施策として挙げられているグローバル化に対応する弁理士の育成への相乗効果が得られると考えます。

No.	法人・団体名
23	日本製薬団体連合会

## 意見

## 《要旨》

08・09年度知的財産推進計画にて「同年度中に結論を得る」とされたにもかかわらず検討が進まなかった薬事行政との関係における著作権の権利制限規定について、早急に実質的な検討が再開され、然るべき法改正がなされることを要望する。併せて、国として、医療関係者が必要な情報を取得できる体制の整備を進めるよう要望する。これらは、新成長戦略「ライフ・イノベーションによる健康大国戦略」に必要不可欠な措置と考える。

## 《全文》

## ○その他（ライフ・イノベーションによる健康大国戦略に向けて）

薬事行政に係る著作権の権利制限については、2005年度の文化審議会著作権分科会において審議検討され、複数の検討課題のうち、「国等に対する申請・報告等に伴う文献等の複製」については、

権利制限することが適当であるとの結論が導かれ、平成18年著作権法改正により権利制限が実現した。一方、「医療関係者に対する医薬品等の適正使用のための情報提供に伴う文献等の複製（以下「本案件」）」については、2007年度に著作権分科会法制問題小委員会での検討が再開され、その中間まとめ（平成19年10月）の中で、いくつかの前提条件のもと「権利制限を行う方向で検討することが適当」との判断が示されたものの、2008年1月に予定されていた著作権分科会最終報告書としてのまとめには至らなかった。

このような状況の下、2008年度知的財産推進計画では、「第4章—I—3—(1)—②利用と保護のバランスに注意しつつ適正な国内制度を整備する」のなかで、「iii) 医薬品等の製造販売業者が医薬品等の適正使用に必要な情報を医薬関係者へ提供することに関する著作権法上の課題について、国際的な状況、医療関係者の情報入手・情報システムの在り方、著作権の権利処理システムの整備状況等についての検討を踏まえ、2008年度中に結論を得る。（文部科学省、厚生労働省）」、さらに翌年の2009年度知的財産推進計画では、「II—3—(7)—③利用と保護のバランスに留意しつつ適正な国内制度を整備する」に対応する施策項目番号271にて、「iii) 医薬品等の製造販売業者が医薬品等の適正使用に必要な情報を医薬関係者へ提供することに関する著作権法上の課題について、国際的な状況、医療関係者の情報入手・情報提供システムの在り方、著作権の権利処理システムの整備状況等についての検討を踏まえ、2009年度中に一定の結論を得る。（文部科学省、厚生労働省）」として早期に対応することが促された。

しかしながら、本案件に関する検討は、その後4年を経た現在でも依然として停滞したままであり、しかも具体的な議論の俎上にすら載せられていない。当連合会は、こうした停滞を危惧し、都度その再開を求めるパブリックコメントを提出している。

当連合会としては、本案件に関して、適切な権利制限規定の改正が速やかになされることを改めて要望するものである。

製薬企業は、薬事法の求め（薬事法77条の3）に従い医療関係者（医師、薬剤師等）に対して医薬品の適正使用に関する情報の提供に努めている。正確な情報を迅速に提供するためには、主に学術文献の複写物等を用いる必要があるが、現行の著作権法では、事前に著作権者の複写許諾を得なければならぬため、これが薬事法上の義務の迅速遂行の障害となり、ひいては患者治療に支障をきたす恐れも否定できない。

そもそも医薬品は、適正な情報と共に使用されて初めて有効性及び安全性が確保できるものであり、のみならず、このような情報を欠けば、却って国民の生命・健康が脅かされることともなり得る。したがって、医薬品に関する情報の提供は、「国民の生存権」にも係わるともいうべき極めて公益性の高い行為であり、著作権法と薬事法との立法的な調整が図られるべき問題であり、当連合会としては、製薬企業等の行う情報提供行為の公益性と権利者利益とのバランスの取れた、適切な権利制限の早期実現を望むものである。

当連合会として要望する権利制限の内容は、具体的には次のとおりである。

「薬事法の規定により求められている医薬品の適正使用にかかる情報を収集、保管、提供するうえで、合理的に必要な範囲においては、文献等を複製、譲渡および公衆送信するにあたり、権利者の許諾を必要としない。権利者への経済的補償については、通常の使用料相当額の補償金を支払うことによりなされるよう、立法的な手当を講ずることが適当である。」

また他方、著作権分科会法制問題小委員会 中間まとめ（平成19年10月）においては、「本来、そもそも製薬企業からの文献の提供を待たずとも医療関係者が必要な情報を取得できる体制の在り方について検討が行われるべきもの」、更に「実際、諸外国においては（中略）そのような医療関係者による情報取得の体制を整備している」との指摘もなされているところである。前述したとおり、医薬品の適正使用に関する情報の欠落は、国民の生命・健康への脅威へと繋がるおそれがあることを踏まえると、前掲の権利制限と並行して、国として医療関係者が必要な情報を取得できる体制の整備を進めることについても要望するものである。

新成長戦略における7つの戦略分野の一つに「ライフ・イノベーションによる健康大国戦略」が掲げられている。

この戦略の詳細の一番目において「医療・介護・健康関連産業を成長牽引産業へ」が謳われており、具体的には「高い成長と雇用創出が見込める医療・介護・健康関連産業を日本の成長牽引産業として

明確に位置付けるとともに、（中略）安全の確保や質の向上を図りながら、利用者本位の多様なサービスが提供できる体制を構築する。誰もが必要なサービスにアクセスできる体制を維持しながら、そのために必要な制度・ルールの変更等を進める。」と示されている。当連合会の要望する「製薬企業からの医療関係者に対する医薬品の適正使用に関する情報提供」、更には「医療関係者が当該情報を自ら取得できる体制の整備」は、まさにここで示されている「安全の確保や質の向上」および「誰もが必要なサービスにアクセスできる体制」にも深く関わるものである。

また、同戦略の詳細の二番目において「日本発の革新的な医薬品、医療・介護技術の研究開発推進」、具体的には「安全性が高く優れた日本発の革新的な医薬品、医療・介護技術の研究開発を推進する」と謳われているが、研究開発が進むための前提として、その後に医薬品として上市された際にも利用に支障が出ない環境が確保されていることが必要である。前述したとおり、そもそも医薬品は適正使用に関する情報なくしては有効・安全に利用できず、これは医療・介護技術においても同様である。つまり、医薬品、医療・介護技術が問題なく利用されるためには、適正使用に関する正確な情報が迅速に届けられる環境整備が必要不可欠と考える。

以上のとおり、当連合会の要望する「製薬企業からの医療関係者に対する医薬品の適正使用に関する情報提供」および「医療関係者が当該情報を自ら取得できる体制の整備」は、新成長戦略の「ライフ・イノベーションによる健康大国戦略」を達成するためにも最低限の必要な措置であると考える。

No.	法人・団体名
24	日本知的財産協会
意見	
<p>昨今の欧州危機やその影響を受けた新興国の成長の翳りに象徴される経済状況環境の変化は、国内市場の限界を感じグローバル市場へ乗り出した日本企業の収益構造に大きな影響を与えておりますが、日本企業のグローバル化はこれを積極的に進めて行かざるを得ません。したがって、その展開を下支えする知的財産（権）の重要性はいうまでもなく、これをどのように生かすべきかの戦略が求められます。すなわち、国内で疲弊することがないように規制的色彩が強い制度の撤廃、また、日本企業の海外進出を協力に後押しする施策の展開、さらには、進出国における国内企業優先制度に左右されることなくグローバルスタンダードで保護され・活用される制度の実現、が求められます。</p> <p>また製造業を買収して自社戦略を展開するサービス産業の出現並びにICTの顧客囲い込み等に見られるビジネスモデルの変化は、日本企業に、もの作り（技術）を得意とするだけでは生き残れず、技術・もの作り（インベンション）から生まれその先にあるもの全てを見通した事業戦略の他に、何がそこに配置されるべきか、どのようなものを作り込むべきかを深堀りし、イノベーションを基調としたビジネスモデルを構築する戦略の両方の道を事業毎に深く考慮しなければならないことを教訓として与えています。前者は、一つの企業で生み出される知的財産（権）の質とその安定的活用を基調としたリニアな知的財産戦略社会を、後者は、一つの企業に閉じこもらずに世の中に存在するあるいは生み出される知的財産（権）を総合的に組み合わせ・活用することで事業をマネジメントするビジネスモデル戦略社会であろうと思われ、いずれにおいても知的財産（権）の存在なしでは成し遂げられないものであり、これを支持する社会構造が求められます。</p> <p>さらに、地球環境に関わるCOP17や遺伝子資源の配分に関わるCOP10などの南北問題を呈している国際会議で、前者は、知的財産（権）の有用性・公共性が問題とされ、後者は、知的財産（権）の財産性・共有性が問題とされており、知的財産（権）の根幹に関わる議論を新興国と交えていかねばなりません。</p> <p>上記のような問題意識で、以下の個別の事項を纏めております。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 他国との競争力を確保するためになすべき施策 <ul style="list-style-type: none"> <li>◇職務発明制度の根本的見直し（・・2ページ）</li> <li>◇特許庁の基幹システムの再構築（・・3ページ）</li> <li>◇TPP交渉のあり方（・・5ページ）</li> <li>◇外国から中国への技術ライセンス契約における特許保証責任の緩和（・・6ページ）</li> <li>◇外国から中国への技術ライセンス契約における改良技術帰属の制限緩和（・・6ページ）</li> <li>◇裁判制度の近代化をリード（・・7ページ）</li> <li>◇標準化戦略の有用性の確認と実践（・・7ページ）</li> </ul> </li> <li>2. ビジネスマネジメントの掘り下げを実現するための施策</li> </ol>	

- ◇産業界の活動を萎縮させない著作権制度の実現（・・8ページ）
- ◇クラウドコンピュータサービスシステムと著作権の関係の明確化（・・8ページ）
- ◇著作権ライセンサーの保護（当然対抗制度の導入）について（・・9ページ）
- ◇知財人材育成プランの詳細設計について（・・9ページ）
- 3. 知的財産（権）の根幹に関わる問題に寄与する施策
- ◇環境問題対応と知的財産活用の側面（・・10ページ）
- 4. 過去に要望した事項の再提案（・・11ページ）

### 1. 他国との競争力を確保するためになすべき施策

この施策としては、序文にも書いておりますが、1) 国内で制度疲労を起こしている規制の撤廃、2) 日本企業の海外進出を協力に後押しする施策の実現、3) 進出国における国内企業優先制度に左右されることがないグローバルスタンダードの適用を目指す交渉力が挙げられます。

#### 1) 国内で制度疲労を起こしている規制の撤廃

##### ◇職務発明制度の根本的見直し：その他

- ・職務発明に関して改正された特許法第35条は2005年4月に施行されました。現在の職務発明訴訟は、旧法下で出願された特許権に関するものですが、訴訟はいっこうに減らないようにみえます。
- ・大多数の企業は先の特許法第35条改正にいち早く対応し、自社の職務発明規定を改正法に適合するよう改めました。相当の企業は手間を惜しまず従業者等と協議を行い、そして、適正な対価の支払いのために、実施状況把握や発明の評価等に多大な業務負担と補償金の支給をしているのが実態です。
- ・現在の裁判例は旧法下の事件ですが、対価の額の計算方法（根拠・額）について、裁判所は各企業の実情を十分に踏まえ判断しているようにみえず、従って、その判断は企業の考え方と相当の乖離があります。その上、法改正によっても、立法者の説明によれば仮に協議を尽くして多数の従業者等の納得感を得て決定された対価額であっても、その額が裁判例と比較して低額であれば、この点から不合理と判断される虞があるとの事で、このような状況下では、職務発明に関する訴訟提起のリスクは残っていると考えられます。
- ・一方で、職務発明制度が真に発明創出及び事業化に貢献しているかについても疑問があります。相当の対価の存在は、特にチームで研究開発を行う発明創出過程において研究者間のコミュニケーションを阻害する虞があります。また、最近の調査研究報告によれば、日米の研究者共通に発明者が発明を行う動機として、金銭的報酬のような個人的な誘因は小さいとされております。このことは、相当の対価支払いが発明創出のインセンティブとして機能していない可能性が読み取れます。
- ・さらにまた、国際的な制度比較からも、我国の職務発明制度は、特に対価に関する法律上の定めは、極めて特異なものであると言わざるを得ません。そのような制度下で、我国の企業が過度のリスク負担をしている可能性があり、競争力強化の視点からも、負担を軽減すべく制度改正を目指す必要があります。また、かかる制度は海外企業の我国への投資（研究開発拠点設置）意欲に影響を及ぼしている可能性があります。職務発明制度の存在により、日本だけ、特別の手当が必要となるからです。

##### (要望)

知財立国を目指す我国の制度として、企業活動の視点で競争力強化に繋がり、また、発明者の視点からもイノベーションを促進する制度となることを一層重視して、制度の再改正に向けた検討を行うべきです。換言すれば、企業活動に及ぼす職務発明制度運用に係る負担軽減の視点、訴訟リスク低減の視点から、そして、発明者に対するインセンティブ付与の視点から職務発明制度の抜本的見直しの為の検討を望みます。具体的制度改正の方向性としては、発明のインセンティブ施策が企業の経営判断・裁量に任せられる制度とするため、職務発明の取り扱いについては企業の自治に委ねる制度、あるいは、職務発明については、原始的に法人帰属とする制度等の検討を要望します。

#### 2) 日本企業の海外進出を協力に後押しする施策の実現

##### ◇特許庁の基幹システムの再構築：戦略2 知財イノベーション競争戦略

- ・去る1月23日付で公表されました、「特許庁情報システムに関する技術検証委員会」の「技術検証報告書」によりますと、「特許庁業務・システム最適化計画」の根幹である「運営基盤システム」の

開発プロジェクトが中断されることになりました。

本計画は、特許庁の業務効率化はもとより、日本企業の国際競争力の強化ならびに国際知財戦略の強化推進のため、必須のものとして開発されていたもので、産業界としては大きな期待を寄せておりました。

報告書に示されている種々の理由により、「特許庁業務・システム最適化計画」の根幹をなす運営基盤システム開発プロジェクトが中断されるということは、やむを得ないものと理解しますが、「特許庁業務・システム最適化計画」に盛り込まれた理念「知的創造サイクルの活性化のための、出願人、代理人の利便性向上、情報提供サービスの充実」、「世界最高レベルの迅速かつ的確な審査の実現」、「業務や制度、システムの抜本的な見直しを行い、行政運営の効率化、業務効率の向上を追求する」達成の後退は、産業界の国際知財戦略において少なからず影響を受けます。

- ・特許等産業財産制度の実効性は、当事者としての権利保護推進と第三者としての他者権利尊重から成り立っており、他者権利化情報、自社審査経過情報は各企業の知的財産管理を効果的に行う上で必須の情報です。いまや高度な情報なくして高度な知的財産管理は成り立たない状況にあります。
- ・翻って特許庁で進められてきたペーパーレス施策は、世界に先駆けて手がけたデジタル化情報の蓄積、これに基づく審査促進、さらにはこれらミックス情報の活用というインフォメーションサイクルが効を奏し、日本企業の知的財産部門のデジタル化推進のみならず、世界のデジタル情報尊重という規範形成に結びつき、結果として、WIPO、EPO、USPTOも同様にデジタル化を進め、日米欧の3極における審査協力体制が整備され、パイオニア的評価を受けました。

一方このところ、日米欧3極に続く国々、さらに知的財産制度新興国の各機関においてもデジタル化された情報管理体制を整備しつつあり、特に韓中両国は集中的な投資により、先進的審査・公報・教育システムを整備し、国家知的資産力の増大と知的財産制度への国際的発言権の強化を国を挙げて推進しています。

国際間の競争により情報の蓄積・活用が高度化することは、その結果を享受する立場の知的財産制度のユーザーとしては、歓迎すべき現象といえますが、国際的バランスも必要であり、国際間の共生（ハーモ）も同時に推進して欲しいものと願っているところで、この点で、特許庁が取り組んできた「特許庁業務・システム最適化計画」は、国際間のハーモの先導役としての役割を期待していました。

今次の中断により、情報活用の分野におけるパイオニアとしての日本の評価に影響し、国際間のハーモにおける発言力の低下も懸念されます。

- ・また、新検索システムによって情報提供においても高度化が図れる計画でした。制度ユーザーとしては一刻も早くその恩恵に預かり、厳しい競争に生き残るために不可欠な自社の知的財産管理（創造・獲得・活用）の高度化を目指んでいたところであり、システム開発が遅れれば遅れるだけ日本企業の競争力に影響を及ぼすことになります。

たとえば、増大する中国並びに韓国の特許等産業財産（権）は、わが国の特許等の審査や日本企業の事前の先行技術調査においても無視できる存在ではなく、日本企業としてはリスク回避のために是非ともそれを取り入れた新検索システムの実現が必要です。

- ・さらに先の産業構造審議会特許制度小委員会で審議されたテーマの中には、その報告書において、必要性が認識されながら、特許庁業務・システム最適化計画の完成を待たざるを得ないと理由で将来の課題として残されたものもあります。機械化の制約で本来制度改正すべきものが遅滞している状況は異常であり、この異常事態を長引かせることに憂慮します。
- ・このほか、商標分野、意匠分野における法改正への影響も懸念されます。

#### (要望)

特許庁システム開発は、企業の国際進出・国際知財戦略を後押しするに不可欠な施策であり、報告書に指摘された問題の解決を行った後、速やかに新規プロジェクトの開発に着手されることを望みます。

新規開発プロジェクトにおいても、グローバル時代の国際調和を見据え、将来の制度改正、サービス拡張などにも柔軟に対応できるよう、民間の意見も取り入れて、十分な検討を行って進められることを望みます。他国に対して周回おくれにならぬよう、遅れた分をショートカットした他国に対し手本となるような最新システムが望されます。

ただ、コアシステムを念頭において周辺システムのうちの部分的切り出しが可能であれば（たとえば新検索システムなど）、全体のシステムの完成を待たずに順次公開されることを望みます。

## 3) 経済活動と連携した知的財産戦略の重要性

## ◇ TPP 交渉のあり方：戦略2 知財イノベーション競争戦略

TPP交渉において知的財産権も一つの大きな事項であると思いますが、これは絶対守る、これは貸しを作る的な部分最適（それぞれの項目の取り合いで何勝何敗的）な交渉をすることは得策ではありません。これから日本産業は、グローバルな競争・市場の中で生き残っていかなければなりません。知的財産権に関する交渉が俎上に上った場合、知的財産（権）と内外市場との関係全体を俯瞰したポリシーをもって交渉に当たることが求められます。さらに、この機会は、日本の良い制度（知的財産制度のみならずこれを取り巻く周辺の制度を含め）が他国にも受け入れられるよう求めるよい機会と思われますので、かかる交渉姿勢も期待されます。

## (要望)

TPP交渉において、著作権関係が俎上に上るであろうとの情報があります。ここでは、事前に米国コンテンツ産業がどのようなインフラの元で成功しているのかを分析し、日本もこれに勝るコンテンツ産業の隆盛を図るために導入すべき制度はなにかという視点、すなわち俯瞰したポリシーを確立して交渉に臨まれることを望みます。

また、著作権以外で TPP などで取り上げられそうな事案や日本から提案すべき事案などについて官民での議論を深める場を設定いただくことを望みます。

## 4) 中国の技術移転・ライセンスに関する規制のグローバルスタンダード化

## ◇ 外国から中国への技術ライセンス契約における特許保証責任の緩和：戦略2 知財イノベーション競争戦略

技術輸出入管理条例第24条第3款によれば、中国が外国から技術を輸入するライセンス契約においては、中国ライセンサーがライセンス技術を使用した結果、第三者の特許権などを侵害した場合に、例外なく外国ライセンサーが責任（いわゆる特許保証責任）を負うと規定しています。

しかしながら、外国ライセンサーが第三者権利を漏れなく調査してライセンス技術が第三者権利を侵害しないことを事前に確認するのは事実上不可能であり、その責任をすべて外国ライセンサーに負わせることは酷であり、外国企業と中国企業との技術ライセンス契約をスムーズに締結する際の障害のひとつとなっています。

尚、中国が外国へ技術を輸出するライセンス契約について、技術輸出入管理条例では特許保証責任を規定しておらず、特許保証責任を当事者間で約定可能とする合同法第353条が適用されています。技術輸出入管理条例第24条第3款は、技術輸入契約と技術輸出契約の間で特許保証責任に関して公平とは言いがものです。

## (要望)

上記公平の観点から、技術輸出入管理条例第24条第3款を削除するか、若しくは、条例第24条第3款の削除が困難な場合は、合同法第353条のように特許保証責任を当事者間で約定可能とするよう条例第24条第3款を改正するよう中国政府へ働きかけていただくことを希望します。

## ◇ 外国から中国への技術ライセンス契約における改良技術帰属の制限緩和：戦略2 知財イノベーション競争戦略

技術輸出入管理条例第27条によれば、中国が外国から技術を輸入するライセンス契約においては、ライセンス技術の改良技術は例外なく改良当事者に帰属すると規定されています。従って中国ライセンサーによる改良技術は、ライセンス技術の寄与度などを問わず中国ライセンサーの単独帰属となります。

しかしながら、改良技術はライセンス技術があってはじめて創造されるものであって、ライセンス技術の寄与度を無視してライセンサーによる改良技術を一律にライセンサーの帰属とすることは、外国企業と中国企業との技術ライセンス契約をスムーズに締結する際の障害のひとつとなっています。

尚、中国が外国へ技術を輸出するライセンス契約について、技術輸出入管理条例では改良技術の帰属を規定しておらず、改良技術の帰属を当事者間で約定可能とする合同法第354条が適用されています。技術輸出入管理条例第27条は、技術輸入契約と技術輸出契約の間で改良技術の帰属に関して公平とは言いがたいものです。

## (要望)

これも公平の観点から、技術輸出入管理条例第27条を削除するか、若しくは、条例第27条の削除が困難な場合は、合同法第354条のように改良技術の帰属を当事者間で約定可能とするよう条例第27条を改正するよう中国政府へ働きかけていただくことを希望します。

## 5) 世界中で信頼できる裁判制度の実現

## ◇裁判制度の近代化をリード：その他

- ・企業は、事業を守るためにグローバルな環境で知的財産（権）を行使し、あるいは第三者からの攻撃に対して防衛戦を行わなければなりません。知的財産（権）を取り巻く制度、権利の取得、維持、管理に関してはTRIPsによりミニマムスタンダードが整ってきており、知的財産（権）のEnforcementを司る肝心の各国の裁判所のあり方については、グローバルな視点での焦点が当たっています。
- ・昨年米国CAFC判事と日本の知財高裁判事が一堂に会した日米知財裁判カンファレンスが日本で開催されたことは記憶にあたらしく、裁判官同士の大型交流幕開けを予感させるものでした。米国CAFCは2012年5月には、中国において同様のカンファレンスを企画しており、こと裁判官交流において先行して動いています。

(要望) 司法制度の改革全般を唱えても民事・刑事と幅が広く難しいと思われますが、知的財産（権）に焦点を当てた専属管轄や知的財産裁判所の実現を目指す動きを日本も始めるべきです。

このように裁判官の交流を活発化する企画を立案すると共に、発展途上国・一部新興国における現行の裁判制度での問題、すなわち、裁判の三審制、訴訟手続きの明確性、判断の予見可能性向上などについても裁判制度の近代化という視点でリードしていただくことを要望します。

## 5) 知的財産推進計画2011関連

## ◇標準化戦略の有用性の確認と実践：戦略1 国際標準化のステージアップ戦略

- ・企業の研究成果が技術標準として採用されると研究成果の有効利用という点並びに消費者が複数の互換性のない類似技術応用製品の存在で迷うことなく選択ができる点で、標準化は有用と思われます。が一方、さしたる技術力がなくても市場に参入できる環境を作り出し、価格競争だけが残る市場を生み出すおそれもあります。

## (要望)

知的財産推進計画2011で定めた方向は志向すべきものと考えますが、技術力・もの作りという日本企業の特質が活かされ、かつ日本企業が生き残れる領域をのこした標準化を目指すよう要望いたします。

## 2. ビジネスモデルの掘り下げを実現するための施策

## 1) 著作権の視点

## ◇産業界の活動を萎縮させない著作権制度の実現：戦略3 最先端デジタル・ネットワーク戦略

- ・近年の急速なデジタル化・ネットワーク化の進展等により、コンテンツその他の著作物の利用態様はますます多様化しています。技術の進展や社会の変化にタイムリーに対応し、ビジネスモデルの掘り下げを実現していく中では、とりわけ支障をきたすものとして、著作権の複雑さが取り上げられます。

すなわち、権利制限規定の存在からくる著作権の射程の不明確さであり、著作権体系が異なる米国企業などと比較すると、日本企業はかなり萎縮した活動を強いられています。現行の限定列挙型の規定のみの対応では、産業の勢いを盛り立てるには一定の限界があります。まずは現行著作権制度の中で、権利者の利益に配慮しつつも、より弾力的な運用で著作物を利用できる仕組みが必要です。

- ・この点について、文化審議会著作権分科会において、権利制限の一般規定の導入の方向性が示されたことは、企業実務上の懸案に対する大きな前進であると考えますが、動きは停滞しており、他国企業との活動量の差が縮まらないことが懸念されます。

(要望) コンテンツ産業の活性化タイミングの観点においては、直近の通常国会に著作権法の改正案が提出され、早期立法化することを要望します。

なお、立法化に際しては、過度に限定的な規定とならないよう、ある程度の柔軟性を持たせた（特

にC類型については包括的な受け皿規定として機能しうるよう)制度設計をお願いします。

また、AからC類型以外にも、企業内で行われる少部数の複製など、権利制限の一般規定の対象とすべき利用行為が、実務上少なからず存在しています。したがって、権利の保護と利用のバランスを図り、知財の創造サイクルを活性化させるという観点から、公正な利用を包括的に許容し得る権利制限の一般規定の導入に向けて、来年度以降の文化審議会の場においても引き続き検討を行っていただこうと希望します。

さらには、平成21年1月の著作権分科会報告書において権利制限を行うことが妥当であると述べられております事項についても、早期対応(プログラムのリバースエンジニアリング関係については早期立法化、薬事関係等については早期法的手当てに向けた検討)を進めていただくことをお願いします。

#### ◇クラウドコンピュータサービスシステムと著作権の関係の明確化:戦略3 最先端デジタル・ネットワーク戦略

今後クラウド・サービスがコンテンツ流通・利用の重要な位置づけになってくると思われますが、その一方で、サービス提供に起因する著作権問題(どのような場合に侵害となるか、従前の著作権の枠内で処理しうるものであるか)が不明確です。本問題において、著作権適用基準が不明確であることによるビジネス上の委縮効果を生じないよう研究に努め、周知化していく必要があります。

##### (要望)

権利者の利益に配慮しつつも、クラウド等のサービス提供に際しての委縮効果をなくし、コンテンツの流通・利用の促進を図るという観点から、著作権の間接侵害の立法化を含め、サービス提供事業者が著作権侵害とならない範囲の明確化の検討を進めていただくことを望みます。

#### ◇著作権ライセンサーの保護(当然対抗制度の導入)について:戦略3 最先端デジタル・ネットワーク戦略

今日の技術の高度化・複雑化に伴い、グローバルレベルでの水平分業化を背景とした事業の分離・統合による再編が頻繁に生じており、また著作権を担保とした資金調達の動きも活発となっている状況があります。これに伴い、著作権の譲渡およびそのライセンス等の取引機会も著しく増加し、この結果、著作権の財産的価値が更に高まる状況が窺われます。

このことは、特許等が金融商品化してきている現象と似ており、著作権自体が取引対象として扱われ、取引に積極的に関わる企業も増加するものと思われます。また、著作権保持者の倒産時における問題にも対応する必要があります。

特許法の分野においては、現行の登録制度が機密開示の恐れ等の観点から一定の限界を有することに鑑み、登録を行うことなくライセンスを第三者に対抗することができる、いわゆる当然対抗制度が昨年の法改正により導入されることとなりました。一方、現行の著作権法制では、著作権のライセンス許諾のケースにおいて既存のライセンサーが著作権の譲受人に当然には対抗することができない状態に置かれており、ライセンサー保護が著しく不十分で、著作権の活用促進にも影響を及ぼします。

##### (要望)

かかる著作権取引時のリスクから、ライセンサーを柔軟に保護し得る新たな制度枠組みとして、特許と同じく著作権においても契約により対抗できる制度の導入を検討いただくよう望みます。

## 2) 人材育成の視点

#### ◇知財人材育成プランの詳細設計について:戦略2 知財イノベーション競争戦略

知財人材育成プラン案が、知的財産による競争力強化・国際標準専門調査会より提案されています。先に述べたインベンション・ファーストと異なるアプローチ“トータルプロデュース・ファースト”を活かすには、それなりの人材が必要でありその育成のあり方が求められるとの提案と理解しました。そのためには、事業戦略的な知財マネジメント人財を要請するための場の形成(たとえばビジネス戦略知財アカデミー(仮称))であり、知財マネジメント戦略研究拠点の整備(たとえば知財マネジメント戦略研究所(仮称))の必要性が謳われています。ただ、ここには、俯瞰的思想しか開示されておらず、詳細設計が不明です。

##### (要望)

当該プランには詳細設計がなく、これから関係省庁が詳細を行うステップに移行するのか、同専門調査会で関係省庁を交え詳細設計を行うステップを継続するのか定かでなく、当協会は、後者のステップを要望します。なぜなら、関係省庁に詳細設計がおりるとなると、同調査会が俯瞰的思想で一致したとしても、詳細設計の段階では同床異夢の状態が露呈し、ある省庁はMOT的アプローチを推奨し、ある省庁はMIP的アプローチを推奨し、あるいはある省庁はMBAアプローチを推奨するなど自分達の経験の枠で考えるにとどまるおそれがあり、また、いいアイデアも複数官庁に跨ることで実現困難に陥るおそれが予想され、更には、同専門調査会において産業界の立場で意見を述べた委員の構想が捨象されるおそれがあるからです。広く世界に知恵を求めたとき、このような人財育成に成功している事例は見つかるのではないかでしょうか。ただ、他国で成功していても日本に導入すると成功しない例があることも確かであり、それが何故なのかを分析し、中途半端に終わるのだけは避けられますことを併せ要望します。

### 3. 知的財産（権）の根幹に関わる問題に寄与する施策

#### ◇環境問題対応と知的財産活用の側面：その他

- ・気候変動に関する国際連合枠組条約(United Nations Framework Convention on Climate Change: 以下「UNFCCC」)関連交渉では、2013年以降のポスト京都議定書の枠組みについて途上国(UNFCCC非付属書Ⅰ締結国)による温暖化ガスの排出削減の義務化も念頭に置いた新たな数値目標の設定や、その為の資金的・技術的支援の方法等に加え、環境分野の技術移転の進め方についても注目される議論点となっています。
  - ・その議論において、途上国からは、環境問題への取り組みに参加するにあたり、現在の知的財産権制度が先進国から途上国への環境技術の普及にとって大きな障害となっているとの主張も一部にはあります。途上国に環境問題に対するプレーヤーとしての参加を期待するのであれば、本問題をお決まりの南北問題と捉え反論するのみではならず、実効性の高い具体的なソリューションを提示することが建設的な対応といえますが、技術移転策については、従来から技術移転や特許(権)流通のスキーム・データベースは存在するが、下記のような理由から、環境技術を発展途上国に移転する為には既存のスキームでは充分とはいえませんでした。
  - 環境技術を用いた製品やサービスの提供による技術移転では、知財が環境技術の普及に障害になっているという途上国の主張への解決策にはなっていない。
  - 特許(権)流通だけであると、それを用いて事業化するためのノウハウ等の関連技術や技術支援が伴っていないことから、実際に特許を実施することが困難な場合も多い。
  - 技術・製品の普及を促進するためのデータベースや組織は、個々の目的や国単位で設けられている場合が多く、求める環境技術を効率的に探すことが難しい。
  - ・当協会が、ソリューションとして、環境技術と関連する特許とをパッケージで移転するスキーム(Green Technology Package Program)を世に問い、このスキームの具現化を目指して、WIPOと推進中でした共同プロジェクトは、いまや“WIPO GREEN”として試行さ、特許とのパッケージ移転に賛同した参加者がデータベースに登録し始めています。1月16日現在でのWIPO GREENへの登録は、グローバルで11件(日本8件・帝人、Honda、日立製作所、早稲田大学(3件)、富士通(2件)、海外・ジネーブ大学、Universiti Teknologi Malaysia、Innovation and Commercialisation Centre(アジア、2件))となっています。
- 次のURLをご参照ください。<https://www3.wipo.int/green/green-technology/techOverview>  
(要望)

環境技術の技術移転の促進のためには、実際に技術を保有する企業等を巻き込むことが必要であり、経営者への働きかけを経団連と共同し“WIPO GREEN”的周知・普及を行っているところです。このデータベースへの登録は、企業の自主性に委ねられるべきものですが、“WIPO GREEN”的周知には日本政府に関与いただくことも不可欠であり、ご理解と支援を望みます。

### 4. 過去に要望した事項の再提案

JIPAから知的財産戦略推進計画2011年に対する意見として述べました諸点で、実現化されていない事項を、再度意見として申し述べます。なお、趣旨は省略し、要望事項のみを記載しております。昨年提出した内容と異なる点(追加)については、下線で示しております。

#### I. 日本発信、世界を意識した施策として取り組むべき事項

## ◆広域知財制度実現に向けた努力：その他

## (要望)

- ・欧州では、長年の夢であったEU統一特許・統一訴訟制度が動き始めた。各国の思惑で到底むりな構想と思われたものが、経済環境のなせる技であろうか、一步踏み出す合意形成ができた。ACTAの事例に見られるよう唱えなければ結実はなく、したがって ASEAN の枠、APEC の枠、あるいは新しいスキームで広域知的財産制度の推進を目指していただきたい。

## II. 外国市場における事業リスクの軽減

## 1. グローバルスタンダードの視点で諸外国・地域の制度の是正

## ◆競争力阻害要因排除：戦略2 知財イノベーション競争戦略

## (要望)

- ①新興国・発展途上国からは、グローバルスタンダードに適合するかどうかの判断が難しい案件が施策として打ち出される。合理的判断を行うためには、このような施策が出る背景分析が必要である。その際に、欧米各国との十分な連携が図られ、それぞれタイムリーに該当国・地域へ意見を提出し、当該国における意見の採否、影響などを関係国と共同してフォローする仕組み作りが求められる。
- ②また、インドの強制実施の基準、実用新案制度の導入などの推移状況観察を含め、政府として中国に限らずインド等これから経済的に重要視される国々に対するアンテナを高くし、タイムリーに情報を入手・分析しうる仕組み（JETRO北京センター知的財産部のごとく、現地への人の配置を含め）に基づき、官民一体で迅速に問題の是正を当該国に働きかけできるような仕組みの構築を望みたい。
- ③さらに、現地状況の調査等の重要性とは別の視点でみたとき、各国政府との外交戦略的交渉における現地大使館の役割が大きいと思われる中、この役目を担うべき特許庁の北京における担当官がJETROにしか籍がない状況は至当ではない。米国、EPPOの活動を参考に各大使館における知的財産担当官の見直しを図るべきと考える。

## ◆強制標準化の問題・強制実施権の適正運用・公共の福祉適用の基準に関する研究：戦略2 知財イノベーション競争戦略

## (要望)

- ①中国の強制標準の動きは一段落したように見えるが、果たして一段落しているのかの確認をお願いしたい。
- ②また、これらの事象が頻発した場合、旧来の知的財産制度の射程が不明確になるおそれがある。したがって、これらがどのような環境の変化の下で発生しているのかを分析し、それぞれの施策、すなわち知的財産（権）に対する規制が、知的財産制度の適正範囲に納まっているものか、あるいは適正範囲とは何を基準に判断すべきものかを研究することを望みたい。

## ◆グローバル化からくる対応負担（出願国数の増加）を克服する施策の実行・継続～

## 低コストで質の良い権利を多数の国に確保できる施策の実施～：戦略2 知財イノベーション競争戦略

## (要望)

- ①世界各国で特許を取得するコストは高く、企業は必要と思いながらもコストパフォーマンスの観点からミニマムの対応しかできていないのが現状である。  
したがって、特許審査ハイウェー（PPH）に代表される、安いコストで質のいい特許を世界各国・地域で取得する仕組み作りは歓迎されるところであり、強力に推し進めて（対象国が更なる拡大）いただきたい。

- ②なお、PPHに関しては、ユーザーの視点で運用面での利便性向上を要望しているが、日米欧三極の間においてさえも実現していない。関係特許庁との間で調整を進め、早期に運用改善を図っていただきたい。その上で、IP5極での統一運用を目指していただきたい。

- ③当協会は、欧州のBusiness Europe、米国のAIPLA、IPOと民間三極ユーザー会議を開催し、統一出願フォーマット（Common Application Format）、統一引例フォーマット（Common Citation Document）の採用を三極特許庁へ働きかけ、さらには質の向上についても提案しているところであるが、日本特許庁主導で他極の特許庁さらには他のPPH賛同特許庁への拡大調整を図り、グローバルスタンダードの早期実現を目指していただきたい。また、世界標準の特許分類に関して、特許庁がIP5極で検討を進めているCHC（Common Hybrid Classification）についても、実現の方向でしっかりと取組んでいただきたい。

## ◆米国や欧州など先進国での制度・規則改正への働きかけ：戦略2 知財イノベーション競争戦略

## (要望)

①今次米国の特許法改正が行われたが、これらの実施細則について Watch し、制度ユーザーとしては時宜意見を提出していく必要があるので、政府筋の情報網も活用できるよう情報交換を密にしていただきたい。

②欧州の EU 域内特許・訴訟統一制度については EPO が全面的に協力するとのメッセージを発信している。翻訳の問題もどのように解決されるか未定な事項や、EU 特許裁判所創設構想は抜本的に見直しなどの動きを見守る必要があり、時宜に見合った対応を執って頂きたい。

## 2. 外国市場における Enforcement の強化

◆模倣品・海賊版排除対策の実効性を高める努力：戦略 2 知財イノベーション競争戦略

(要望)

・本条約の早期発効と、今後、より実効性を高めるべく新興国・途上国への働きかけを強め、とりわけ中国の取り込みを図り、加盟国を拡大する努力が望まれる。

◆国際知的財産保護フォーラム（IIPPF）の継続推進：戦略 2 知財イノベーション競争戦略

(要望)

・IIPPF 活動は広州ミッションが組まれたように拡大・活発化している。政府としても IIPPF 支援体制の維持・強化（IIPPF 支援対応人材の配置、IIPPF 活動施策との連携、並びに予算措置）を講じることが望まれる。

◆外国の判例の研究並びに裁判制度の透明性確保：その他

(要望)

①諸外国での裁判を闘うには、裁判の予見可能性を高めるために基礎となる関連判例の研究が不可欠であり、判例研究のための仕組み（含む現地語の翻訳の推進）を検討願いたい。

②日本企業が巻き込まれた事件においては、被告企業のヒアリングを通じ、進歩性判断基準が低いために特許無効となしえなかつた事情はないか、単なる訴訟の遂行の仕方が悪かったのか、分かりにくい訴訟制度が一因ではなかつたのか等を分析し、進歩性判断基準や訴訟制度上の問題があつたとすれば、その是正を求めていただきたい。

## III. 国内における諸問題への対応

### 1. 競争力阻害要因の除去

◆標準化への関心を産業競争力に変える工夫：戦略 1 国際標準化のステージアップ戦略

(要望)

①デジュール標準、フォーラム標準等に主導権をもって規格に知財を埋め込むことの大事さは一般に認識してきた。標準化活動支援において、個別案件毎に支援することを原則とするとした場合は、どこへ相談すれば、どのような支援が得られるのかの情報を開示願いたい。

②標準化人材育成のプログラムの開示も求めたい。

③標準化に伴う hold up 対策、たとえば公共性の高い規格に関して規格必須特許を保持する者もしくはその特許の継承者が規格実施者に対し規格策定後に差止め請求権を武器に法外な特許実施料の請求をする場合の対策の検討をお願いしたい。

◆特許制度の健全化のための研究：その他

(要望)

①本題は、強制実施権や公共の福祉と知的財産（権）問題に通じる「特許法の理念」に関わるものであるが、経済の仕組みの変化に伴い従来からの特許制度が変わってきているのか、それとも現行特許制度設計が限界にきているのか、掘り下げた議論が求められる。

②また、特許制度小委員会報告では、いわゆる「パテントトロール」や国内外の技術標準をめぐる権利行使の実態、諸外国における議論、国際交渉や我が国における判例などの動向を踏まえつつ、差止め請求権の在り方について多面的な検討を行うことが適当であるとの指摘がなされた。この点を踏まえ、多面的な検討を加速化しつつ行った上で、引き続き、我が国にとってどのような差止め請求権の在り方が望ましいか、検討することが適当である。』を担保する仕組み（ワーキンググループの形等）を維持願いたい。すなわち、どのような状況において差止め請求権が制限されるべきか、およびその場合にいかなる補償を特許権利者に与えるべきか等、具体的に議論を深めることが必要である。

◆日本版バイドール法関連の契約書・報告の統一化および内容見直し：戦略 2 知財イノベーション競争戦略

(要望)

・日本では日本版バイドール法運用上の企業負担があまりにも重い。日本においても早期に政府プロ

ジェクト関連の契約書・報告書の統一化や内容の見直しを行い、日本版バイドール法の実効性を高めていただきたい。

◆公共事業入札と営業秘密保護の実態把握のための調査：戦略2 知財イノベーション競争戦略（要望）

- ・公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針が、平成17年8月26日閣議決定において示され、「各発注者は、説明責任を適切に果たすという観点から、落札者の決定に際しては、その評価の方法や内容を公表しなければならない。その際、発注者は、民間の技術提案自体が提案者の知的財産であることにかんがみ、提案内容に関する事項が他者に知られることのないようにすること、提案者の了承を得ることなく提案の一部のみを採用することのないようにすること等取扱いに留意するものとする。」と謳われている。

閣議決定の基本方針には、これの周知徹底のために、一般地方公共団体並びに特別地方公共団体に対する指導及び支援もその大きな項目の一つに掲げられている。したがって、今一度、基本方針「発注者は、民間の技術提案自体が提案者の知的財産であることにかんがみ、提案内容に関する事項が他者に知られることのないようにすること、提案者の了承を得ることなく提案の一部のみを採用することのないようにすること等取扱いに留意するものとする。」の周知の度合いに付き、TPPで要求される項目となる可能性もあり、実態調査を願いたい。

## 2. 国内競争力アップのためのサポート強化

◆中規模企業に対するきめ細かい対応：戦略2 知財イノベーション競争戦略

（要望）

- ・施策では中小企業に対する施策が目白押しであるが、大企業の範疇に入らず、また、中小企業の定義（資本金、従業員数）から外れた層（中規模層）に対する取り組みがおろそかになっている感がある。

したがって、中小企業の定義の見直しもしくは、中規模企業に対するきめ細かい支援を願いたい。

◆大学の育成と真の产学連携に向けての努力：戦略2 知財イノベーション競争戦略

（要望）

①上記のように、大学において特許取得が本当は不要であったのかもしれない事例がある。研究投資を回収することは大事であるが、特許出願をしただけでそれが可能と認識されていれば問題の根は深い。大学にとって特許の意義、戦略を再検証し、真に有用な発明に焦点を当てて出願するよう指導願いたい。

②コンソーシアムのイノベーション促進と効果的知的財産（権）の獲得を目指した動きが始まっていることは評価できるが、手本はベルギーのIMECにあって、IMECのような大型産官コンソーシアムや画期的な発明の実用化を支援するベンチャー育成策のしかけとに結びついているのかを検証し、引き続きそれらを効果的に推進するための知財施策の整備を実施していただきたい。

◆共同研究コンソーシアムや発明の実用化を支援する仕組み：戦略2 知財イノベーション競争戦略

- ・特許庁から「イノベーション促進に向けた新知財政策」において、国の資金が投入され、複数の大学・研究機関が連携して取り組んでいる「研究開発コンソーシアム」を対象として、知的財産戦略の専門家を派遣することにより、当該コンソーシアムにおける特許出願戦略、特許活用戦略等の知財戦略の策定を支援し、更なるイノベーションの促進を図ることを目的とした知財プロデューサ派遣事業が提言され、独立行政法人工業所有権情報・研修館が平成20年度より、知財プロデューサのコンソーシアム派遣が試行的に開始しているようである。

（要望）かように、

## IV. 特許庁の政策官庁としての機能強化

◆特許特別会計の射程についての官民協議体制：その他

（要望）

①本制度のユーザーは、ユーザーが納める出願、審査請求、審判請求等の手数料並びに年金によって構成される特許特別会計には、特許行政に関わる直接的効果だけでなく間接的効果も期待している。たとえば、模倣品・海賊版対策、事業リスク軽減のための不当な制度の是正、PPH等海外に向けた取り組みなどは、国内外の知財政策をリードする政策官庁としての強化が望まれる。

②今回の仕分けにおける特別会計制度の射程に関しての評価は、官民の合意が成立してなかった点が

問題視された感がある。今後官民で常に特許特別会計の射程を議論し、合意を形成することを望みたい。

③小中学生に対する知的財産教育が、文部科学省の教育課程への統合という結果になったが、小中学生に対する知的財産教育は、必要な教育である。したがって、多面的教育プログラムを抱える文部科学省がきちんとした予算をつけて知的財産教育を実施しているのか検証した上で、今後どのような形で教育を実施するのがよいか、検討願いたい。

◆長期的施策を支える体制整備：特許庁長官の任期の適正化：その他

(要望)

・グローバル市場を見据えた時、日米欧の三極の連携は重要である。また、中国、韓国を入れた五極体制が IP5 という形でスタートしている。三極における施策をリードする意味で、また、五極でのプレゼンスを保つためにも、特許庁長官のポジショニングは大事である。さらに、国内の知財行政についても、特許庁長官の任期が現状のような原則 1 年という仕組みの中では、短期的に刈り取ることができる成果しかターゲットにし得ず、強力なリーダシップで中期戦略を遂行する責任感は醸成でき難い。

今次の特許庁長官の任期は複数年となって、望ましい方向に向かっているので、中長期計画立案と在任期間の長期化による成果刈り取り策を維持願いたい。

No.	法人・団体名
25	日本弁理士会
意見	

⟨⟨要旨⟩⟩

【戦略 1 について】

- (1) 弁理士の国際的活動の前提事項であるところの「知的財産の係争事件に関連する弁理士と依頼者との間で交わされた文書の開示免除」について、明文化することを望む。
- (2) インターネット取引に関し、取引の主催者その他の ISP (インターネット・サービスプロバイダ) に対する出品者その他の発信者情報開示請求の代理（知的財産権に関する）を弁理士が行えるように、弁理士法に、プロバイダ責任制限法第 4 条の発信者情報開示請求の代理を追加する。

【戦略 2 について】

- (1) 中小企業のグローバル展開支援においては、単なる海外調査に止まらず、知的財産権の専門家たる弁理士の調査結果の分析及び知的財産を活用した競争戦略の立案までを支援する体制作りをお願いしたい。
- (2) インターネット上から海外進出先のタイムリーな知財情報を容易に取得できるように、各国における知財調査環境の整備を支援していただきたい。
- (3) 中小企業における総合的なグローバル展開を支援するべく、経営・事業の観点と一体となった知財面での支援が行えるような施策を望む。
- (4) 中国語・韓国語を中心とした外国語特許文献の日本語検索、分析等を可能にする検索環境をより早く実現していただきたい。
- (5) 海外シフト先で創作された知的財産を如何にして日本に取り込み、日本の発展につなげるかの方策を検討していただきたい。

【その他について】

- (1) 証明商標（地理的表示を含む）の商標法での採用の適否についての検討を進めていただきたい。

⟨⟨全文⟩⟩

【戦略 1 について】

- (1) 知的財産の係争事件に関連し、弁理士と依頼者との間で交わされた文書を開示免除対象とすることを明文化する法律改正を望む。

(理由)

米国では知的財産の訴訟において証拠開示手続 (Discovery) が定められている。この証拠開示手続においては、相手方に対する関連情報の提供について例外的免除を認める秘匿特権が認められて

いる。判例法（Common Law）を基礎とする米国では、秘匿特権の一つとして、弁護士－依頼者秘匿特権（Attorney-Client Privilege）が認められている。ここで日本の弁理士と依頼者との間で交わされた文書が、この弁護士－依頼者秘匿特権に基づいて例外的免除を受けられるかどうかは、個々の裁判所の判断に委ねられている。過去の裁判例を参照すると、弁理士と依頼者間の文書について秘匿特権が認められるかどうかは、日本の法律の規定に依拠するところが多い。

日本で証拠提出拒否が認められる場合を規定した民事訴訟法第220第4号ハ及びニでは、訴訟が始まる前に弁理士と依頼者との間で取り交わされた見解やアドバイスなどの文書が証拠提出を拒否できる文書に当たるかどうかは明確とはいえない。さらに、民事訴訟法196条には職務上知りえた秘密について弁理士は証言を拒否することができる旨が既定され、この条項に基づいて米国の近時の裁判例では日本国弁理士の作成した書面について秘匿特権を認める判決がなされている。しかしながら、民事訴訟法上の証言拒否権と米国等の判例法にもとづくディスカバリー制度化の守秘特権とはそもそも本質的に異なるものであり、米国での現在の判例動向が恒久的に変化しないとの保証はない。このような状況では、米国を含めグローバルに事業展開する日本企業が、外国で訴訟に巻き込まれたときに、不利な証拠開示を強要される可能性がある。そのような状況に鑑みると、弁理士も依頼者にうかつに見解を提示することができず、依頼者も安心して相談することができない。なお、米国以外にも、判例法を基本とする他の国では、同様の問題が生じる可能性がある。

したがって、弁理士法、その他の法律において、日本の弁理士と依頼者との間で交わされた文書が開示免除となることが明確となる法律改正を望むものである。このことは、企業、特に中小企業が国際的に進出していくにあたり、弁理士が知的財産権に関し、国際面でサポートすることの大前提事項である。

（2）インターネット取引に関し、取引の主催者その他のISP（インターネット・サービスプロバイダ）に対する出品者その他の発信者情報開示請求の代理（知的財産権に関する）を弁理士が行えるように、弁理士法に、プロバイダ責任制限法第4条の発信者情報開示請求の代理を追加する。

（理由）

- ①特許権、商標権等の侵害行為はウェブ上でも多発しており、知的財産に関与する弁理士に対する相談も増え、迅速適切に対応する必要性が増している。
- ②インターネット・オークションその他のインターネット上商取引にアップロードされた海賊版・模倣品の出品については、知的財産の保護の観点から世界的にその対策強化が求められている。このアップロードに関する出品者やISPに対して、情報の削除請求のみでは、悪質な者は繰り返し海賊版等をアップロードし、「いたちごっこ」となり、権利者の十分な保護が図れない。そこで、ISPに対し、発信者情報を請求して権利者の適切な保護を図る必要がある。知的財産に関与する弁理士が発信者情報を開示する請求に関連する業務の代理ができないと、侵害者に対する権利行使を迅速に行うことができず、権利者保護が図れない。また、このような救済を弁理士は実際に期待されている。

また、現在は、真偽の識別が困難な疑義物品、特許権や意匠権等の知的財産に係る非明白な模造品の案件等、知的財産の専門家による処理が必要な相当な多数の案件が残存している状況である。日本の知財戦略推進を担う専門家である弁理士が模造品対策に関与するためにも、この業務は不可欠なものである。

【戦略2について】

（1）中小企業のグローバル展開支援においては、単なる海外調査に止まらず、知的財産権の専門家たる弁理士の調査結果の分析及び知的財産を活用した競争戦略の立案までを支援する体制作りをお願いしたい。

（理由）

企業、とりわけ中小企業は、経営資源に余裕がないことが多い、海外展開を図るにあたってのリスクを抑えることが一層必要になる。知財面におけるリスクの抑制のためには、進出国における知的財産権情報を調査し把握するだけではなく、知的財産権情報を分析し、知的財産を活用した競争戦略を予め立案しておくことが、不測の知財訴訟に巻き込まれないためにも重要である。一方、知的財産権情報の中から経営判断に必要な情報を引き出し、知的財産を活用した競争戦略を立案するためには、知的財産権の権利範囲や解釈などの専門的な知識に基づく分析が不可欠である。

しかし、中小企業にあっては、知的財産権に関する知識が十分でない場合が多く、知的財産情報を入手しただけでは、知的財産の分析や知的財産を絡めた競争戦略の立案を十分に行うことができないと考える。

したがって、中小企業のグローバル展開としての海外事業化支援においては、単なる海外調査に止まらず、知的財産権の専門家たる弁理士の調査結果の分析及び知的財産を活用した競争戦略の立案までを支援する必要があると考える。なお、この場合にも上記「戦略1の（1）」で提案した「弁理士と依頼者との間で交わされた文書を開示免除対象とすること」についての明文化が大前提となる。

（2）インターネット上から海外進出先のタイムリーな知財情報を容易に取得できるように、各国における知財調査環境の整備を支援していただきたい。

（理由）

急激な円高、国内市場の低迷・縮小等に伴い、中小企業等にとっては海外進出が戦略上の重要なポイントの一つとなっている。海外進出におけるリスクを減らすためには、知財の活用は欠かせず、そのためには、進出先の知財に関する情報を予め調査することが必須である。しかし、市場として成長が見込まれるアジア市場の国々においては、我が国の特許電子図書館のような調査環境が十分に整備されているわけではなく、タイムリーな知財情報を入手しにくい状況にある。また、中小企業等においては、資金面もさることながら、経営資源の1つである人的資源が不足している。そのため、限られた人員、資金しかない中小企業等であっても、インターネット上から進出先のタイムリーな知財情報を容易に取得できるように、各国における知財調査環境の整備を支援することが望まれる。

なお、知的財産推進計画2011にあるように、グローバル知財システムの構築をリードすることは、中小企業等にとっても重要な施策であると考える。特に、資金や人員に乏しい中小企業等にとって出願または権利化された知財に対する審査結果や権利解釈の予測性の高い方が、コスト上も戦略を立てる上でも好ましいので、各国の審査・保護の体制等が我が国と整合するように、グローバル知財システムの構築を積極的にリードすることは重要である。

（3）中小企業における総合的なグローバル展開を支援するべく、経営・事業の観点と一体となった知財面での支援が行えるような施策を望む。

（理由）

中小企業における総合的なグローバル展開を支援していくためには、支援側も、経営・事業の観点と一体となった知財面での支援が必須であり、換言すれば、知財視点を導入した経営・事業に対する支援が必要であると考える。より具体的な施策イメージとしては、前記支援能力を有する弁理士を中小企業が十分に活用することができるよう国がサポートする施策を望む。

（4）中国語・韓国語を中心とした外国語特許文献の日本語検索、分析等を可能にする検索環境をより早く実現していただきたい。

（理由）

中国特許庁(SIPO)には中英翻訳の機能がまだ付いていないが、中国語しかない先行技術が実際に出てきている。そのため、知的財産推進計画2011の「戦略2」にある『世界中の技術を調査可能とし、成果を出願人に提供できるよう、中国語・韓国語を中心とした外国語特許文献を日本語で検索可能な環境の整備を進める』を早く実現していただきたい。また、今後は特に中国が知財の分野で存在感を増し、中国発の最先端技術に関する特許出願や、独自の商標出願も益々増加するであろうことから、外国語特許文献の検索のみならず、中国における主要出願人の出願内容の分析や特定分野の技術マップの作成等、日本のユーザが効率的に自身の知財を保護する戦略を立てるのに有用な情報が提供されるような一層有益な検索環境のより早い整備が望まれる。

（5）海外シフト先で創作された知的財産を如何にして日本に取り込み、日本の発展につなげるかの方策を検討していただきたい。

（理由）

昨今、日本の経済の低迷及び世界経済の影響による円高により、日本の企業も海外（発展途上国）での生産へとシフトしており、最近では生産に加えて研究拠点までもが海外へと移っている。欧米

企業に追随する動きである。二、三十年前は、製造その他の分野での日本の技術力の進歩に支えられ、日本の技術は世界のトップレベルとなり、知財の分野でも日本が世界をリードする国の一つとなっていた。10年前から最近までは、過去の知財の蓄積に支えられ、引き続き技術及び知財分野でも高いレベルを保持していた。

しかし、上記のように、生産拠点の海外へのシフトにともない、製造に関するノウハウ等の蓄積が海外でなされるようになり、日本における知財の資産の蓄積が低迷していると思われる。今後は、研究拠点の海外へのシフトが加速することによって、より高度な知的財産の創作や蓄積が海外で行われることになる。グローバル企業においては、この現象が顕著に現れてくると考えられるが、大学や準公的機関においても例えば医薬の分野では海外での開発の方が早いので海外で（多くの場合は海外企業と組んで）開発する傾向にある。このように日本企業であっても或いは当初は日本の資金で創作されたものであっても、海外での知財の創成と蓄積という現象が生じている。このような知的財産を如何にして日本に取り込み、日本の発展につなげるかは喫緊の検討テーマではないかと考える。戦略を間違えると、将来、例えば二、三十年後に、日本の技術及び知財の低迷が懸念される。したがって、例えば日本へ出願が回帰するような施策の構築を望む。

#### 【その他について】

(1) 証明商標（地理的表示を含む）の商標法での採用の適否についての検討を進めていただきたい。  
(理由)

##### 1) 現行制度

地理的表示とは、ある商品について、その確立した品質、社会的評価その他の特性が当該商品の地理的原産地に主として帰せられる場合において、当該商品が加盟国の領域又は領域内の地域若しくは地方を原産地とすることを特定する表示（TRIPS協定22条1項）をいう。

現在、わが国において地理的表示は、以下により保護されている。

§ 不正競争防止法（原産地の誤認を招く表示等について2条1項13号—TRIPS22条に対応）、

§ 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律に基づく表示（酒団法）

（ワイン、蒸留酒、清酒の地理的表示の保護—TRIPS23条に対応）、

§ 商標法

商標法4条1項17号（TRIPS23条2、24条9に対応）

地域団体商標

##### 2) 地理的表示の制度的保護の必要性

世界各国において地理的表示は証明商標制度その他の制度によって保護されており、海外における日本の地理的表示の早急な保護の必要性を考慮すると相互主義に鑑みわが国においても制度的保護が望ましいと思われる。

しかし、現行では、わが国における積極的な保護は、酒団法による限られた商品を対象とするものである。

地域団体商標による保護も可能であるが、地域団体商標は、地名と商品・役務との組合せに限定されており、地名のみ、図形との組合せからなる商標は、登録を受けることはできず、また、日本国内における周知性が要求されることなど、国際的な地理的表示の保護の要求に応じ切れていない。

また、商標法以外の法律での保護がなされると、その保護対象となった地理的表示を拒絶理由に加えるなどの商標法改正が必要となり、法整備が複雑になるという懸念もある。

したがって、国際的観点からみて、わが国においても、地理的表示を証明商標制度の導入などにより積極的に保護することが望まれていると考えられるので、そのメリット・デメリットを含めより具体的な検討を進めていただきたい。

#### «要旨»

#### 【戦略3について】

電子書籍の市場整備の加速化のため、著作権法上の公衆送信権に関連して電子書籍のための、例えば下記提案のような法整備の採否について検討していただきたい。

1. 公衆送信権の一部に電子出版権（仮称）を創設することを骨子とする法整備の採否について検討していただきたい。

2. 上記検討依頼に係る電子出版権（仮称）が創設された場合に、それに併せて一定の権利制

限等の調整規定を設けることについて検討していただきたい。

3. 上記検討依頼に係る電子出版権（仮称）が創設された場合に、出版権と電子出版権にそれぞれ、電子的頒布（公衆送信）と有形的複製についての禁止権を与えることについて検討していただきたい。

«全文»

【戦略3について】

電子書籍の市場整備の加速化のため、著作権法上の公衆送信権に関連して電子書籍のための、例えば下記提案のような法整備の採否について検討していただきたい。

1. 公衆送信権の一部に電子出版権（仮称）を創設することを提案する。

ここで、電子出版権（仮称）とは、公衆送信権（著作権法第23条）の一部に電子書籍のための電子出版権として設定されるものであり、複製権（著作権法第21条）に対する出版権（著作権法第79条、同第80条）に相当するものである。

2. 上記電子出版権（仮称）には、差止請求権等を認める他、権利の創設に併せて次のような一定の権利制限等の調整規定を設ける事を提案する。

(2-1) 電子出版権者が、その業務の範囲で行う著作物の複製行為に対する権利除外規定を設ける。

(2-2) 電子出版権の再許諾についての規定を設ける。

(2-3) 電子出版権侵害者に対する電子出版権者の権利保全義務を課す。

(2-4) 第112条(差止請求権)、第113条(侵害とみなす行為)、第114条(損害の額の推定等)、114条の2(具体的態様の明示義務)、第114条の3(書類の提出義務)、第114条の4(鑑定人に対する当事者の説明義務)、第114条の5(相当な損害額の認定)、第114条の6(秘密保持命令)、第119条(罰則)、その他の規定について、出版権と並んで電子出版権を明記する。

3. 出版権と電子出版権にそれぞれ、電子的頒布（公衆送信）と有形的複製についての禁止権を与えることを提案する。

（提案の背景）

1. デジタル・ネットワーク化の進展に伴い、電子出版が急速にその市場規模を拡大しつつあるが、このような環境変化の中にあっても、旧来の紙出版と同様に、我が国の豊かな出版文化を継続的に発展させていく必要がある。

また、海外に対するコンテンツビジネスがますます進展していく中で、その国際競争力を強化していく必要もある。

このためには、著作物の出版者乃至配信者の継続的・安定的な事業活動が保障され、つつ、ユーザーが広くアクセス可能であって、新たな創作へのインセンティブが生じていく、創造・保護・活用による著作物の重畳的な再生産が可能な環境を整備する事が必要である。

また、電子出版のデジタルコンテンツという特性上、言語、映像、音楽等が融合し、これまでの紙出版物と比して複雑な権利関係が生じることが想定され、さらには、デジタルコンテンツは国内市場にとどまらずグローバルな流通が行われるものであることから、著作者とそのデジタル化された著作物の配信者との権利関係が明確になっている環境が求められる。

これらを実現するためには、

ア. ユーザーのアクセス容易性・利便性を確保しつつ、電子出版物の作り手／送り手である著作者／配信者に対し適切に利益が還元される仕組み。

イ. 電子出版市場の活性化、多様化という観点から旧来からの紙出版を担ってきた者だけではなく、ボーンデジタルを含むさまざまな電子出版物の作り手／送り手が、新規に参画しやすい仕組み。

ウ. これまでの出版文化を支えてきた我が国固有の出版文化・商慣習を尊重しつつも、グローバル化に対応した契約処理による権利関係の明確化。

エ. デジタル情報の複製容易性、拡散性の高さに伴う被害の甚大さを十分想定したうえでの、違法行為に対する権利者保護の仕組み。

などが求められる。

とりわけ、上記エの違法行為に関しては、既に被害が発生し、今後も増加していくことが予想さ

れている。例えば、無断で紙媒体の書籍の内容をスキャニングして電子ファイル化し、これを電子書籍としてインターネット上にアップロードする行為や、CD-ROM化して販売する行為などである。

これらの違法行為に対しては、著作者・著作権者が原則として対応する事になるが、著作権者は個人であることが少なからず有り、訴訟の煩わしさなどの理由から対処できずに野放しになつてゐる場合も多い。また、出版者がこれら違法行為に対処することも考えられるが、仮に著作権者と出版者とが出版権（著作権法79条）を設定したとしても、出版権の及ぶ複製の手段は「原作のまま印刷その他の機械的又は化学的方法」に限定されており（著作権法80条1項）、またネットへのアップロードは公衆送信権侵害であるから出版権の及ぶ範囲ではないため、無断で書籍の内容を電子ファイル化してインターネット上にアップロードされた場合のような上記違法行為に十分な対応ができないのが現状である。

したがつて、我が国における電子書籍の適正な利用を推進するための法的整備が急務である。

2 一方、この問題に関しては、既に「電子書籍の流通と利用の円滑化に関する検討会議」が設置されており、平成23年12月21日には会議開催も第14回を数えるところである。

しかしながら同会議では、出版者への著作隣接権の付与を求める出版社側と、これに慎重な姿勢の構成員との間で意見が対立しており、上記問題に対する早期の立法的解決の障害となっている。

確かに、音楽等の音の著作物等について、その伝達者としてレコード製作者の権利としての著作隣接権が認められているところ、文書の著作物の伝達者として出版者に著作隣接権が認められていないことについて、バランスに欠ける旨の出版者側主張には首肯できる点がある。

すなわち、レコード製作者の権利がそのレコードに固定された音についてはコントロールできる一方、元の著作物（例えば楽曲や歌詞）については、再度の別のレコード製作を行うことで、前レコード製作者の著作隣接権の範疇外とすることもできるため、著作権者と著作隣接権者それぞれの保護バランスが担保されている。

これと同様に、出版者に対して、その出版者の製作した「版面」については当該出版者のコントロール下とし、元の著作物が別の態様で出版等されたときには前出版者の著作隣接権が及ばない旨を担保する前提に立てば、出版者の権利創設についての主張には一定の理解を示すこともできるものである。

一方、こうした、出版者への著作隣接権の付与の是非についてはさらに検討を重ねるとして、本提案はこの議論とは別に、上記問題点に対して早急に対処できるようにするためのものである。つまり本提案は、急務とされる違法行為に対する対処に関する問題のみを早期に解決するためのものであつて、将来的に出版をする者に著作隣接権を付与することに対しては肯定も否定もしないことに留意されたい。

3 また、本提案は、著作権者の意思を尊重する立場から、上記違法行為への対応を契約によって対処する事を意図する方策である。

契約による対処法としては、上記「電子書籍の流通と利用の円滑化に関する検討会議」でも以下の3つの方法等が検討されている。

ア. 出版者に対する著作権の譲渡

イ. 独占的利用許諾契約による債権者代位権の行使

ウ. 「出版権」の規定の改正（電子書籍化とその利用）

しかしながら、上記3つの方法には以下の欠点があると考える。

(ア).「ア. 出版者に対する著作権の譲渡」は、「デジタル雑誌配信権利処理ガイドライン」などで、期限付き（1～3ヶ月）の「複製権」、「公衆送信権」等の譲渡が定められるという現行制度内においては最も現実的な方法である。しかしながら、権利侵害者の対処のためとはいへ、複製権や公衆送信権などの権利そのものを著作権者が譲渡することは、法的不備に対応してやむを得ず行われる解決策であり、必ずしも著作権者の本意ではないと考える。かかる対応を行う著作権者は、電子書籍に関する排他的独占利用権が創設されれば、本権の譲渡ではなく、かかる利用権をいっそう活用するものと考える。

(イ).「イ. 独占的利用許諾契約による債権者代位権の行使」は、対処の可能性があるという学説が存在しているだけであり、判例により確立された対処法ではない。そもそも本来の債権者代位権（民法423条）は、無資力要件が課されており、それ以外の事案への適用は、債権者代位権の転用にすぎない。これは法整備が不十分なケースにおける法技術であり、特に、法改正が困難な民法などの

一般法とは異なる立場にある特別法においては、債権者代位権の転用の可能性があるからといって、必要な立法を行わないのは本末転倒である。

(ウ)、「ウ、「出版権」の規定の改正（電子書籍化とその利用）」は、契約による解決を立法にて行うものである。しかし「出版権」自体を拡張することは、以下の3点で問題がある。

A. 出版権はそもそもいわゆる「版面」に関する権利であり（著作権法81条1項）、版面を超えた違法行為、例えば印刷物を文字認識させるスキャンを行って、その文字情報をネットで配信するような行為に対して権利が及ばない。逆にそのような範囲まで権利を及ぼす改正を行うと、従来版面に限って認めてきた複製権の利用範囲を拡張することになる。

B. 出版権を拡張することで、紙媒体によって出版を行う者と電子書籍により出版を行う者が同じであることが条件となってしまい、電子書籍の出版のみを取り扱いたい新規参入者の障壁になる。また紙媒体による出版と電子書籍の出版とは別の業者にしたいと考える著作権者の選択の幅を狭めることになる。

C. 電子書籍においては出版の義務が果たされやすく、出版権を拡張することで、出版を行う者の義務が曖昧になる。

具体的には、サーバー上に電子書籍を購読可能な状態に置いておけば出版の義務が果たされたと解されるので、これにより、紙媒体では絶版であっても出版をする者の出版継続義務（著作権法81条1項2号）が果たされていることになる。

以上のような背景の下に、本意見は上記で提示したような様々な問題の解決を、既存の権利の枠内で契約によって生ずる新たな権利を創設する事によって行おうとするものである。

No.	法人・団体名
26	日本弁理士会 東海支部

### 意見

#### I. 特許権等に関する訴えの一審の専属管轄に関する提案

(1) 特許権等に関する訴えの一審の専属管轄につき、その専属管轄化の理念を、東京地方裁判所又は大阪地方裁判所から離れた地方においても浸透させ、地方に対する利便性を向上させる制度を設けるべきである。

現制度は、改正前の競合管轄制度に比べると、地方に在住する者にとっては、利便性の欠如や専属管轄裁判所が遠隔の地にあるための経済的損失があり、ひいては、裁判を受ける権利を侵害するという欠点が指摘されているところである。

新制度の施行後、地方の企業や、経済的余力がない個人や中小企業にとってみると、専属管轄裁判所が居住地から遠隔の地にあることによる時間的損失及び経済的損失のために、有効な特許権を取得しておきながら、特許権侵害の訴えを断念した事例があり得る。また、この事情は、提訴圧力が抑制されることから、円滑な実施契約の締結を阻害したり、隠れた侵害を増長させる原因ともなる。

逆に、上記理由のために、経済力がない企業者が訴訟に応訴することを断念し、特許権を侵害していないにもかかわらず、不合理な実施許諾契約を締結せざるを得ない事例もあり得る。

これらのこととは、現一審専属管轄制度には、有効な知的財産権を創成しておきながら、その知的財産権が充分に活用できないという弊害があることを意味する。地方に在住の企業において、知的財産権を新たに創成する意欲を喪失させ、疲弊した地方を活性化させることの阻害要因になっていると思われる。

地方の企業や中小企業を育成し支援することを知的財産推進計画の精神としていること及び中小企業基本法第3条に規定する中小企業の保護及び育成に関する基本理念を考えると、未だ、十分ではないことを意味している。

そこで、以下のことを提案したい。

#### (2) 専属管轄地方裁判所を拡充する。

各高等裁判所の所在地に所在する各地方裁判所を専属管轄地方裁判所に加えることを提案する。あるいは、これらの地方裁判所を専属管轄にした上で、これらの地方裁判所の何れにも提訴できるようにすることを提案する。または、東京地方裁判所の専門部の巡回裁判所を提案する。

名古屋地方裁判所は、改正前の競合管轄制度の下では、知的財産権関係の訴訟が特定の民事部に集約されて審理されていたことから、判決の予見性、画一性が実現されていたとの経緯がある。したがって、名古屋地方裁判所を、第一審の専属管轄とすることに、それほどの問題はない。提案の制度は、ユーザフレンドリーな訴訟制度となるので、地方における知的財産権の活用及び地方における企業の育成を促進するものとなる。

## II. 特許に関する付与後異議申立て制度の創設に関する提案

特許異議申立て制度を創設する。特許異議申立て制度が廃止された結果、本来取消されるべき特許権が、潜在的に、多数存在している。信頼性の高い特許権を発生させることは、特許権者及び第三者の権利の活用にとって重要である。無効審判では請求の障壁が高いので、より簡便な公衆審査による異議申立て制度や再審査請求制度を導入すべきである。

### 付与後異議申立て制度が廃止される直前5年間(1999-2003年)における特許異議

申立ての1年当たりの平均申立て件数は、4860件/年であり、同期間における特許無効審判の1年当たりの平均請求件数は、277件/年である(特許年次報告書の数値より算出)。

一方、付与後異議申立て制度が廃止された後、最近6年間(2005-2010年)における特許無効審判の1年当たりの平均請求件数は、281件/年である。また、無効審判の請求認容率(一部認容を含む)は57%と高率である。また、無効審判の審決に対する出訴件数は165件/年、審決数に対する出訴率は63%である。

以上のことから、付与後異議申立て制度が廃止されても、無効審判の請求件数は、1.4%(4件/年)しか増加していないし、以前には存在していた、4860件/年の特許取消を目的とする公衆審査の要求は、制度上、無理に抑制されていると言える。

また、無効となる率は57%と効率であることを考えると、現存する特許権の中には、無効とされるべき特許も多いと考えられる。

これらのこととは、現存する特許権の中に、特許の取消し理由の内在する可能性のある特許権、又は、企業者にとって取消したいと思う特許権が、年、4860件/年の割合で、放置されていることを意味する。

本来、取消されるべき特許権が存在したり、簡便に申立てができる取消制度が存在しないために、製品化を断念するなど、企業者の製品の製造、販売活動が阻害されていると言える。

また、潜在する本来取り消されるべき特許権の増加は、特許が尊重に値しないとの感を世間に与え、特許権の信頼性を低下させ、特許制度そのものの魅力を低下させていることになる。また、特許権者にとっても、実施可能性のある第三者の申立てによる異議審査を経ていないために、不安定な権利のまま保持され、このことが特許権の使い勝手を悪くする原因となっている。

これらの結果、特許制度を利用する者の減少を招き、上記のことが、近年の特許出願件数を減少させている一因になっているとも思われる。信頼度の高い特許権の数を増大させることこそ、科学技術創造立国、知的財産創造立国にとって必要なことであり、日本の技術力の強化につながる。

当事者対立構造をとる無効審判は、上記のように審決が何れであっても、出訴の確率は高く、無効審判に係る特許は、それだけ重要な特許であることが分かる。

その一方で、無効審判の場合には、請求人と被請求人間の力関係や資金力の相違により、請求を諦めているケースが多い。特に、請求人が中小企業者の場合には、このケースが多いものと思われる。

したがって、中小企業を保護する意味においても、当事者対立構造をとる無効審判の請求の障壁が高いことを是正し、無効審判制度を補完する意味において、付与後の一定期間に、瑕疵ある権利の発生を未然に防止する特許異議申立てを認める公衆審査制度を創成すべきである。

また、信頼性の高い使い勝手の良い特許権を創成するためには、特許権者も、特許権の発生の後、知り得た公知文献を根拠に、再審査請求ができる制度があっても良い。

No.	法人・団体名
27	日本マイクロソフト株式会社
意見	

**意見通番【1／7】**

政府は知的財産戦略大綱に則り日本の「知的財産立国」構想を継続して推進すべき

わが国の少子・高齢化社会を見据え、個々人の労働生産性の向上と産業の根本的な構造転換を進めるためにも、知的基盤社会への変革は不可欠。マイクロソフトは2002年7月に取りまとめられた知的財産戦略大綱に則り、政府が引き続き知的財産の創造・保護・活用を重視する知的財産立国構想を堅持し、推進することを期待し、全面的に協力していきたい。

**意見通番【2／7】**

汎用パーソナルコンピューター上の画面デザイン保護の早期実現（意匠法）

現在の意匠法では、携帯電話等の特定機能を実行する物品については、アイコン等の画面デザインを保護する一方、汎用PC上の画面デザインの保護は未だ手当されていない。2011年の知財推進計画にも盛り込まれているが、携帯端末とPCの境界が曖昧になった実情や、欧米各国に比し対応が遅れていることに鑑み、早急な対応が必要。

**意見通番【3／7】**

著作権権利制限の一般規定における適用範囲は明確な条文により規定されるべき

平成23年意見で述べたとおり、権利制限の一般規定の文言については、仮に一般規定が導入される場合においても、個別権利制限規定が優先されるべきとの関係性を明確にし、適用範囲についての曖昧さを排除したものとすべきである。

特に、これまでの権利制限の一般規定の検討において、C類型が専らリバースエンジニアリングに関する文脈の中で議論されてきているが、リバースエンジニアリングに関しては、既に、個別権利制限規定の創設により対応することとするとの結論を得ていることを鑑み、当該類型においてより広い解釈が可能とならないための条文上の適切な処置を行うことは、企業が安心して事業を行う環境の構築の為にも極めて重要であると思料。リバースエンジニアリングの権利制限拡大は、結果として他国への技術流出を国内において促進する動きにもつながりかねず、知的財産を適切に保護する見地から、国際的調和を前提に引き続き極めて慎重な議論が必要である。

**意見通番【4／7】**

教育における著作権権利制限の対応

学校現場等における著作物の利用に関する著作権法第35条の権利制限は、旧来型のメディア・教育施設を想定するに留まっており、e-learning等ITを活用した先進的かつ効率的な教育の推進においては不十分であるとの指摘は、2004年当時から文化審議会にて議論されているが、関係者の意見を待ったまま結論を見る事もなく先送りされている。本年度の報告書においても改めて個別権利制限規定にて取り扱うこととするとの結論を得たことを踏まえ、新しい教育の在り方に適応する権利制限を含む法改正や簡便な著作権処理の枠組みについて官民連携の上早急な解決が望まれる。

**意見通番【5／7】**

トレードドレスも対象に含め、新しい商標を保護する制度の導入を急ぐべき

産業構造審議会商標制度小委員会において音や動き等の新しいタイプの商標の導入について議論が行われている中で、米国や欧州で保護されるトレードドレスについての検討がその対象となっていないと認識している。PC上のグラフィックユーザーインターフェース等の保護においても当該保護は重要であり、また、国際的調和が図られた知財制度構築のためにも、トレードドレスを保護する制度の構築を早急に検討すべき。

**意見通番【6／7】**

特許制度の国際的調和及び審査の協力等の加速

特許の質を確保する国際的特許制度の調和促進と、特許審査における国際的ワークシェアリングや特許審査ハイウェイ（PPH）等による審査の迅速化・均質化において、引き続き日本特許庁の強いリーダーシップによる早期の実現を期待する。

**意見通番【7／7】**

知財制度途上国における知財制度の構築を他の知財先進国とともに支援

一部の知財制度途上国において特許等の知的財産の出願件数の増加傾向が見受けられるが、知財制度の国際的調和および特許出願人の権利保護のためにも、これらの国の知財制度設計・整備が重要な課題となっている。新興諸国において適切な知財の創造・保護・活用が図られるよう、日本政府が関係諸国政府等と協力して推進することが必要と思料

No.	法人・団体名
28	ビジネス ソフトウェア アライアンス
意見	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・クラウドサービスの普及にあたって生じる新しい知的財産権の侵害への対応の議論は未だ十分とは言えず、更に検討を行うべき。</li> <li>・著作権の一般的権利制限規定は、権利保護を減じることを正当化できる例外的な場面に限って、非常に狭い範囲で適用されるべきであり、今後も、安易に拡大等行うべきではない。</li> <li>・著作権法30条に関し、ソフトウェアにつき、ダウンロードの違法化を法制すべき。</li> <li>・法定賠償を法制すべき。</li> </ul>	
<p>1. その他： クラウド時代に即した知財制度の早急な整備</p> <p>クラウドコンピューティングの技術・サービスや他の先進的なテクノロジーを提供する企業は、引き続き、特許、著作権、及びその他の知的財産権の保護を信頼し、これに大きく依存している。知的財産権法は、権利者に対して明確な保護を与え、不正な利用や侵害に対する積極的な執行を可能とすべきである。</p> <p>今後クラウドが普及していくにあたっては、従来の問題の他、以下の新しい知的財産権の侵害の形態が考えられ、これに素早く対応していくことが必要となってくる。この新しい問題につき一刻も早く対応し、新しい社会的・技術的環境において、知的財産権に依存して技術革新を行う産業とサービスのユーザーの双方にとって予見可能性が高い法制度を策定することによって、日本におけるクラウド発展させ産業競争力を強化するため、世界と協調しながら日本がリーダーシップを取っていくことが期待される。</p> <p>クラウドサービスにおける知的財産権保護と侵害対策に関して考慮すべき4つの形態</p> <p>(1) 再頒布の許諾を得ることなくして、クラウドを利用して不正ソフトウェアを提供する、又は、SaaS(ソフトウェア・アズ・ア・サービス)の提供を行う。</p> <p>(2) 無許諾ソフトウェアが組織内においてプライベートクラウドに利用される</p> <p>(3) プライベートクラウドにおけるライセンス不足</p> <p>(4) SaaSのアカウント認証情報の共有又は不正使用若しくはSaaSのハッキング</p> <p>特に(4)に関しては、不正アクセスの禁止、多様なサービス提供方法を認めるために契約条件を尊重し十分なエンフォースメントを確保することの他、技術的保護手段(アクセスコントロール)の回避規制が重要となってくる。</p> <p>クラウドにおいては、エンドユーザーのパソコン等のローカルエリアに複製物を保存するとは限らない。インターネットとウェブブラウザ等を使って第三者が管理するサーバー上において動作するアプリケーションソフトウェアに処理の指示を行いその処理結果を表示する機能をサービスとして利用する場合、遠隔地で作動するアプリケーションソフトウェアにアクセスすることこそが重要な意味を有するのであり、複製物を作成することの社会的・技術的な意義は希薄になってくる。同様に、正規料金を支払って、著作権で保護された正規のコンテンツの複製物をダウンロードすることと、遠隔地に保存されたコンテンツにアクセスして享受することについて、その差異も希薄になっている。従って、アクセスコントロールを付した上でアクセスを正規に許諾することによる著作物の利用が益々重要となってくるため、著作権者が付した技術的保護手段の回避が規制されなければ、何ら著作物利用の対価を払うことなくして、従来著作権法で保護されていた著作物による便益を不正に享受することができることとなり、社会的・技術的变化に鑑みれば、著作権者の保護にもとることとなる。</p>	

また、技術的保護手段の回避は必ずしも機器やプログラムを用いて行われるものではないから、現在の規制では不十分である。例えば、現在でも、正規ユーザーに与えられる固有の文字列コードをネットワークを通じて接続されるサーバー等が認証するシステムによって、認証されない場合には不完全な複製物として、違法な複製を抑止する保護技術がビジネスソフトウェアに用いられており、その不正な回避による損害は甚大な額に及ぶが、これらの不正な回避には機器やプログラムの入手を必要とするわけではないから、機器やプログラムの販売等のみを禁止する現行法の規制は不十分である。前記のクラウド時代の新しい侵害形態を考えれば、なおさら、自ら回避する行為及び回避に関する不正な取引を規制すべきである。

## 2. その他： 不明確又は十分な根拠に基づかない著作権法の権利制限を行わないこと

BSAは、著作権の基本的な諸権利は著作物の創造の大きなインセンティブになっているものであって、諸権利についての権利制限は、根拠のある必要性に基づくものであるべきで、かつ細心の注意を払って規定されるべきであるという基本的な考えを有している。この観点から、著作権法の権利制限の一般規定の条文化については大変強い関心と懸念を有している。また、今後も、一般規定の更なる拡大等安易に行うべきではない。

### (1) 曖昧で広範囲な一般的権利制限規定の文言としないこと

権利制限の一般規定の文言は、権利者及び利用者にとって、著作物を利用する特定の行為が権利制限規定の一般規定に服するのかどうかが十分に予測可能となるよう、より精緻であるべきと考える。特に、BSAは、平成23年1月付け文化審議会著作権分科会報告書（以下「報告書」という。）における権利制限される利用行為のうちC類型が非常に曖昧であって、その適用範囲が非常に不確実で予測不能であることに懸念を有している。そして、権利制限の外延が理解しうるような具体的条文に近い案について利害関係を有する関係者の意見を聞く機会を設けず、曖昧な概念のみに基づいて法改正をおこなうことを憂慮している。報告書41頁及び42頁に記載された、「権利制限規定の一般的規定を置かない現行著作権法の下において、例えば、権利者の利益を不当に害さず、社会通念上も権利者も権利侵害を主張しないであろうと考えられる著作物の利用」を超えて権利制限を認めたものではないことを再確認のうえ、各類型につき明確な条項を策定すべきである。

この点、報告書利用行為のC類型でプログラムの著作物が実行形式で存在する場合について、プログラムを実行しその機能を享受するための利用はCの類型に該当しないと整理し、脚注83においては、「・・・当該複製は、技術検証の範囲で行われる限りにおいて、（表現を知覚することを通じてこれを享受するために行われていないからという根拠ではなく）プログラムの著作物の機能を享受するために行われているものではないという根拠により、Cの類型に該当しうるものと整理することができるとしているが、これらの表現は紛らわしく誤解をまねくものと言わざるを得ない。著作権法が複製や公衆送信を禁止する禁止権であることに鑑みれば、最終的に実行しなかったことを理由にいかなるその前段階の複製が複製権侵害等を免れるものではないことは明らかであり、少なくともプログラムの機能享受に関連し得る一切の複製（準備・設定段階その他を含む）は明確に禁止されていなければならない（一般的権利制限により適法とはならない）。少しでも広すぎる規定ぶりが、ソフトウェアに関して今まで積み上げられてきた実務及びコンセンサスを著しく破壊するおそれがあることを肝に銘じるべきである。

### (2) 個別権利制限規定が一般的権利制限規定に優先することの明記

まず、著作権の保護と利用の利益衡量を十分に行なったうえで定めた個別権利制限規定における精緻な外延というものを、いかなる権利制限の一般規定にも優先させるべきである。そうしなければ、多くの個別権利制限規定に盛り込まれていて権利保護のための安全弁となっている条件が、有効に機能しなくなってしまうからである。

この点、プログラムの著作物について権利制限が必要となる利用行為の類型として要望が出され議論されたのは、専らリバース・エンジニアリングに関連する利用行為のみであり、これについては、出来る限り不明確性を排除するため、一般的権利制限規定ではなく平成21年報告に基づき個別権利制限規定を創設して対応することとする以上（報告書57頁）、利用行為がリバース・エンジ

ニアリングの場合は全て個別的権利制限規定の要件充足性を検討すべきものであって、この意味でも、個別権利制限規定が一般的権利制限規定に優先することが明記されなければならない。

BSAは、より広い状況の下で逆コンパイルを認めて著作権の保護を減退させることは、不透明さを生じさせ、イノベーションを遅らせ、かつ競争を制限することにより、産業に損害を与えるものであると考え、また、開発者及び消費者には必要な情報を入手するための多くの方法があることを指摘して、権利制限には反対しておりますが、仮に権利制限規定を設ける場合であっても、EUの制定法及び米国裁判所の判例により、現在、逆コンパイルは、極めて狭い範囲でかつ具体的な制限が課せられる条件の下で相互運用性を達成するという唯一の目的のためのみに認められていることや、EUソフトウェア指令が逆コンパイルが認められる場合について厳密に制限していることが参考に値することにつき繰り返し意見を提出している。当該事情は、一般的権利制限規定の導入にあたっても十分考慮されなければならない。

(3) 一般的権利制限規定は任意規定であって、契約をオーバーライドするものではないことの確認前記のとおり、クラウドの環境においては、契約に基づき許諾を与えた範囲で、許諾に基づく認証情報で著作物を利用することが権利者とユーザーとの間の契約内容として大変重要となってくる。権利者の利益を不当に害さず、社会通念上も権利者も権利侵害を主張しないであろうと考えられる著作物の利用について、萎縮効果を排除するために一般的権利制限規定を置くという理由からすれば、契約において明確に禁止されている複製及びその他利用行為、契約において許諾されていないいかなる複製、公衆送信等について、許される必要性も許容性も存在しない。